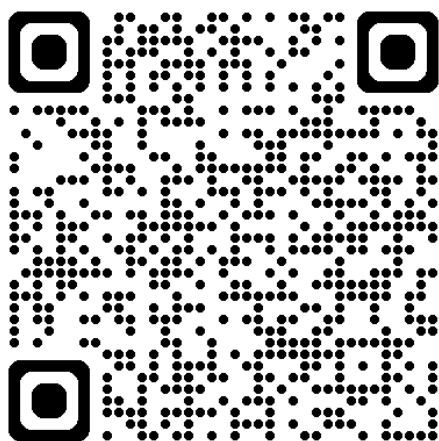


藤沢市障がい者福祉の手引き



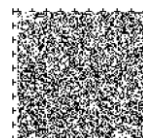
障がい者サポート（Web サービス）
～ひとりひとりにピッタリの
手続・サービスをご案内します～

- 障がい種別・等級別該当制度一覧 P5～8
- 難病等の方の福祉サービスについて P9～11
- 1 相談窓口 P12～22
- 2 手帳 P23～25
- 3 療育・指導・訓練 P26
- 4 医療 P27～38
- 5 補装具・介護給付、訓練等給付、障がい児通所給付・日常生活用具 P39～51
- 6 住宅 P52～54
- 7 情報伝達支援 P55～59
- 8 社会参加支援 P60～67
- 9 手当・年金・給付金 P68～77
- 10 公共料金等の割引 P78～80
- 11 税金の控除 P81～84
- 12 教育 P85
- 13 就労・雇用 P86～87
- 14 スポーツ・文化・レクリエーション P88～92
- 15 その他の制度 P93～96
- 資料 P97～108

「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡



藤沢市



ご利用案内

この冊子は、藤沢市内にお住まいの障がい者（児）とその家族の方々が利用できる主な福祉制度を紹介するものです。

記載内容は、スペースの都合上、全てを掲載することはできませんので、詳細についてはそれぞれの担当窓口までお尋ねください。

また、最新の情報となるよう努めていますが、制度変更等により内容が変わっている場合がありますので、ご了承ください。

■ 障がい種別・等級別該当制度一覧について（5～8 ページ）

この一覧は、各種制度の対象になりうるか否かを一目でわかりやすく表したものです。

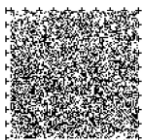
○（該当）や△（一部該当）でも、利用条件や支給制限などにより、利用できない場合がありますので、当該制度の本文の内容をご参照ください。

■ 本文中の記号について

説明文の表題部分に記載されている記号の意味は次のとおりです。

この記号は、主にどの障がいの方が対象となるかを表したもので、手帳所持者に限定したものではありません。

身	：	身体障がい者向け
知	：	知的障がい者向け
精	：	精神障がい者向け



障がい者福祉の手引き

目次

- 障がい種別・等級別該当制度一覧 5
- 難病等の方の福祉サービスについて 9

1 相談窓口

- (1) 障がい者支援課 12
- (2) 障がい者虐待防止センター 12
- (3) 福祉総合相談支援センター 12
- (4) 地区福祉窓口 12
- (5) 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」 13
- (6) 藤沢市保健所・保健予防課 13
- (7) 神奈川県中央児童相談所 15
- (8) 神奈川県立総合療育相談センター 16
- (9) 民生委員・児童委員 16
- (10) 福祉相談員 16
- (11) 藤沢市社会福祉協議会 17
 - ふじさわあんしんセンター
 - くらしよりそい課
- (12) かながわ成年後見推進センター 17
- (13) かながわ福祉サービス運営適正化委員会 18
- (14) 基幹相談支援センター 18
 - ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 18
- (15) 藤沢市委託相談支援事業所 18
 - 総合相談 18
 - 専門相談 19
 - 地域福祉支援センター・マロニエ 19
 - 藤沢市高次脳機能障がい者相談支援事業所
チャレンジⅡ 19
 - 藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート 19
 - 藤沢市発達相談支援センターにじのわ 19
- (16) 神奈川県ライトセンター 20
- (17) 神奈川県聴覚障害者福祉センター 20
- (18) 神奈川県盲ろう者支援センター 20
- (19) 神奈川県精神保健福祉センター 20
 - 精神科救急医療情報窓口 21
 - こころの電話相談 21
 - 特定電話相談 21
 - 面接相談 21
- (20) ふじさわ安心ダイヤル 24 22
- (21) お口の相談窓口 22
- (22) かながわ救急相談センター（#7119） 22

2 手帳

- (1) 身体障がい者手帳 23
- (2) 療育手帳 24
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳 25

3 療育・指導・訓練

- (1) 在宅重症心身障がい児者訪問指導等 26
- (2) 早期療育外来事業 26

4 医療

- (1) 更生医療（自立支援医療） 27
- (2) 障がい者等医療費助成 27
- (3) ひとり親家庭等医療費助成 27
- (4) 育成医療（自立支援医療） 28
- (5) 小児慢性特定疾病医療 28
- (6) 特定疾病療養受療証 28
- (7) 指定難病医療費助成制度 28
- (8) 後期高齢者医療制度に加入できる方 32
- (9) 高額療養費の支給 32
- (10) 入院時の食事代の減額 35
- (11) 精神通院（自立支援医療） 36
- (12) 精神障がい者入院医療援護金 36
- (13) 藤沢障がい者等歯科診療 37
- (14) こくほ特定健康診査・後期高齢者等健康診査・がん検診
・成人歯科健康診査の一部負担金の免除 38

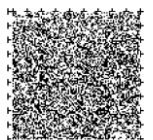
5 補装具・介護給付、訓練等給付、

障がい児通所給付・日常生活用具

- (1) 補装具の購入・修理等 39
- (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成 40
- (3) 障がい者等生活改善相談 40
- (4) 計画相談支援・障がい児相談支援 40
- (5) 介護給付費、訓練等給付費、
地域相談支援給付費、障がい児通所給付費の支給 41
 - 医療費控除について 41
- (6) 藤沢市地域生活支援事業 42
 - 移動支援事業 42
 - 重度身体障がい者訪問入浴サービス 43
 - 日中一時支援事業 43
 - 日常生活用具の給付 43
 - 地域活動支援センターⅠ・Ⅲ型 50
- (7) 視覚障がい者への点訳・
朗読サービスと点字指導 50
- (8) 視覚障がい者向け用具の販売 50
- (9) 車いすの貸出し 51
- (10) 一声ふれあい収集 51
- (11) 福祉大型ごみ収集 51

6 住宅

- (1) 住宅設備改良費の助成① 52
- (2) 住宅設備改良費の助成② 52
- (3) 市営住宅の入居優遇 53
- (4) 県営住宅の入居優遇 54
- (5) 身体障がい者世帯向県営住宅 54
- (6) 県営住宅家賃の減額 54



7 情報伝達支援

(1) 藤沢市公式ホームページの「音声読み上げ」と「文字サイズ・色合い変更」	55
(2) 点字・声の広報の発行	55
(3) 点字・声の市議会だよりの発行	55
(4) 市議会の傍聴における手話通訳・要約筆記	55
(5) 市議会の傍聴における難聴者用 ヒアリンググループ専用受信機の貸出	55
(6) 軟骨伝導聴覚補助イヤホンの貸出	56
(7) 点字・録音図書の製作と貸出	56
(8) 手話・要約筆記者の設置・派遣	56
(9) 救急事案における手話通訳者の派遣	57
(10) 盲ろう者通訳・介助員の派遣	57
(11) F A X119 番	57
(12) Eメール119番通報システム	57
(13) N e t119緊急通報システム	58
(14) 県警F A X110番	58
(15) 110番アプリシステム	58
(16) 電話リレーサービス	59
(17) 通常はがき（青い鳥郵便はがき）の無償配布	59
(18) 声の資源とごみの分け方・出し方 （収集日程カレンダー含）の発行	59
(19) 手話リンク	59

8 社会参加支援

8-1 外出の支援

(1) 身体障がい者補助犬の給付	60
(2) 福祉バス「ともしび号」の運行	60

8-2 公共交通機関等の割引・外出支援

(1) 鉄道等運賃の割引	61
(2) バス運賃の割引	61
(3) 国内航空運賃の割引	62
(4) フェリー等運賃の割引	62
(5) タクシー料金の割引	62
(6) 福祉タクシー利用助成	63
(7) 有料道路通行料金の割引	64
(8) 公共自動車駐車場駐車料金の減免	65
(9) 市営有料自転車等駐車場利用料金の減免	66

8-3 自動車運転等に関する制度

(1) 安全運転相談	66
(2) 駐車禁止除外指定車標章	66
(3) 障がい者等用駐車区画利用証	67

9 手当・年金・給付金

(1) 障がい児福祉手当	68
(2) 特別障がい者手当	68
(3) 神奈川県在宅重度障がい者等手当	69
(4) 藤沢市障がい者福祉手当	70
(5) 藤沢市外国籍等障がい者福祉給付金	70

(6) 藤沢市重度心身障がい者介護手当	71
(7) 特別児童扶養手当	71
(8) 児童扶養手当	71
(9) 障がい厚生年金・障がい共済年金	72
(10) 障がい基礎年金	72
(11) 特別障がい給付金	73
(12) 神奈川県心身障がい者扶養共済制度	76
(13) ニュー福祉定期貯金	77
(14) 生活保護の障がい者加算	77

10 公共料金等の割引

(1) 下水道使用料の減額	78
(2) 水道料金の減額	78
(3) N H K放送受信料の免除	79
(4) 点字郵便物郵便料金の免除	79
(5) N T T東日本電話番号案内料の免除 （ふれあい案内）	80
(6) 携帯電話基本使用料等の割引	80

11 税金の控除

(1) 所得税、市・県民税、相続税の障がい者控除 及び市・県民税非課税基準	81
(2) 贈与税の非課税	81
(3) 個人事業税の非課税・減免	82
(4) 預貯金等の利子非課税制度	82
(5) 普通自動車の自動車税の減免	82
(5)-1 障がい者減免	82
(5)-2 帰宅用自動車の自動車税障がい者減免	83
(6) 軽自動車税の減免	84

12 教育

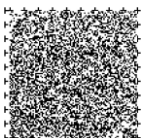
(1) 学校教育相談	85
(2) 就学相談	85
(3) 教育相談	85

13 就労・雇用

(1) 藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）	86
(2) 神奈川県障害者職業センター	86
(3) 障害者雇用促進センター	86
(4) 湘南地域就労援助センター （湘南障害者就業・生活支援センター）	86
(5) 神奈川県障害者職業能力開発校	87
(6) 神奈川県能力開発センター	87

14 スポーツ・文化・レクリエーション

(1) 藤沢ふれあいフェスタ	88
(2) ふじさわパラスポーツフェスタ	88
(3) 神奈川県障害者スポーツ大会	88
(4) 神奈川県ゆうあいピック大会	88



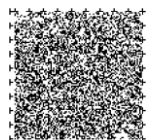
(5) 太陽の家体育館	89
(6) 神奈川県立スポーツセンター	89
(7) 神奈川県障害者文化芸術祭	89
(8) 図書館宅配サービス	89
(9) 障がい児の夏季レクリエーション活動費助成事業	90
(10) 点字図書館 教養講座・IT講習会・バスハイクなど	90
(11) 市民農園貸付料の減額	90
(12) 市営スポーツ施設団体登録	90
(13) 文化施設等の割引	91

15 その他の制度

(1) 成年後見制度利用支援	93
(2) 生活福祉資金の貸付け	93
(3) 郵便等投票制度	93
(4) 障がい者週間	94
(5) 障がいに関するマーク	94
(6) ミライロID	96

資 料

1 身体障がい者障がい程度等級表	97
2 精神障がい者保健福祉手帳障がい等級判定基準	99
3 療育手帳判定基準	101
4 福祉関係団体	
藤沢市障がい児者団体	102
ボランティア団体・ボランティアサークル団体	104
5 関係機関一覧	
市役所本庁舎各課	105
市関係機関、市役所本庁舎以外の課等	105
市民センター・公民館（地区福祉窓口）	106
県・県関係機関	106
国の機関・その他	106
6 藤沢バリアフリーマップ	107
7 障がい者差別解消法	108



障がい種別・等級別該当制度一覧

制 度		医 療						補 装 具 他						住 宅									
		更生医療（自立支援医療）	障がい者等医療費助成	ひとりの親家庭等医療費助成（児童以外の障がいの程度）	育成医療（自立支援医療）〔十八歳未満〕	精神通院（自立支援医療）	精神障がい者入院医療支援金	特定健康診査・がん検診等の一部負担金の免除	補装具の購入・修理	計画相談支援・障がい児相談支援	介護・訓練等・地域相談支援・障がい児通所給付費の支給	移動支援事業	重度身体障がい者訪問入浴サービス	日中一時支援事業	日常生活用具の給付	住宅設備改良費の助成①	住宅設備改良費の助成②	市営住宅の入居優遇	県営住宅の入居優遇	身体障がい者世帯向県営住宅	県営住宅家賃の減額		
障がい種別		27	27	27	28	36	36	38	39	40	41	42	43	43	43	52	52	53	54	54	54		
身 体 障 がい	視 覚 障 がい	1級	△	○	○	△			○	△	△	○	○		△	△		△	○	○	○	○	
		2級	△	○	○	△			○	△	△	○	○		△	△		△	○	○	○	○	
		3級	△	○		△			○	△	△	○	○			△		△	○	○	○	○	
		4級	△			△				△	△	○	○			△			○	○	○	○	
		5級	△			△				△	△	○	○			△							
		6級	△			△				△	△	○	○			△							
	聴 覚 障 がい	聴 覚 障 がい	2級	△	○	○	△			○	△	△	○			△	△		△	○	○	○	○
			3級	△	○		△			○	△	△	○			△		△	○	○	○	○	○
			4級	△			△				△	△	○			△			○	○	○	○	○
		機能障がい	5級	△			△				△	△	○			△							
			6級	△			△				△	△	○			△							
			音声言語・そしゃく機能障がい	3級	△	○		△			○	△	△	○			△		△	○	○	○	○
4級	△	△		△					△	△	○			△			○	○	○	○			
者 肢 不 自 由 手	肢 不 自 由	1級	△	○	○	△			○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	
		2級	△	○	○	△			○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	
		3級	△	○		△			○	△	△	○	△	△	△	△		△	○	○	○	○	
		4級	△	△		△				△	△	○		△	△				○	○	○	○	
		5級	△			△				△	△	○		△	△								
		6級	△			△				△	△	○		△	△								
		7級				△									△								
	内 部 障 がい※	1級	△	○	○	△			○	△	△	○			△	△		△	○	○	○	○	
		2級	△	○	○	△			○	△	△	○			△			△	○	○	○	○	
		3級	△	○		△			○	△	△	○			△			△	○	○	○	○	
		4級	△			△				△	△	○			△			○	○	○	○	○	
	療 育 手 帳	A1		○					○		△	○	○			△		△	○	○		○	
A2			○					○		△	○	○			△		△	○	○		○		
B1			○					○		△	○	○					△	○	○		○		
B2										△	○	○											
精 神 障 がい 者	1級		○	○		○		○		△	○	○			△			○	○		○		
	2級		○			○		○		△	○	○						○	○		○		
	3級					○	△			△	○	○						○	○				
保 健 福 祉 手 帳	1級																						
	2級																						
	3級																						
ペ ー ジ		27	27	27	28	36	36	38	39	40	41	42	43	43	43	52	52	53	54	54	54		

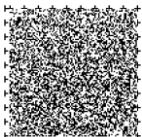
※内部障がい：心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
 ※○：全て該当、△：一部該当

情報・伝達支援												社会参加支援												制度		障がい種別			
点字・声の広報の発行	点字・声の市議会だよりの発行	点字・録音図書の製作と貸出	点字・要約筆記者の設置・派遣	救急事案における手話通訳者の派遣	FAX119番	Net119緊急通報システム	Eメール119番通報システム	県警FAX110番	電話リレーサービス	通常はがき(青い鳥はがき)の無償配布	声の資源とこみの分け方・出し方(収集日程カレンダー)の発行	福祉バス「ともしび号」の運行	鉄道等運賃の割引	バス運賃の割引	国内航空運賃の割引	フェリー等運賃の割引	タクシー料金の割引	福祉タクシー利用助成	有料道路通行料金の割引	公共自動車駐車場料金の減免	市営有料自転車等駐車場利用料金の減免	駐車禁止除外指定車標章	障がい者等用駐車区画利用証						
55	55	56	56	57	57	58	58	59	59	59	60	61	61	62	62	62	63	64	65	66	66	67	ペー ジ						
○	○	○							○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1級	視 覚 障 がい	身 体			
○	○	○							○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2級					
○	○	○							○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	3級					
○	○	○							○	○	○	○	△	○	○		△	○	○	○	○	○	○	4級					
○	○	○							○	○	○	○	△	○	○		△	○	○	○	○	○	○	5級					
○	○	○							○	○	○	○	△	○	○		△	○	○	○	○	○	○	6級					
			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	2級	聴 覚 障 がい	身 体			
			○	○	○	○	○	○			○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	3級					
			○	○	○	○	○	○			○	○	○	△	○	○		△	○	○		△	○	4級					
			○	○	○	○	○	○			○	○	○	△	○	○	△	△	○	○		△	○	5級					
			○	○	○	○	○	○			○	○	○	△	○	○		△	○	○				3級					
			○	○	○	○	○	○			○	○	○	△	○	○		△	○	○				4級					
									○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	1級	肢 体 障 がい	者			
									○		○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	○	△	○	2級					
											○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	○	△	○	3級					
											○	○	○	△	○	○		△	○	○		△	○	4級					
											○	○	○	△	○	○		△	○	○			△	5級					
											○	○	○	△	○	○		△	○	○			△	6級					
											○													7級					
									○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	1級	内 部 障 がい	帳			
									○		○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	△	○	2級					
											○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	△	○	3級					
											○	○	○	△	○	○		△	○	○			○	4級					
									○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A1	療 育 手 帳				
									○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A2					
											○	○	○	△	○	○	△		○	○				B1					
											○	○	○	△	○	○			○	○				B2					
											○	○	△	△	○	△	○		○	○	△	○	○	1級	精 神 障 がい 者 保 健 福 祉 手 帳				
											○	○	△	△	○	△			○	○				2級					
											○	○	△	△	○	△			○	○				3級					
55	55	56	56	57	57	58	58	59	59	59	60	61	61	62	62	62	63	64	65	66	66	67	ペー ジ						



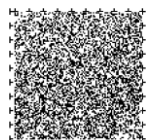
制 度		手当・年金等													公共料金の割引・税金の控除						
		障がい児福祉手当	特別障がい者手当	神奈川県在宅重度障がい者等手当	藤沢市障がい者福祉手当	藤沢市外国籍等障がい者福祉給付金	藤沢市重度心身障がい者介護手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障がい厚生年金・障がい共済年金	障がい基礎年金	特別障がい給付金	心身障がい者扶養共済制度	生活保護の障がい者加算	下水道使用料の減額	水道料金の減額	NHK受信料の免除	NTT電話番号案内料の免除	携帯電話基本使用料等の割引	所得税、市・県民税、相続税の障がい者控除 および市・県民税非課税基準	
障がい種別		全額免除	半額免除																		
ペ ー ジ		68	68	69	70	70	71	71	71	72	72	73	76	77	78	78	79	79	80	80	81
身 体 障 がい	視 覚	1 級	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○
		2 級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○
		3 級			△	△	△		△		△	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○
		4 級									△						△	△	○	○	○
		5 級															△	△	○	○	○
		6 級															△	△	○	○	○
障 がい	聴 覚	2 級	△	△	△	△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○
		3 級			△	△	△		△		○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○
		4 級								△							△	△	○	○	○
		機能障がい	5 級									△	△				△	△		○	○
		6 級									△						△	△	○	○	○
		音 声 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 がい	3 級			△	△	△		△		△	△	△	○	○	○	△	△		○
4 級										△	△	△				△		○	○	○	
者 手	肢 体 不 自 由	1 級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○
		2 級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○
		3 級			△	△	△		△		△	△	△	○	○	○	△	△		○	○
		4 級							△		△	△	△				△			○	○
		5 級									△						△			○	○
		6 級									△						△			○	○
		7 級																			
帳 障 がい ※	内 部	1 級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△		○	○
		2 級	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△		○	○
		3 級			△	△	△		△		△	△	△	○	○	○	△	△		○	○
		4 級									△						△			○	○
療 育 手 帳	A1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○			○	○	△	△	○	○	○
	A2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○			○	○	△	△	○	○	○
	B1			△	△	△		△		△	△	○			○	△	△		○	○	○
	B2							△		△	△	○				△	△		○	○	○
精 神 障 がい 者 保 健 福 祉 手 帳	1 級	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	○
	2 級				△	△		△	△	△	△	△	○	△	○	△	△		○	○	○
	3 級								△	△			△			△			○	○	○
ペ ー ジ		68	68	69	70	70	71	71	71	72	72	73	76	77	78	78	79	79	80	80	81

※内部障がい：心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
 ※○：全て該当、△：一部該当



税金の控除				就労・雇用	スポーツ・文化・レジャー				その他の制度						制度		障がい種別	
贈与税の非課税	個人事業税の非課税・減免	預貯金の利子非課税制度	能割の減免 自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性	軽自動車税種別割の減免	藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）	神奈川県障害者職業能力開発校	藤沢ふれあいフェスタ	ふじさわパラスポーツフェスタ	太陽の家体育館	図書館宅配サービス	市民農園貸付料の減額	文化施設等の割引	成年後見制度利用支援	生活福祉資金の貸付け	郵便等投票制度	障がいに関するマーク		ページ
81	82	82	82	84	86	87	88	88	89	89	90	91	93	93	93	94	ページ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1級	視覚 障がい 者 手帳
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2級	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3級	
	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4級	
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5級	
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6級	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2級	聴覚 平衡 機能障がい 者 手帳
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3級	
	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4級	
		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5級	
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6級	
			○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3級	
	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4級	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	1級	肢 不 自 由 者 手帳
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	2級	
	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3級	
	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4級	
		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5級	
			△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6級	
			△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7級	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1級	内 部 障 が い 者 手帳
○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	2級	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	3級	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4級	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			A1	療 育 手 帳
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			A2	
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			B1	
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			B2	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			1級	精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳
○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			2級	
○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			3級	
81	82	82	82	84	86	87	88	88	89	89	90	91	93	93	93	94	ページ	

※そしゃく機能障がいを除く



【難病等の方の福祉サービスについて】 (難病等…10～11 ページの対象疾患一覧参照)

2013年(平成25年)4月1日に障がい者総合支援法が施行されたことに伴い、障がい者手帳の有無に関わらず、対象の特定疾病の方も障がい福祉サービスが受けられるようになりました。

障がい福祉サービスの内容は、居宅介護(身体介護・家事援助等)、短期入所、日常生活用具の給付、補装具の給付、障がい児通所支援、地域生活支援事業等です。

【対象者】 対象疾病(対象疾病拡大により当初は130疾病だったが現在は376疾病)に該当し、障がい福祉サービスの利用を希望する方
対象疾病に罹患していることがわかるもの(特定医療費(指定難病)医療受給者証等または診断書)が必要です。

【手続き】 必ず事前に電話等でご相談いただき、必要な持ち物等をご用意のうえ、障がい者支援課窓口で申請してください。

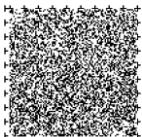
その後、障がい支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められた障がい福祉サービスを利用できます。

障がい福祉サービスの利用を希望される方は、手続きに時間がかかりますので、お早目にご申請ください。

【窓 口】 障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※特定医療費(指定難病)医療受給者証等については、下記へお問い合わせください。

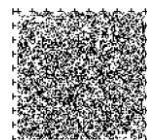
藤沢市保健所保健予防課【電 話】50-3593 【FAX】28-2121



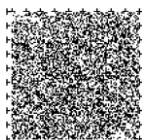
令和8年4月1日からの障がい者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

○障がい者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	66	完全大血管転位症	131	コフィン・ローリー症候群
2	アイザックス症候群	67	眼皮膚白皮症	132	混合性結合組織病
3	I g A腎症	68	偽性副甲状腺機能低下症	133	鯉耳腎症候群
4	I g G 4 関連疾患	69	ギャロウェイ・モワト症候群	134	再生不良性貧血
5	亜急性硬化性全脳炎	70	急性壊死性脳症 ○	135	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
6	アジソン病	71	急性網膜壊死 ○	136	再発性多発軟骨炎
7	アッシャー症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	137	左心低形成症候群
8	アトピー性脊髄炎	73	急速進行性糸球体腎炎	138	サルコイドーシス
9	アペール症候群	74	強直性脊椎炎	139	三尖弁閉鎖症
10	アミロイドーシス	75	巨細胞性動脈炎	140	三頭筋欠損症
11	アラジール症候群	76	巨大静脈奇形（頸動脈咽頭びまん性病変）	141	CFC症候群
12	アルポート症候群	77	巨大動脈奇形（頸動脈又は咽頭病変）	142	シェーグレン症候群
13	アレキサンダー病	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	143	色素性乾皮症
14	アンジェルマン症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	144	自己貪食空胞性ミオパチー
15	アントレー・ピクスラー症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	145	自己免疫性肝炎
16	イソ吉草酸血症	81	筋型糖尿病	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
17	一次性ネフローゼ症候群	82	筋ジストロフィー	147	自己免疫性溶血性貧血
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	83	クッシング病	148	四肢形成不全 ○
19	1 p 36欠失症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	149	シトステロール血症
20	遺伝性自己炎症疾患	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	150	シトリン欠損症
21	遺伝性ジストニア	86	クルーゾン症候群	151	紫斑病性腎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	87	グルコーストランスポーター1欠損症	152	脂肪萎縮症
23	遺伝性肺炎	88	グルタル酸血症1型	153	若年性特発性関節炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	89	グルタル酸血症2型	154	若年性肺気腫
25	ウィーバー症候群	90	クロウ・深瀬症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
26	ウィリアムズ症候群	91	クローン病	156	重症筋無力症
27	ウィルソン病	92	クロンカイト・カナダ症候群	157	修正大血管転位症
28	ウエスト症候群	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	158	出血性線溶異常症
29	ウェルナー症候群	94	結節性硬化症	159	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	95	結節性多発動脈炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
31	ウルリッヒ病	96	血栓性血小板減少性紫斑病	161	神経細胞移動異常症
32	HTRA1関連脳小血管病	97	限局性皮質異形成	162	神経軸索スフェアロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
33	HTLV-1 関連脊髄症	98	原発性肝外門脈閉塞症	163	神経線維腫症
34	A T R - X 症候群	99	原発性局所多汗症 ○	164	神経有棘赤血球症
35	A D H 分泌異常症	100	原発性硬化性胆管炎	165	進行性核上性麻痺
36	エーラス・ダンロス症候群	101	原発性高脂血症	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
37	エプスタイン症候群	102	原発性側索硬化症	167	進行性骨化性線維異形成症
38	エプスタイン病	103	原発性胆汁性胆管炎	168	進行性多巣性白質脳症
39	エマヌエル症候群	104	原発性免疫不全症候群	169	進行性白質脳症
40	MECP2重複症候群	105	顕微鏡の大腸炎 ○	170	進行性ミオクロームスてんかん
41	LMNB1関連大脳白質脳症	106	顕微鏡的多発血管炎	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	遠位型ミオパチー	107	高 I g D 症候群	172	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	円錐角膜炎 ○	108	好酸球性消化管疾患	173	腫瘍時後発過活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
44	黄色靂帯骨化症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	174	スタージ・ウェーバー症候群
45	黄斑ジストロフィー	110	好酸球性副鼻腔炎	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
46	大田原症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎	176	スミス・マジニス症候群
47	オクシタル・ホーン症候群	112	後縦靂帯骨化症	177	スモン ○
48	オスラー病	113	甲状腺ホルモン不応症	178	脆弱X症候群
49	カーニー複合	114	拘束型心筋症	179	脆弱X症候群関連疾患
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	115	高チロシン血症1型	180	成人発症スチル病
51	潰瘍性大腸炎	116	高チロシン血症2型	181	成長ホルモン分泌亢進症
52	下垂体前葉機能低下症	117	高チロシン血症3型	182	脊髄空洞症
53	家族性地中海熱	118	後天性赤芽球病	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	家族性低βリポタン(β)血症1(ホモ接合体)	119	広範脊柱管狭窄症	184	脊髄腫瘍
55	家族性良性慢性天疱瘡	120	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	185	脊髄性筋萎縮症
56	カナバン病	121	抗リン脂質抗体症候群	186	セピアアプテリン還元酵素(SR)欠損症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	187	前眼部形成異常
58	歌舞伎症候群	123	コケイン症候群	188	全身性エリテマトーデス
59	ガラクトース-1-エプシロン糖ツリシトランスフェラーゼ欠損症	124	コステロ症候群	189	全身性強皮症
60	カルニチン回路異常症	125	骨形成不全症	190	先天異常症候群
61	加齢黄斑変性 ○	126	骨髄異形成症候群 ○	191	先天性横隔膜ヘルニア
62	肝型糖尿病	127	骨髄線維症 ○	192	先天性核上性球麻痺
63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
64	環状20番染色体症候群	129	Sp欠失症候群	194	先天性魚鱗癬
65	関節リウマチ	130	コフィン・シリス症候群	195	先天性筋無力症候群



196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	258	難治頭部部分発作重積型急性脳炎	320	ヘパリン起因性血小板減少症	○
197	先天性三尖弁狭窄症	259	22q11.2欠失症候群	321	ヘモクマトーシス	○
198	先天性腎性尿管症	260	乳児発症STING関連血管炎	322	ペリー病	
199	先天性赤血球球形形成異常性貧血	261	乳幼児肝巨大血管腫	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
200	先天性僧帽弁狭窄症	262	尿素サイクル異常症	324	ペルオキシゾーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	
201	先天性大脳白質形成不全症	263	ヌーナン症候群	325	片側巨脳症	
202	先天性肺動脈狭窄症	264	ネイルパテラ症候群 (爪蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
203	先天性風疹症候群	265	ネフロン病	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
204	先天性副腎低形成症	266	脳クリアチン欠乏症候群	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	267	脳髄黄色腫症	329	ホモシスチン尿症	
206	先天性ミオパチー	268	脳内鉄沈着神経変性症	330	ポリフィリン症	
207	先天性無痛無汗症	269	脳表ヘモシテリン沈着症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	
208	先天性葉酸吸収不全	270	膿疱性乾癬	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	
209	前頭側頭葉変性症	271	嚢胞性線維症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	
210	線毛機能不全症候群 (カルタグナー症候群を含む。)	272	パーキンソン病	334	慢性血栓閉塞性肺高血圧症	
211	早期ミオクローニー脳症	273	バージャー病	335	慢性再発性多発性骨髄炎	
212	総動脈幹遺残症	274	肺動脈閉塞症/肺毛細血管腫症	336	慢性肺炎	○
213	総排泄腔遺残	275	肺動脈肺高血圧症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症	
214	総排泄腔外反症	276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	338	ミオクローニー欠神てんかん	
215	ソトス症候群	277	肺動脈低換気症候群	339	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん	
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	340	ミトコンドリア病	
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	279	バッド・キアリ症候群	341	無虹彩症	
218	大脳皮質基底核変性症	280	ハンチントン病	342	無脚症候群	
219	大理石骨病	281	汎発性特発性骨増殖症	343	無βリポタンパク血症	○
220	ダウン症候群	282	P C D H 19関連症候群	344	メープルシロップ尿症	
221	高安静脈炎	283	P U R A 関連神経発達異常症	345	メチルグルタコン酸尿症	
222	多系統萎縮症	284	非ケトーシス型高グリシン血症	346	メチルマロン酸血症	
223	タナトフォリック骨異形成症	285	肥厚性皮膚骨腫症	347	メビウス症候群	
224	多発性血管炎性肉芽腫症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	348	免疫性血小板減少症	
225	多発性硬化症/視神経鞘炎	287	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	349	メンケス病	
226	多発性軟骨性外骨腫症	288	肥大型心筋症	350	網膜色素変性症	
227	多発性嚢胞腎	289	左肺動脈右肺動脈起病症	351	もやもや病	
228	多脚症候群	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	352	モワット・ウイリソン症候群	
229	タンジール病	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	353	薬剤性過敏症候群	○
230	単心室症	292	ピッカーースタッフ脳脊髄炎	354	ヤング・シンブソン症候群	
231	弾性線維性偽性黄色腫	293	非典型型溶血性尿毒症症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
232	短腸症候群	294	非特異性多発性小腸腸腸症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
233	胆道閉鎖症	295	皮膚筋炎/多発性筋炎	357	4p欠失症候群	
234	遅発性内リンパ水腫	296	びまん性汎細気管支炎	358	ライソゾーム病	
235	チャーシ症候群	297	肥満低換気症候群	359	ラスムッセン脳炎	
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	298	表皮水疱症	360	ランゲルハンス細胞組織球増殖症	○
237	中毒性表皮壊死症	299	ヒルシスブルング病 (全結腸型又は小腸型)	361	ランドウ・クレフナー症候群	
238	腸管神経節細胞減少症	300	VATER症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症	
239	TRPV4異常症	301	ファイファー症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
240	TSH分泌亢進症	302	ファロー四徴症	364	両大血管右牽起始症	
241	TNF受容体関連週期性生症候群	303	ファンconi貧血	365	リンパ管腫症/ゴーラム病	
242	低ホスファターゼ症	304	封入体筋炎	366	リンパ管筋腫症	
243	天疱瘡	305	フェニルケトン尿症	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	
244	特発性拡張型心筋症	306	フォンタン術後症候群	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	○
245	特発性間質性肺炎	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	369	レーベル遺伝性視神経症	
246	特発性基底核石灰化症	308	副甲状腺機能低下症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	309	副腎白質ジストロフィー	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
248	特発性後天性全身性無汗症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	372	レット症候群	
249	特発性大脳髄頭壊死症	311	ブラウ症候群	373	レノックス・ガストー症候群	
250	特発性多中心性キャッスルマン病	312	ブラダー・ウィリ症候群	374	ロウ症候群	
251	特発性門脈圧亢進症	313	プリオン病	375	ロスモンド・トムソン症候群	
252	特発性両側性感音聾	314	プロピオン酸血症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
253	突発性難聴	315	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)			
254	ドラベ症候群	316	閉塞性細気管支炎			
255	中條・西村症候群	317	β-ケトチオラーゼ欠損症			
256	那須・ハコラ病	318	ベーチェット病			
257	軟骨無形成症	319	ベスレムミオパチー			



1 相談窓口

(1) 障がい者支援課 身 知 精

身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付申請や、介護給付・訓練等給付の支給申請、補装具の申請など、障がい者福祉に関する申請及び相談窓口となっています。

【所在地】〒251-8601 朝日町1-1

【電話】50-3528 【FAX】25-7822

(2) 障がい者虐待防止センター 身 知 精

2012年に「障害者虐待防止法」が施行されました。この法律は、障がい者の尊厳をそこなう「虐待」を防止して障がい者の権利をまもることと、障がい者を養護する方への支援を目的としています。

障がい者虐待の早期発見のために虐待に気づいた方は通報の義務があります。地域ぐるみの支援が問題の解決につながります。

市では『障がい者虐待防止センター』を設置して相談や通報に対応しています。

【所在地】藤沢市役所 障がい者支援課内 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

【休日夜間の連絡先】25-1114（藤沢市役所本庁舎 中央監理室）

(3) 福祉総合相談支援センター 身 知 精

福祉や保健に関する相談をお受けします。自分に合ったサービスを自ら選択していただけるよう、福祉や保健の相談に対応するとともに、これらの各種サービスの内容の説明や手続きなどの手伝いもいたします。

専任の相談員が、窓口での面談の他、電話での相談もお受けしています。

【相談日時】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

【窓口】地域福祉推進課【電話】50-3533 【FAX】50-8415

(4) 地区福祉窓口 身 知 精

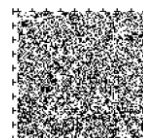
各市民センター（石川分館を含む）では、地区福祉窓口相談員が、次のような福祉や保健に関する業務を行っています。※藤沢市民センターは5月開設予定です。

- ① 福祉や保健の相談に対する各種制度の利用案内や、情報提供
- ② 各種申請受付
- ③ 地域の支援関係機関とネットワークの輪を広げていく取組

【受付日時】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

【所在地等】106 ページ参照



(5) 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

身 知 精

「福祉総合相談支援センター」内にある生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口です。さまざまな問題を抱え生活に困っている方の自立を支えるため、相談支援員が不安や悩みを受け止め一緒に考え、背景にある課題解決に向けたサポートを行います。ご本人からの相談が難しい場合には関係者の方からの相談にも対応します。また、来庁が難しい場合にはこちらから訪問いたします。

【対象者】市内に在住の方で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

【内容】自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、居住支援事業

【相談日時】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

【窓口】地域福祉推進課 【電話】50-3533 【FAX】50-8415

(6) 藤沢市保健所・保健予防課

身 精

難病や精神障がい療養中の方が安心して地域で生活することができるように、相談等をお受けしています。また、指定難病医療の助成申請等の窓口も行っています。

【所在地】〒251-0022 鶴沼 2131-1 藤沢市保健所

【電話】50-3593 【FAX】28-2121

○難病対策事業

■ 療養生活の相談

難病患者及びご家族等の在宅での療養生活の不安軽減を図るため、保健師による家庭訪問や面接による相談を行っています。

■ 難病講演会、相談会

難病患者及びご家族等を対象に、病気についての最新治療や療養生活について、講演会や相談会を開いています。

講演内容・日時などの詳細は「広報ふじさわ」や「保健予防課ホームページ」をご覧ください。

■ 藤沢市難病患者と家族の会「たんぼぼの会」同好会

藤沢市内にお住まいの難病患者及びご家族で運営している同好会です。

参加される皆さまの心のふれあいを目的に、年6回程度情報交換等を行っています。

■ 藤沢市 ALS/神経難病患者の会「オリーブの会」

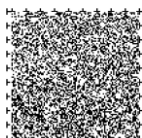
進行性神経難病の患者・家族のみなさんと共に療養の情報交換を年6回程度開催しています。

■ 指定難病医療費助成制度 28～31 ページ参照

■ 神奈川県在宅難病患者一時入院事業（神奈川県事業）

【事業内容】難病患者の介護者が、病気や事故などの理由により一時的に介護ができなくなった場合、難病患者が一時入院できる制度です。利用には申請が必要です。

【対象者】神奈川県特定医療費（指定難病）医療受給者証をお持ちで、かつ介護者の疾病、事故等の事由により介護が受けられなくなり、かつ常時医学的管理の下におくことが必要で病状が安定している方。（全ての要件を満たす必要があります）



○精神保健事業

■ こころの相談

① 保健師、福祉職等による相談

こころの病（精神疾患）で療養中の方等の地域生活や社会復帰等に関する相談をお受けしています。電話相談は、匿名での相談も可能です。守秘義務を遵守しますので、安心してご相談ください。なお、面接相談や家庭訪問等を希望される場合は、事前に連絡をいただきますようお願いいたします。

② 嘱託医（精神科医）による相談（予約制）

未治療の方を対象に、嘱託医による相談をお受けしています。開催日時等は、随時「広報ふじさわ」に掲載します。場所は、藤沢市保健所です。

● 精神保健福祉相談

● もの忘れ相談 ※二段階方式脳機能テストあり。画像検査はなし。

すでに治療中の方は、職員が開庁時間に相談をお受けしています。（※上記①、保健師、福祉職等による相談 参照）

③ 自殺予防電話相談 まごころホットライン（自殺未遂者・家族等を対象とした電話相談）

受付時間は、月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）、午前9時～午後5時です。匿名での相談も可能です。市内の相談支援事業所に委託しており、守秘義務を遵守しますので、安心してご相談ください。なお、携帯電話に転送されますので、携帯電話との通話に相当する料金がかかります。

【電 話】81-9120

④ 自死遺族相談ダイヤル（全国自死遺族総合支援センター）

受付時間は、祝日を除く木曜日、午後2時～午後6時、日曜日、午後1時～午後5時です。匿名での相談も可能です。守秘義務を遵守していますので、安心してご相談ください。

※受付日時は変更になる場合があります。

【電 話】03-3261-4350

■ 精神障がいがある方の教室等

マドンナの会：精神疾患で通院中の女性を対象に、気軽に安心して過ごしていただく場として交流会を開催しています。（月1回）事前に登録が必要です。

【電 話】藤沢市東南部障がい者地域相談支援センターおあしす 55-1399 又は、保健予防課 50-3593

■ 家族の方を対象にした教室・家族のつどい

① 精神障がい者家族教室：統合失調症の方の家族を対象に、病気や生活障がいの理解や対応、福祉サービス等について学ぶ教室です。

② ひきこもる家族を持つ親・きょうだいの会「つぼみの会」：18歳以上のひきこもりの方の家族を対象に、わかちあい、情報交換等を行っています。（月1回、家族会が自主運営しています）

③ 認知症の方を介護する家族の会「ふれあい会」：認知症の方を介護する家族同士で、情報交換や交流を行っています。（月1回、家族会が自主運営しています）

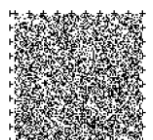
④ 藤沢わかちあいの会：大切な人を自死（自殺）で亡くされた方のつどい。匿名での参加も可能です。（奇数月1回、原則第3火曜日）全国自死遺族総合支援センターに委託しており、守秘義務を遵守しますので、安心してご参加ください。

※開催日時等は、随時「広報ふじさわ」に掲載します。

⑤ 若年性認知症 本人と家族の会「絆会」：若年性認知症と診断された本人、家族同士で情報交換や交流を行っています。（月1回、家族会が自主運営しています。）

■ 精神保健福祉公開講座

精神疾患や精神障がいのある人の対応について、正しく理解していただくために、公開講座を開催しています。参加費は無料です。開催日時、場所等は、随時「広報ふじさわ」に掲載します。



(7) 神奈川県中央児童相談所

身 知 精

18歳未満の児童のさまざまな問題について、相談援助を行っています。児童の心身の発達と障がいについての相談に応じるとともに、判定・援助を行っています。また、電話相談も行います。

- ① 子どもの心身の発達と障がいについての相談・判定・援助
- ② 子どものしつけ、性格、行動、非行などについての相談・援助
- ③ 障がい児入所施設の利用などの相談（短期入所は除く）
- ④ 緊急に保護を要する場合などの施設利用相談
- ⑤ 療育手帳の判定

【所在地】〒252-0813 藤沢市亀井野 3119

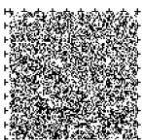
【電話】84-1600 【FAX】84-2970

電話相談（子ども・家庭 110 番）84-7000

【最寄駅】小田急六会日大前駅（東口から送迎車定時運行）

- ・小田急、相鉄、横浜市営地下鉄湘南台駅東口②番から神奈中バス藤沢駅行き「俣野原」下車徒歩3分
- ・藤沢駅北口⑧番から神奈中バス「市民病院経由・湘南台駅東口行き又は六会日大前駅」行き「俣野原」下車徒歩3分
- ・小田急善行駅西口からタクシーで5分
- ・小田急六会日大前駅から徒歩30分

【駐車場】満車になる場合があります、駐車できるまでお待ちいただく場合がありますので時間に余裕をもってお越しください。



(8) 神奈川県立総合療育相談センター

身 知

障がいのある子どもへの療育・診療を福祉・医療の専門スタッフがを行っています。また、18歳以上の方の身体障がい及び知的障がいに関する判定等の障害者更生相談所業務を行っています。いずれも予約制です。

【利用できる方】 県所管地域（政令市を除く。一部の業務は中核市を除く。）にお住まいの子ども、障がい児者とその保護者・ご家族

※お電話で予約や利用の方法についてご確認ください。紹介状をお持ちの方は、予約の際にその旨を外来受付にお伝えください。

【問合せ先】 ○障害者更生相談所（福祉課）

※事前に藤沢市障がい者支援課（50-3528 直通）にご相談ください。

市の依頼に基づく、18歳以上の方の療育手帳、補装具、更生医療の判定等

○18歳未満の障がいのある、又は発達に心配のある子どもの診療・療育相談

（問合せ先） 外来受付 99-8711（直通）

療育課 99-0211（直通）

○重症心身障害児・者及び肢体不自由児の短期入所

※市が発行する障がい福祉サービス受給者証が必要となります。

（問合せ先） 支援課 98-0207（直通）

【所在地】 〒252-0813 藤沢市亀井野 3119

【開所時間】 月曜日から金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
予約制のため、電話でご確認ください。

【電話】 84-5700（代表） 【FAX】 80-1901

(9) 民生委員・児童委員

市民が暮らしの中で困ったとき、解決への手助けとして行政や福祉の専門機関へのパイプ役を務めるなど、地域福祉の担い手として活動しています。

地区の民生委員・児童委員については、福祉総務課にお問い合わせください。

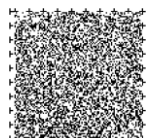
【電話】 50-8245 【FAX】 50-8441

(10) 福祉相談員

障がい者又はその家族からの障がい者の福祉制度や生活についての相談に経験者が電話等で身近な相談相手として応じます。

※連絡先については障がい者支援課へお問い合わせください。

【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822



(11) 藤沢市社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称「社協」）は、社会福祉法に基づき設置されており、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の実現をめざしています。市民の皆さまや福祉関係団体・施設、行政の参加と協力によって、地域福祉を進める民間の福祉団体です。

藤沢市社協は昭和44年4月に社会福祉法人として認可を受けました。

【所在地】〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1・2階

総務課：【電話】50-3525 【FAX】26-6978

○ふじさわあんしんセンター

【電話】55-3055 【FAX】55-3066

■ 日常生活自立支援事業

【対象者】市内在住、市内の施設等に入所中の高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方。

【内容】① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるように相談することができます。

② 日常的金銭管理サービス

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れについてお手伝いをします。

③ 書類等預かりサービス

大切な書類や印鑑などを安全にお預かりします。

※障がい者手帳の有無は問いません。

■ 成年後見制度相談事業

【対象者】藤沢市民とその家族等

【内容】電話、窓口、訪問等により成年後見制度に関する相談や支援等を行っています。また、弁護士等による専門相談を行います（要予約）。

○くらしよりそい課

【電話】47-8131 【FAX】26-6978

■ 生活困窮者自立支援事業

【対象者】市内に在住の方で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

【内容】社協が行う福祉資金貸付や権利擁護事業と連携しながら、コミュニティソーシャルワーカーが、生活に不安を抱える方々の複合的な課題に対し、相談支援を行います。

(12) かながわ成年後見推進センター（神奈川県社会福祉協議会）

全県的な成年後見制度の相談機関として、次のような相談や支援を行っています。

- ① 成年後見制度相談と利用促進
- ② 市町村社協等の法人後見受任支援
- ③ 市民後見人養成支援

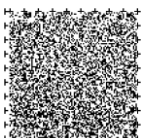
【受付】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

【所在地】〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

【最寄り駅】反町駅・徒歩1分

【電話】045-534-6045 【FAX】045-314-3472

045-311-8873（成年後見相談専用）



(13) かながわ福祉サービス運営適正化委員会 (神奈川県社会福祉協議会)

福祉サービスを利用している方からの苦情・相談を受け付けます。

【受付】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

【所在地】〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

【最寄り駅】反町駅・徒歩1分

【電話】045-311-8861（相談専用） 【FAX】045-312-6302

(14) 基幹相談支援センター **身** **知** **精**

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく

地域における中核的な相談機関として、主に支援者や事業所からの相談に対応しています。

【対象者】①藤沢市内の相談支援事業所及びサービス提供事業所

②原則として、市内在住の障がい者やその家族及びその支援者

【内容】①困難ケースに関する事業所支援

②相談支援ネットワークの構築

③人材育成に関する取組 など

【受付】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

【所在地】辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南2階

【電話】47-7462 【FAX】47-7442

(15) 藤沢市委託相談支援事業所 **身** **知** **精**

■ **総合相談**

障がい種別や年齢を問わず利用することができます。令和3年8月から市内4か所に開設していますので、お近くの障がい者地域相談支援センターをご利用ください。

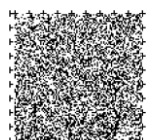
【対象者】原則として、市内在住の障がい者やその家族及びその支援者

【内容】障がいのある方やその家族の生活を支援するため、来所、訪問、電話等により①福祉サービスの利用援助、②社会資源の活用、③介護相談や権利擁護等のために必要な援助、④専門機関の情報提供等を行います。

【相談員】相談には、「社会福祉士」「精神保健福祉士」「相談支援専門員」等の資格を有する相談員が対応しています。相談支援が円滑に行われるよう障がい者支援課や各相談支援事業所間で連携を図っています。

【受付】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

名称	所在地	電話	FAX
北部障がい者地域相談支援センター (かわうそ)	円行 2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル 2 階	54-9020	54-9021
中部障がい者地域相談支援センター (ふらっと)	善行 1-2-3 善行市民センター 1 階	80-5250	82-7321
東南部障がい者地域相談支援センター (おあしす)	本町 1-12-17 F プレイス 1 階	55-1399	25-0410
西南部障がい者地域相談支援センター (つむぎ)	辻堂西海岸 2-1-17 辻堂市民センター 1 階	52-4456	52-4476



■ 専門相談

それぞれの障がいに合わせて利用することができます。市内全域を対象として、専門的な支援ニーズに対応します。

【対象者】原則として、市内在住の障がい者やその家族及びその支援者。

【相談員】相談には、「社会福祉士」「精神保健福祉士」「相談支援専門員」等の資格を有する相談員が対応しています。相談支援が円滑に行われるよう障がい者支援課や各相談支援事業所間で連携を図っています。

【受付】月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

地域福祉支援センター・マロニエ

【専門分野】重症心身障がい

- 【内容】① 障がい福祉サービスの利用をするための援助
② 社会資源を活用するための支援
③ 重症心身障がい者の社会参加のための支援
④ 専門機関の紹介

【所在地】石川636-25 【電話】87-2800 【FAX】88-2800

藤沢市高次脳機能障がい者相談支援事業所チャレンジII

【専門分野】高次脳機能障がい

- 【内容】① 日常生活の困りごと、障がい福祉サービスの利用をするための援助
② 日中活動支援（ピアカウンセリング等）
③ ネットワーク構築事業
④ 普及・啓発事業など

【所在地】円行2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル2階

【電話】90-5672 【FAX】54-9021

藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート

【専門分野】発達障がい（15歳以上）

- 【内容】① 日常生活の困りごと、障がい福祉サービスの利用をするための援助
② 日中活動支援（ピアカウンセリング等）
③ ネットワーク構築事業
④ 普及・啓発事業など

【所在地】辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南2階 【電話】86-7853 【FAX】47-7442

藤沢市発達相談支援センターにじのわ

【専門分野】発達障がい（15歳以上）

- 【内容】① 日常生活の困りごと、障がい福祉サービスの利用をするための援助
② 日中活動支援（ピアカウンセリング等）
③ ネットワーク構築事業
④ 普及・啓発事業など

【所在地】円行2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル2階

【電話】90-4422 【FAX】54-9021



(16) 神奈川県ライトセンター**身**

視覚障がい者を対象に、点字・録音などによる情報の提供や、点字・録音図書の貸出し、日常生活に必要な各種用具等の相談・訓練、ボランティアの育成等を行っています。また、トレーニングルーム・体育館等の使用ができます。

【所在地】〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2

【最寄駅】相鉄二俣川駅から「運転免許センター循環」バス「ライトセンター前」下車すぐ
又は、相鉄二俣川駅から徒歩15分

【電話】045-364-0023 【FAX】045-364-0027

【E-mail】mail@kanagawalc.org

【休館日】月曜日・祝日・年末年始

(17) 神奈川県聴覚障害者福祉センター**身**

聴覚障がい者を対象に、社会適応訓練、コミュニケーションや日常生活に必要な情報の提供を行うとともに、聴覚障がいのある幼児の早期訓練も行っています。また、字幕・手話入りビデオソフトの貸出しや、手話通訳者・要約筆記者の養成などを行っています。

【所在地】〒251-8533 藤沢 933-2

【最寄駅】JR・小田急藤沢駅徒歩10分

【電話】27-1911 【FAX】27-1225

【E-mail】office@kanagawa-wad.jp

【休館日】月曜日・祝日・年末年始

(18) 神奈川県盲ろう者支援センター**身**

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）ご本人やご家族などから、コミュニケーション・支援等に関するご相談に応じます。

【所在地】〒251-8533 藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

【最寄駅】JR・小田急藤沢駅徒歩10分

【電話】90-5727 【FAX】90-5727

【E-mail】moro-sodan@kanagawa-wad.jp

【電話相談】相談時間 火～土 午前9時～11時、午後1時～3時（休日、年末年始を除く）

【面接相談】電話・FAX・メールで事前に予約してください。

相談場所 ①神奈川県聴覚障害者福祉センター内（藤沢市藤沢 933-2）

②神奈川県横浜西合同庁舎 6階（横浜市西区岡野 2-12-20）

相談時間 ①火～土 午前9時～11時、午後1時～3時（休日、年末年始を除く）

②火～金 午前9時～11時、午後1時～3時（休日、年末年始を除く）

(19) 神奈川県精神保健福祉センター**精**

精神保健及び精神障がい者福祉に関する総合的技術センターとして、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及や調査研究の他、市町村等に対する技術援助などを行っています。

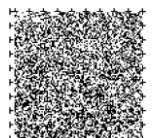
（横浜市、川崎市、相模原市を除く。）

【所在地】〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2

【最寄駅】JR東戸塚駅から東01・東08系統バス15分「六ツ川四丁目」下車徒歩7分

又は、JR戸塚駅東口から横43系統で横浜駅行バス25分「六ツ川四丁目」下車徒歩7分

【電話】045-821-8822 【FAX】045-821-1711



■ 精神科救急医療情報窓口

夜間、休日に精神疾患の急激な発症や症状が悪化した方に、必要に応じて、当番医療機関等を紹介しています。

※窓口では、ご本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただきます。

※状況によっては、紹介に至らない場合がありますのでご了承ください。

【電 話】045-261-7070

【受付時間】土日・休日・年末年始 午前8時30分～翌日午前8時30分まで

月～金曜日 午後5時～翌日午前8時30分まで

(ただし、翌日が平日の場合、受付は午前8時までとなります。)

■ こころの電話相談

こころの健康についてお悩みの方の相談をお受けします。

【電 話】0120-821-606 (※匿名可)

【相談時間】毎日(年末年始、土日祝日含む) 24時間

(4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止)

■ 特定電話相談

□ 依存症電話相談

アルコールや薬物などの依存症の方やその家族・友人及び関係機関の方々から、依存症に関する相談や情報提供、相談機関の案内などを行っています。

【電 話】045-821-6937 (匿名可)

【相談時間】月・火曜日 午後1時30分～午後4時30分(休日、年末年始を除く)

□ 自死遺族電話相談

自死で身近な方を亡くされた家族・友人・同僚の方からの相談をお受けします。

【電 話】045-821-6937 (匿名可)

【相談時間】水・木曜日 午後1時30分～午後4時30分(休日、年末年始を除く)

□ ピア電話相談

精神障がいのある当事者が、ピア電話相談員として、精神障がいのある方の日常的な悩みごとなどの相談をお受けします。

【電 話】045-821-6801 (匿名可)

【相談時間】金曜日 午後1時30分～午後4時30分(休日、年末年始を除く)

■ 面接相談

□ 依存症面接相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について、ご本人やご家族・友人等からご相談を面接でお受けします。ご家族・友人等のみでもご相談ができます。

【電 話】045-821-8822

【相談時間】金曜日 午前9時～午後4時30分(休日、年末年始を除く)

※予約受付は、平日午前8時30分～午後5時15分(休日、年末年始を除く)

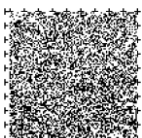
□ 自死遺族面接相談

自死で身近な方をなくされた家族・友人・同僚等の方々からの相談を面接でお受けします。

【電 話】045-821-8822

【相談時間】月～金曜日 午前9時～午後5時

※予約受付は、平日午前8時30分～午後5時15分(休日、年末年始を除く)



(20) ふじさわ安心ダイヤル 24

身 知 精

藤沢市にお住まいの皆さまがご利用できる 24 時間体制の電話、FAX 及び WEB による健康相談サービスです。健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス・医療機関情報などの相談に医師や看護師などの専門職がお答えいたします。

【電 話】 0120-26-0070 (24 時間・年中無休) ※発信者番号は通知設定でおかけください。

【FAX】 050-3816-3809 ※FAX 番号、ご相談内容を明記の上、送信をお願いします。

【WEB 相談】 <https://fujisawa-anshindial24.jp/> (外部サイトへリンク)

(21) お口の相談窓口

身 知 精

在宅療養中の方を対象に、お口の困りごとについて、歯科衛生士が電話で相談を受けます。治療や口腔ケア等が必要な場合、歯科医師・歯科衛生士が訪問して口腔内や全身の状態を確認し、担当医を紹介します。(相談は無料。その後の治療や口腔ケア等については、保険診療となります。)

【対 象 者】 在宅療養中の高齢者、障がい児者等

【電 話】 26-3310 (藤沢市歯科医師会)

【受付時間】 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 (休日、年末年始を除く)

(22) かながわ救急相談センター (# 7 1 1 9)

身 知 精

急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐ病院に行った方がいいのか」などで迷った際に、アドバイスを受けることができます。

【ご利用いただけるサービス】 救急医療相談、医療機関案内

【利用時間】 24 時間 365 日 年中無休

【電 話】 (1) # (シャープ) 7 1 1 9 へ電話する。

(直通ダイヤルの場合は 045-232-7119 又は 045-523-7119)

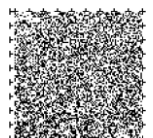
(2) 自動音声案内で、①救急医療相談、②医療機関案内を選択する。

【FAX】 045-242-3808 (医療機関案内のみ)

【LINE】 (1) スマートフォン・携帯電話の LINE アプリで、「かながわ救急
パーソナルサポート」を友だち登録。

(2) 「救急緊急度の判定」や「医療機関の検索」などのメニュー
から利用したいサービスを選択する。

LINE の友だち登録は
こちらの二次元コードからも
できます



2 手 帳

(1) 身体障がい者手帳 身

【対 象 者】 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方

【内 容】 身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって 1 級から 6 級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。手帳は紙形式とカード形式の種類を選ぶことができます。また、交付を受けた後、障がいの程度が変化した場合には再度認定をうけることができます。障がい程度等級表については、97、98 ページをご参照ください。

【必 要 書 類】 手続きに必要な書類は次のとおり

共通：窓口に来る方の本人確認書類

1 点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど

2 点で確認できるもの：健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳など

	写真	身体障がい者手帳	診断書	マイナンバーに関する書類
新 規	○		○	○
等級変更再交付	○	○	○	○
障がい名追加再交付	○	○	○	○
再 認 定 再 交 付	○	○	○	○
紛 失 再 交 付	○			○
破 損 再 交 付	○	○		○
カード形式への切替	○	○		○
市 内 転 居		○		○
氏 名 変 更	(○) ¹	○		○
転 入	(○) ²	○		○
転 出		○		○
返 還 (障がい程度非該当等)		○		○
返 還 (死 亡)		○		

※ 写真は、タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、上半身、無帽で 1 年以内に撮影、写真用紙に印刷されたものが 1 枚必要となります。

※ (○)¹はカード形式の手帳をお持ちの場合、必要となります。

※ (○)²は神奈川県発行の手帳への作り替えをご希望の方は、必要となります。

※ 身体障がい者診断書は、身体障がい者福祉法第 15 条第 1 項の指定医師が作成した所定の診断書になります。(原則、記載日から 6 ヶ月以内のもの)

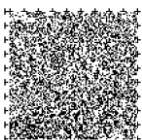
※ マイナンバーについて、マイナンバーが確認できないことを理由に申請を拒否することはありません。ご本人以外の方が申請される場合は、対象の方のマイナンバーを確認できる書類と窓口にお越しになる方の本人確認書類等が必要です。

【窓 口】 障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※ 18 歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

地区福祉窓口（転入の手続きはできません） 一覧：→106 ページ



(2) 療育手帳 知

【対象者】児童相談所又は総合療育相談センターにおいて、知的障がいと判定された方

【内容】療育手帳は、知的障がい児者が一貫した療育・援護を受け、この手帳を所持することにより様々なサービスや支援を受けやすくすることを目的としたものです。障がいの程度によって A1 から B2 まで 4 つに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。手帳の判定基準については、101 ページをご参照ください。

【必要書類】手続きに必要な書類は次のとおり

共通：窓口に来る方の本人確認書類

1 点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど

2 点で確認できるもの：健康保険資格確認書、介護保険証、各種医療証、年金手帳など

	写 真	療 育 手 帳	マイナンバーに 関する書類
新 規	○		○
再交付／カード形式への切替	○	(○) 1	○
住 所 変 更		○	
氏 名 変 更	(○) 2	○	
転 入	(○) 2	○	○
転 出		○	
返 還		○	

※ () 1 については紛失再交付の場合、必要ありません。

※ () 2 については神奈川県外（横浜市、川崎市、相模原市を含む）からの転入の場合、カード型手帳の氏名変更の場合に必要となります。

※ 写真は、タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、正面から撮影、1 年以内に撮影、写真用紙に印刷されたものが 1 枚必要となります。

※ 「次の判定年月」（有効期限）を過ぎた療育手帳は無効となりますので、必ず手続きをしてください。

※ 転入手続きをしていないなどの場合は、サービスが受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。

※ マイナンバーについて

・マイナンバーが確認できないことを理由に申請を拒否することはありません。

・ご本人以外の方が申請される場合は、対象の方のマイナンバーを確認できる書類と窓口にお越しになる方の本人確認書類等が必要です。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※ 18 歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

※変更・転出・返還手続きは、地区福祉窓口 一覧：→106 ページでも受付します。



(3) 精神障がい者保健福祉手帳**精**

【対象者】精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方（初診日から6か月経過後）

【内容】精神に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。手帳の形式は紙形式とカード形式のどちらかをお選びいただくことができます。障がいの程度によって1級から3級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。障がい等級判定基準は、[99、100ページ](#)をご参照ください。

【必要書類】手続きに必要な書類は次のとおり

共通：窓口に来る方の本人確認書類

1 点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど

2 点で確認できるもの：健康保険資格確認書、介護保険証、各種医療証、年金手帳など

	写 真	印 鑑 (自署または 記名押印)	保健福祉 手帳	診 断 書 もしくは 障がい年金証書 と 振 込 通 知 書	マイナンバーに 関する書類
新 規	○	○		○	○
更 新	(○) 1	○	○	○	○
等級変更	○	○	○	○	○
再 交 付	○		(○) 5		○
住 所 変 更	横浜市・川崎市・相 模原市・県外から の転入	○	○		○
	上記以外の県内市 町村からの転入	(○) 2	○		○
	市内転居	(○) 3	○		○
氏名変更	(○) 4		○		○
返 還			○		

※ () 1~4 については、お持ちの手帳が写真貼付済みであれば省略できる場合があります。

※ () 5 については、紛失再交付の場合、必要ありません。

※ 写真は、タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、無帽で1年以内に撮影、写真用紙に印刷されたものが1枚必要となります。

※ カード形式では、顔写真は白黒で表示されます。

※ 印鑑は、認印可、スタンプ印不可です。自署の場合省略できることがあります。

※ 障がい者手帳の有効期限は2年間です。更新申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

※ 診断書は神奈川県で定められた書式で、申請日の前3か月以内に作成されたものに限りです。

※ マイナンバーについて

- ・ マイナンバーが確認できないことを理由に申請を拒否することはありません。
- ・ ご本人以外の方が申請される場合は、対象の方のマイナンバーを確認できる書類、窓口にお越しになる方の本人確認書類等が必要です。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

保健予防課（藤沢市保健所4階）【電 話】50-3593 【FAX】28-2121



3 療育・指導・訓練

(1) 在宅重症心身障がい児者訪問指導等

知

【対象者】重症心身障がい児者とその保護者

【内容】在宅重症心身障がい児者のために、専門医師と専門職員などが家庭を訪問するか、施設において障がいの診断や相談・指導をします。

訪問指導：訪問指導の必要があると認める在宅の重症心身障がい児者のために、専門医師と専門職員などが家庭を訪問し、対象児者とその家族に対して、医学的見地から必要な助言及び指導を行う。

【窓口】神奈川県中央児童相談所 【電話】84-1600 【FAX】84-2970

※ただし、18才以上の方は障がい者支援課までご連絡ください。

障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

(2) 早期療育外来事業

身

知

【対象者】県所管地域（政令市及び中核市を除く）在住の0歳から概ね3歳までの障がい児とその保護者

【内容】障がい児や、発達に心配のある乳幼児への診療、機能訓練及び療育相談等を通じて発達の支援と親子支援を行います。

○診療・療育相談

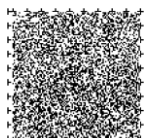
○機能訓練、集団療育訓練

【窓口】神奈川県立総合療育相談センター

【所在地】〒252-0813 藤沢市亀井野 3119

【電話】外来受付 99-8711（直通） 【FAX】80-1901

【費用】保険診療による費用がかかります。



4 医療

(1) 更生医療（自立支援医療） 身

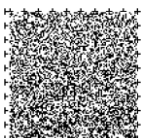
- 【対象者】 18歳以上で身体障がい者手帳を持っている方
ただし、一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は対象外となります。
- 【内容】 障がいを軽減したり、機能を回復したりするための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。（人工透析療法、じん臓・肝臓・心臓移植術（抗免疫療法含む）、抗HIV療法など）
- 【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

(2) 障がい者等医療費助成 身 知 精

- 【対象者】 ① 身体障がい者手帳 1～3級の方
② 療育手帳A1～B1の方（知能指数50以下の方）
③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2級の方
④ 65歳以上で3か月以上ねたきり状態にある方
⑤ 65歳以上で身体障がい者手帳 4級の一部の方
（4級で該当する障がいの例）
両下肢のすべての指を欠くもの、1下肢の機能の著しい障がい
1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、音声機能又は言語機能の著しい障がい等
- 【内容】 病院などで診療を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の助成を受けられます。
※医療保険制度及び国・県主体の他の公費負担医療制度が優先となります。
- 【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3518 【FAX】 50-8411

(3) ひとり親家庭等医療費助成 身 精

- 【対象者】 児童を監護している父又は母が次の障がいの状態にある場合、その配偶者と児童。ただし、障がい者等医療費助成制度対象者を除く（所得制限があります）。
- ① 重度の身体障がいがあり、常時の介護を必要とする方（概ね身体障がい者手帳 1・2級）
② 重度の精神障がいがあり、常時の介護を必要とする方（概ね精神障がい者保健福祉手帳 1級程度）
- 児童とは、次のいずれかに該当する者を言います。
ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
イ 20歳未満で規則の定める程度の障がいの状態にある者
ウ 20歳未満で学校教育法に規定している高等学校等に在学している者
- ※ 障がいの状態や学校については、担当窓口までお尋ねください。
- 【内容】 病院などで診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）を助成します。
※医療保険制度及び国・県主体の他の公費負担医療制度が優先となります。
- 【窓口】 子育て給付課 【電話】 50-3580 【FAX】 50-8416



(4) 育成医療（自立支援医療）

身

【対象者】 給付対象となる次の疾患のある18歳未満の児童が、手術などを行うことにより治療効果が期待できる場合について、その治療に必要な費用の一部が公費負担されます。

ただし、一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は対象外となります。

■肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、その他先天性内臓障がい、免疫機能障がい

【内容】 指定医療機関において、入院又は通院で治療等を受けた場合に、その治療に要する医療費を助成します。

なお、原則1割の自己負担となります。※治療開始前に申請が必要です。

【窓口】 子育て給付課 【電話】 50-3580 【FAX】 50-8416

(5) 小児慢性特定疾病医療

【対象者】 18歳未満で次の疾病のある児童（18歳以上については、継続申請の場合のみ20歳未満まで延長することができます。）

■疾病区分：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

【内容】 県が指定した医療機関で治療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。なお、原則2割の自己負担となります。また、入院中における食事代の1/2を助成します。

【窓口】 子育て給付課 【電話】 50-3580 【FAX】 50-8416

神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課 【電話】 0463-32-0130(代表)

(6) 特定疾病療養受療証

【対象者】 ①人工透析が必要な慢性腎不全の方、②血友病の方、③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方

【内容】 「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口へ提出すれば、1つの医療機関での1か月の自己負担が1万円までとなります。（70歳未満で①に該当する方のうち、上位所得者に該当する方は2万円。）負担軽減を受けるための「特定疾病療養受療証」の交付については、加入している健康保険の窓口へ申請してください。

【窓口】 A 国民健康保険加入の方

保険年金課 国保給付担当 【電話】 50-3520 【FAX】 50-8413

B 後期高齢者医療制度加入の方

保険年金課 後期高齢者医療担当 【電話】 50-3575 【FAX】 50-8413

C 上記A・B以外の保険に加入の方

各健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）等にお問い合わせください。

※加入している健康保険組合等の連絡先は本人もしくは扶養者のお勤め先などに各自でご確認ください。

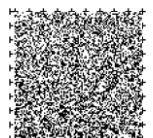
(7) 指定難病医療費助成制度

【対象者】 指定難病に罹患している方（疾患により認定のための基準が異なります。）

【内容】 次の指定難病の医療のために入院又は通院した場合に、その医療費の一部の助成を受けることができます。

【窓口】 藤沢市保健所保健予防課 【電話】 50-3593 【FAX】 28-2121

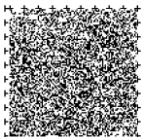
【所在地】 〒251-0022 鵜沼 2131-1 藤沢市保健所



難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から、334～338は令和3年11月から、339～341は令和6年4月から、342～348は令和7年4月から医療費助成を開始)

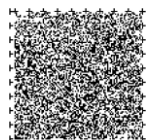
番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	71	特発性大腿骨頭壊死症
2	筋萎縮性側索硬化症	72	下垂体性ADH分泌異常症
3	脊髄性筋萎縮症	73	下垂体性TSH分泌亢進症
4	原発性側索硬化症	74	下垂体性PRL分泌亢進症
5	進行性核上性麻痺	75	クッシング病
6	パーキンソン病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
7	大脳皮質基底核変性症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
8	ハンチントン病	78	下垂体前葉機能低下症
9	神経有棘赤血球症	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
10	シャルコー・マリー・トゥース病	80	甲状腺ホルモン不応症
11	重症筋無力症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
12	先天性筋無力症候群	82	先天性副腎低形成症
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	83	アジソン病
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	84	サルコイドーシス
15	封入体筋炎	85	特発性間質性肺炎
16	クロー・深瀬症候群	86	肺動脈性肺高血圧症
17	多系統萎縮症	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
19	ライゾーム病	89	リンパ脈管筋腫症
20	副腎白質ジストロフィー	90	網膜色素変性症
21	ミトコンドリア病	91	バッド・キアリ症候群
22	もやもや病	92	特発性門脈圧亢進症
23	プリオン病	93	原発性胆汁性胆管炎
24	亜急性硬化性全脳炎	94	原発性硬化性胆管炎
25	進行性多巣性白質脳症	95	自己免疫性肝炎
26	HTLV-1関連脊髄症	96	クローン病
27	特発性基底核石灰化症	97	潰瘍性大腸炎
28	全身性アミロイドーシス	98	好酸球性消化管疾患
29	ウルリッヒ病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	遠位型ミオパチー	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
31	ベスレムミオパチー	101	腸管神経節細胞減少症
32	自己食空胞性ミオパチー	102	ルビシシュタイン・テイビ症候群
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	103	CFC症候群
34	神経線維腫症	104	コステロ症候群
35	天疱瘡	105	チャージ症候群
36	表皮水疱症	106	クリオビリン関連周期熱症候群
37	膿疱性乾癬(汎発型)	107	若年性特発性関節炎
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	108	TNF受容体関連周期性症候群
39	中毒性表皮壊死症	109	非典型性溶血性尿毒症症候群
40	高安動脈炎	110	ブラウ症候群
41	巨細胞性動脈炎	111	先天性ミオパチー
42	結節性多発動脈炎	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
43	顕微鏡的多発血管炎	113	筋ジストロフィー
44	多発血管炎性肉芽腫症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
46	悪性関節リウマチ	116	アトピー性脊髄炎
47	パージャール病	117	脊髄空洞症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	118	脊髄髄膜瘤
49	全身性エリテマトーデス	119	アイザックス症候群
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	120	遺伝性ジストニア
51	全身性強皮症	121	脳内鉄沈着神経変性症
52	混合性結合組織病	122	脳表へモジドリン沈着症
53	シェーグレン症候群	123	HTRA1関連脳小血管病
54	成人発症スチル病	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
55	再発性多発軟骨炎	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
56	ペーチェット病	126	ペリー病
57	特発性拡張型心筋症	127	前頭側頭葉変性症
58	肥大型心筋症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
59	拘束型心筋症	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
60	再生不良性貧血	130	先天性無痛無汗症
61	自己免疫性溶血性貧血	131	アレキサンダー病
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	132	先天性核上性球麻痺
63	免疫性血小板減少症	133	メビウス症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
65	原発性免疫不全症候群	135	アイカルディ症候群
66	IgA腎症	136	片側巨脳症
67	多発性嚢胞腎	137	限局性皮質異形成
68	黄色靱帯骨化症	138	神経細胞移動異常症
69	後縦靱帯骨化症	139	先天性大脳白質形成不全症
70	広範脊柱管狭窄症	140	ドラベ症候群



難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から、334～338は令和3年11月から、339～341は令和6年4月から、342～348は令和7年4月から医療費助成を開始)

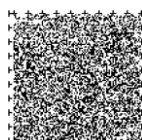
番号	病名	番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	212	三尖弁閉鎖症
142	ミオクロニー欠神てんかん	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
144	レノックス・ガストー症候群	215	ファロー四徴症
145	ウエスト症候群	216	両大血管右室起始症
146	大田原症候群	217	エプスタイン病
147	早期ミオクロニー脳症	218	アルポート症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	219	ギャロウェイ・モワト症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
150	環状20番染色体体症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
151	ラスムッセン脳炎	222	一次性ネフローゼ症候群
152	PCDH19関連症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	224	紫斑病性腎炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびてんかん性脳症	225	先天性腎性尿管症
155	ランドウ・クレフナー症候群	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
156	レット症候群	227	オスラー病
157	スタージ・ウェーバー症候群	228	閉塞性細気管支炎
158	結節性硬化症	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
159	色素性乾皮症	230	肺胞低換気症候群
160	先天性魚鱗癬	231	α1-アンチトリプシン欠乏症
161	家族性良性慢性天疱瘡	232	カーニー複合
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	233	ウォルフラム症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
164	眼皮皮膚白皮症	235	副甲状腺機能低下症
165	肥厚性皮膚骨膜炎	236	偽性副甲状腺機能低下症
166	弾性線維性仮性黄色腫	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
168	エーラス・ダンロス症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
169	メンケス病	240	フェニルケトン尿症
170	オクシビタル・ホーン症候群	241	高チロシン血症1型
171	ウィルソン病	242	高チロシン血症2型
172	低ホスファターゼ症	243	高チロシン血症3型
173	VATER症候群	244	メーブルシロップ尿症
174	那須・ハコラ病	245	プロピオン酸血症
175	ウィーバー症候群	246	メチルマロン酸血症
176	コフィン・ローリー症候群	247	イソ吉草酸血症
177	ジュベール症候群関連疾患	248	グルコーストランスポーター1欠損症
178	モワット・ウィルソン症候群	249	グルタル酸血症1型
179	ウイリアムズ症候群	250	グルタル酸血症2型
180	ATR-X症候群	251	尿素サイクル異常症
181	クルーゾン症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
182	アペール症候群	253	先天性葉酸吸収不全
183	ファイファー症候群	254	ボルフィリン症
184	アントレー・ピクスラー症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
185	コフィン・シリズ症候群	256	筋型糖原病
186	ロスマンド・トムソン症候群	257	肝型糖原病
187	歌舞伎症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
188	多脾症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
189	無脾症候群	260	シトステロール血症
190	鰓耳腎症候群	261	タンジール病
191	ウェルナー症候群	262	原発性高カイロミクロン血症
192	コケイン症候群	263	脳髄黄色腫症
193	プラダー・ウィリ症候群	264	無βリポタンパク血症
194	ソス症候群	265	脂肪萎縮症
195	ヌーナン症候群	266	家族性地中海熱
196	ヤング・シンブソン症候群	267	高IgD症候群
197	1p36欠失症候群	268	中條・西村症候群
198	4p欠失症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
199	5p欠失症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	271	強直性脊椎炎
201	アンジェルマン症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
202	スミス・マギニス症候群	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
203	22q11.2欠失症候群	274	骨形成不全症
204	エマヌエル症候群	275	タナトフォリック骨異形成症
205	脆弱X症候群関連疾患	276	軟骨無形成症
206	脆弱X症候群	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
207	総動脈幹遺残症	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
208	修正大血管転位症	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
209	完全大血管転位症	280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
210	単心室症	281	クリッペル・トレネー・ウェーバー症候群
211	左心低形成症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血



難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から、334～338は令和3年11月から、339～341は令和6年4月から、342～348は令和7年4月から医療費助成を開始)

番号	病名	番号	病名
283	後天性赤芽球癆	316	カルニチン回路異常症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	317	三頭酵素欠損症
285	ファンconi貧血	318	シトリン欠損症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
287	エプスタイン症候群	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
289	クロンカイト・カナダ症候群	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
291	ヒルシユスブルング病(全結腸型又は小腸型)	324	メチルグルタコン酸尿症
292	総排泄腔外反症	325	遺伝性自己炎症疾患
293	総排泄腔遺残	326	大理石骨病
294	先天性横隔膜ヘルニア	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
295	乳幼児肝巨大血管腫	328	前眼部形成異常
296	胆道閉鎖症	329	無虹彩症
297	アラジール症候群	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
298	遺伝性膀胱炎	331	特発性多中心性キャッスルマン病
299	嚢胞性線維症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
300	IgG4関連疾患	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
301	黄斑ジストロフィー	334	脳クレアチン欠乏症候群
302	レーベル遺伝性視神経症	335	ネフロン癆
303	アッシャー症候群	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
304	若年発症型両側性感音難聴	337	ホモシスチン尿症
305	遅発性内リンパ水腫	338	進行性家族性胆内胆汁うっ滞症
306	好酸球性副鼻腔炎	339	MECP2重複症候群
307	カナバン病	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
308	進行性白質脳症	341	TRPV4異常症
309	進行性ミオクローヌスてんかん	342	LMNB1 関連大脳白質脳症
310	先天異常症候群	343	PURA 関連神経発達異常症
311	先天性三尖弁狭窄症	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
312	先天性僧帽弁狭窄症	345	乳児発症 STING 関連血管炎
313	先天性肺静脈狭窄症	346	原発性肝外門脈閉塞症
314	左肺動脈右肺動脈起始症	347	出血性線溶異常症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	348	ロウ症候群



(8) 後期高齢者医療制度に加入できる方

後期高齢者医療制度は75歳以上の方、又は一定の障がいのある65歳～74歳で神奈川県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方が対象となります。一定の障がいとは、身体障がいの場合は、障がい程度等級の1級から3級と4級の一部、精神障がいの場合は、1級と2級、知的障がいの場合は、A1とA2の方が該当します。

詳細については保険年金課後期高齢者医療担当へお問い合わせください。

【窓口】保険年金課 後期高齢者医療担当 【電話】50-3575 【FAX】50-8413

(9) 高額療養費の支給

A 国民健康保険に加入している70歳未満の方

【内容】同一月に同一の医療機関に支払う医療費（保険給付の対象のものに限る）の自己負担が21,000円以上であり、かつ、その合計が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が保険者から支給されます。藤沢市国民健康保険加入の方が該当した場合は、初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

【事前申請】オンライン資格確認を利用できる医療機関等を受診する場合

医療機関等の窓口で、本人同意をすると、支払いを限度額までとすることができます。

オンライン資格確認を利用できない医療機関等を受診する場合

高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担ですむ「限度額適用認定証」、市民税非課税世帯の方には食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。ただし、保険料に未納のない方に限ります。

※オンライン資格確認ができる医療機関等か否かは、受診される医療機関等にご確認ください。

●自己負担限度額（月額）

所得区分		基準所得額※1	3回目まで	4回目以降※2	適用区分	
			市民税課税世帯	上位		901万円超
			600万円超 901万円以下	167,400円＋ (医療費※3－558,000円)×1%	93,000円	イ
	一般		210万円超 600万円以下	80,100円＋ (医療費※3－267,000円)×1%	44,400円	ウ
			210万円以下	57,600円		エ
市民税非課税世帯			35,400円	24,600円	オ	

※1 基準所得額＝総所得金額等（収入総額－必要経費－給与所得控除－公的年金等控除等）－基礎控除額

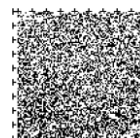
※2 4回目以降とは、12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の金額です。

※3 医療費とは、医療機関の窓口において負担した額（一部負担金）と国保が負担する額の合計（10割の額）です。

※4 所得の申告がない世帯の方も含まれます。

B 国民健康保険に加入している70歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入している方

【内容】1か月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が保険者から支給されます。藤沢市国民健康保険加入の方と後期高齢者医療制度加入の方が該当した場合は、初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。



【事前申請】 オンライン資格確認を利用できる医療機関等を受診する場合

医療機関等の窓口で、本人同意をすると、支払いを限度額までとすることができます。

オンライン資格確認を利用できない医療機関等を受診する場合

(国民健康保険に加入している70歳以上の方)

高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担ですむように現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。

提示しない場合は、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は現役並み所得者Ⅲまでを支払い、低所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は一般の区分までを支払い、後で払い戻しとなります。

(後期高齢者医療制度に加入している方)

医療機関等から所得区分の提示を求められた場合は、所得区分が記載された資格確認書を申請により交付します。

※オンライン資格確認ができる医療機関等か否かは、受診される医療機関等にご確認ください。

<国民健康保険(70歳以上75歳未満)>

●自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額		
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	Ⅲ※1	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔140,100円〕※8		
	Ⅱ※2		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔93,000円〕※8		
	Ⅰ※3		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕※8		
一般		2割	18,000円 (年間144,000円)※9	57,600円 〔44,400円〕※8	
低所得者 (市民税非課税)	Ⅱ※6		8,000円	24,600円	
	Ⅰ※7			15,000円	

<後期高齢者医療制度>

●自己負担限度額(月額)

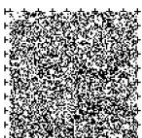
所得区分		自己負担割合	自己負担限度額	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ※1	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔140,100円〕※8	
	Ⅱ※2		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔93,000円〕※8	
	Ⅰ※3		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕※8	
一般	Ⅱ※4	2割	18,000円(年間144,000円)※9	57,600円 〔44,400円〕※8
	Ⅰ※5	1割	18,000円(年間144,000円)※9	
区分 (低所得者)	Ⅱ※6		1割	8,000円
	Ⅰ※7	15,000円		

※1 現役並み所得者Ⅲとは、現役並み所得者のうち、住民税の課税所得(課税標準)が690万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方。

※2 現役並み所得者Ⅱとは、現役並み所得者のうち、住民税の課税所得(課税標準)が380万円以上690万円未満の方、及びその方と同じ世帯の方。

※3 現役並み所得者Ⅰとは、住民税の課税所得(課税標準)が145万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方等。

※4 一般Ⅱとは、自己負担割合が2割の方。



- ※5 一般Ⅰとは、現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。
- ※6 区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）とは、世帯の全員が市町村民税非課税で、区分Ⅰ以外の方。
- ※7 区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）とは、世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80.67万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が0円となる方。
世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、本人が老齢福祉年金を受給している被保険者（区分Ⅰ老齢福祉年金受給者）。
- ※8 過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用される限度額。
- ※9 毎年7月31日時点で所得区分が「一般」又は「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の被保険者を対象に、計算期間（前年8月1日から当年7月31日までの間の1年間）のうち「一般」「低所得Ⅰ・Ⅱ」であった月の外来での自己負担額の合計が144,000円を超えた場合は、その分を申請により支給します。

【制度改正に伴う自己負担限度額等の変更】

藤沢市ホームページ

●藤沢市国民健康保険加入の方

高額療養費制度は制度改正が検討されており、今後内容が変更する可能性があります。
高額療養費制度の最新の内容は、藤沢市ホームページをご確認ください。



●後期高齢者医療制度加入の方

高額療養費制度は制度改正が検討されており、今後内容が変更する可能性があります。
高額療養費制度の改正内容は、神奈川県広域連合のホームページでお知らせします。

神奈川県広域連合
ホームページ



【75歳到達月の自己負担限度額の特例】

月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生日に加入していた医療保険（国民健康保険、被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度の誕生月の自己負担限度額を、本来の額の2分の1に減額します。また、被用者保険（社会保険）の被保険者が75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、その方の被扶養者だった方の国保加入月の自己負担限度額についても、本来の額の2分の1ずつとなります。（1日生まれの方を除く）

【特定疾病（高額長期疾病）に係る高額療養費の支給の特例】

高額な治療を長期間継続して行う必要がある疾病（厚生労働大臣指定）で人工透析が必要な慢性腎不全や血友病の方は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関の窓口
に提示すれば、毎月の自己負担限度額は10,000円（70歳未満で人工透析が必要な慢性腎不全の方のうち、上位所得者に該当する方は、20,000円）となります。

【窓 口】国民健康保険加入の方

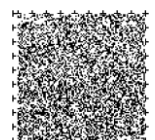
保険年金課 国保給付担当 【電 話】50-3520 【FAX】50-8413

後期高齢者医療制度加入の方

保険年金課 後期高齢者医療担当 【電 話】50-3575 【FAX】50-8413

C その他健康保険加入の方

各健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）等にお問い合わせください。



(10) 入院時の食事代の減額

【対象者】各種健康保険に加入している方

【内容】入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり次の標準負担額を自己負担し、残りは保険者が負担します。

一般の世帯以外の方は1食の入院時の食事代標準負担額550円(510円)が、次のとおり減額されます。(事前に標準負担額減額認定証等を申請いただくか、病院で支払い後、保険者へ請求していただく必要があります)

※令和8年5月末までは()内の金額です。

一般の世帯(市民税課税世帯)		1食550円(510円)※1
市民税非課税世帯 (70歳以上では低所得者Ⅱ※2の方)	過去12か月の入院日数90日まで	1食270円(240円)
	過去12か月の入院日数91日以上 (長期)	1食220円(190円)
70歳以上で低所得者Ⅰ※3の方		1食130円(110円)

●療養病床に入院する65歳以上の方の食費・居住費

	食費(1食)	居住費(1日)
一般の世帯(市民税課税世帯)	550円(510円)※1※4	430円(370円) (指定難病患者は負担なし)
市民税非課税世帯 (70歳以上では低所得者Ⅱ※2の方)	270円(240円)※5	
70歳以上で低所得者Ⅰ※3の方	160円(140円)※6	

※1 指定難病、小児慢性特定疾病の方は1食330円(300円)です。

平成28年4月1日時点で、すでに1年を超えて精神病床に入院している方は、1食260円です。

※2 低所得者Ⅱとは、世帯主及び世帯全員が市民税非課税の方。

※3 低所得者Ⅰとは、世帯主及び世帯全員が市民税非課税の方で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円で、年金収入が80.67万円以下の方。

※4 保険医療機関の施設基準などにより、510円(470円)の場合もあります。どちらに該当するかは医療機関にご確認ください。

※5 医療区分Ⅱ、Ⅲについては入院日数が90日を超える場合は、1食220円(190円)です。

※6 医療区分Ⅱ、Ⅲについては、1食130円(110円)です。

☆医療区分Ⅰ～Ⅲについてはお問い合わせください。

【窓口】国民健康保険加入の方

保険年金課 国保給付担当

【電話】50-3520【FAX】50-8413

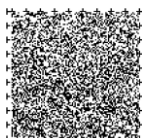
後期高齢者医療制度加入の方

保険年金課 後期高齢者医療担当

【電話】50-3575【FAX】50-8413

その他健康保険加入の方

各健康保険組合・全国健康保険協会(協会けんぽ)等

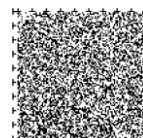


(11) 精神通院（自立支援医療）**精**

- 【対象者】精神疾患があり、通院医療を受けている方
ただし、一定所得以上の「世帯」の方は対象外となる場合があります。
- 【内容】承認された場合には、医療受給者証が交付されます。
指定をした精神疾患の治療を行う医療機関（薬局・訪問看護事業所を含む）を利用する時に医療受給者証を提示することで、自己負担が原則 1 割負担になります。
デイケア、訪問看護等を新たに利用する場合は、追加申請が必要となります。
- 【利用方法】有効期間は 1 年間で、引き続き利用する場合には、有効期間満了日の 3 か月前から継続の手続きができます。
- 【必要書類等】① 自立支援医療診断書（精神通院医療用）
※原則として「2 年に 1 度」の提出が必要です。
※診断書は神奈川県で定められた書式で、作成年月日が申請日の前 3 か月以内のものに限ります。
- ② 医療受給者証（既にお持ちの方）
- ③ 健康保険の加入状況が確認できるもの（写し可）
※藤沢市国民健康保険以外の国民健康保険の場合は加入者全員分
後期高齢者医療制度加入者（75 歳以上の方）の場合は同一世帯の加入者全員分
社会保険等の場合は受診者本人分及び被保険者本人分
- ④ 受診者の「世帯」の市町村民税の課税状況等がわかる資料（課税・非課税証明書等、市町村民税が非課税である場合は障がい年金証書等収入の確認できるもの）
※「世帯」とは、受診者と同一医療保険単位で認定するため住民票上の世帯とは異なります。
- ⑤ 窓口に来る方の本人確認書類
1 点で確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど
2 点で確認できるもの：健康保険資格確認書、介護保険証、各種医療証、年金手帳など
※マイナンバーについて
・マイナンバーが確認できないことを理由に申請を拒否することはありません。
・ご本人以外の方が申請される場合は、対象の方のマイナンバーを確認できる書類窓口にお越しになる方の本人確認書類等が必要です。
- 【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822
※18 歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。
こども家庭センター 【電話】50-3569 【FAX】50-8428
地区福祉窓口 一覧：[→106 ページ](#)
保健予防課（藤沢市保健所 4 階） 【電話】50-3593 【FAX】28-2121

(12) 精神障がい者入院医療援護金**精**

- 【対象者】精神科病棟に月の初日から月の末日まで入院している方で、世帯全員の前年分所得税の合算額が 87,000 円以下の方。その他制限がありますので、詳細については取り扱い窓口にお問い合わせください（生活保護で医療費を払っていない方、障がい者等医療費助成の利用者の方は対象となりません）。
- 【内容】月額 10,000 円が支給されます。
- 【必要書類】精神障がい者入院医療援護金交付申請書、世帯全員の住民票（続柄入）、15 歳以上の世帯全員分の所得税額を証明する書類
- 【窓口】入院している医療機関
申請は、神奈川県がん・疾病対策課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
- 【電話】045-210-1111（内線 4728~4730）【FAX】045-210-8860



(13) 藤沢市障がい者等歯科診療 身 知 精

一般の歯科医院では対応が困難な障がい児者や、要介護高齢者への歯科診療を行っています。

(1) 藤沢市南部歯科診療所

【利用方法・問い合わせ】完全予約制ですので、電話でご相談ください。

予約受付日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

【所在地】〒251-0025 鵜沼石上2-10-6 藤沢市口腔保健センター内（南消防署前）

【電話】26-3310 【FAX】24-5325

■ 障がい者歯科診療

【対象者】市内在住又は市内の学校、施設等に通っている障がい児者

【診療日時】火・木曜日（祝日を除く） 午後1時30分～午後5時

※8月のお盆期間を含む1週間及び12月29日～1月6日の当該曜日は休診です。

【必要なもの】健康保険加入を証明する書類（マイナンバーカードもしくは健康保険資格確認書等）、フェイスタオル、歯ブラシ、障がい者手帳、障がい福祉サービス受給者証、各種医療証、お薬手帳等

■ 要介護高齢者歯科診療

【対象者】市内在住の要介護高齢者

【診療日時】木・日曜日（祝日を除く） 午前9時30分～午後1時

※8月のお盆期間を含む1週間及び12月29日～1月6日の当該曜日は休診です。

【必要なもの】健康保険加入を証明する書類（マイナンバーカードもしくは健康保険資格確認書等）、介護保険証、各種医療証、お薬手帳等

■ 摂食機能支援相談会

【対象者】市内在住又は市内の学校、施設等に通っている障がい児者

【開催日時】月1回 日曜日午前

■ 摂食嚥下リハビリテーション外来

【対象者】市内在住の要介護高齢者

【開催日時】月1回 日曜日午後

(2) 藤沢市北部歯科診療所

【利用方法・問い合わせ】完全予約制ですので、電話でご相談ください。

【所在地】〒251-0861 大庭5527-1 藤沢市保健医療センター内

【最寄り駅】辻堂駅又は湘南台駅からバス「二番橋保健医療センター」下車

【電話】88-7315 【FAX】88-7318

■ 障がい者歯科診療

【対象者】市内在住又は市内の学校、施設等に通っている障がい児者

【診療日時】木・土曜日（祝日を除く） 午後1時30分～午後5時

※8月のお盆期間を含む1週間及び12月29日～1月6日の当該曜日は休診です。

【必要なもの】健康保険加入を証明する書類（マイナンバーカードもしくは健康保険資格確認書等）、フェイスタオル、歯ブラシ、障がい者手帳、障がい福祉サービス受給者証、各種医療証、お薬手帳等

【予約受付日時】木・土曜日（祝日を除く） 午後1時～午後5時

■ 要介護高齢者歯科診療

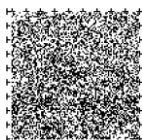
【対象者】市内在住の要介護高齢者

【診療日時】木・日曜日（祝日を除く） 午前9時30分～午後1時

※8月のお盆期間を含む1週間及び12月29日～1月6日の当該曜日は休診です。

【必要なもの】健康保険加入を証明する書類（マイナンバーカードもしくは健康保険資格確認書等）、介護保険証、各種医療証、お薬手帳等

【予約受付日時】月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時 日曜日 午前9時～午後1時



(14) こくほ等特定健康診査・後期高齢者等健康診査・がん検診・成人歯科健康診査の一部負担金の免除

身 知 精

【対 象 者】 受診日に次のいずれかの障がい者手帳を持っている、下欄の対象年齢に該当する方

- ① 身体障がい者手帳 1～3 級
- ② 療育手帳 A1～B1
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級

【内 容】 次の健康診査・がん検診に要する一部負担金が免除され、無料で受診できます。指定医療機関に予約をし、受診の際に障がい者手帳を提示してください。

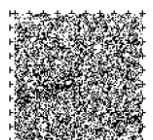
診査・検診名		対象年齢（今年度内に以下の年齢になる方）	実施期間
こくほ等特定健康診査（※1）		40 歳以上	6 月～10 月
後期高齢者等健康診査		（※2）	
大腸がん検診		40 歳以上	
肺がん検診		40 歳以上	
胃がん検診	バリウム	50 歳以上になる方のうち ・偶数年齢の方 ・上記以外で前年度未受診者	通年
	内視鏡		
子宮頸がん検診（女性のみ）		20 歳以上になる方のうち ・偶数年齢の方 ・無料クーポン対象者 ・上記以外で前年度未受診者	
乳がん検診 （女性のみ）	マンモグラフィ 2 方向撮影 （40～49 歳）	40 歳以上になる方のうち ・偶数年齢の方 ・無料クーポン対象者 ・上記以外で前年度未受診者	
	マンモグラフィ 1 方向撮影 （50 歳以上）		
肝炎ウイルス検診		40 歳以上	
成人歯科健康診査		20,25,30,35,40,45,50,55,60,65,70,80 歳になる方	6 月～10 月
口腔がん検診		口の中の粘膜に異常や違和感、あるいは心配事のある方	年 2 回 （広報ふじさわ 等でお知らせ）
ヘルスチェック		31～39 歳（※3）	7 月～11 月

（※1） 特定健康診査は、医療保険者ごとに実施しています。ここでいう特定健康診査対象者は、健康診査を受診する年度の4月1日に藤沢市国民健康保険に加入しており、受診当日も加入している方、及び40歳から74歳になる生活保護受給者、中国残留邦人、無保険者です。会社等の被用者保険に加入されている方は、実施内容について各医療保険者にご確認ください。

（※2） 神奈川県後期高齢者医療制度の加入者、75歳以上の生活保護受給者、中国残留邦人、無保険者が対象です。

（※3） 対象者は、ヘルスチェックを受診する年度の4月1日に藤沢市国民健康保険に加入されている方です。詳細は担当にお問い合わせください。

【窓 口】 健康づくり課 【電 話】 21-7344 【FAX】 28-2280



5 補装具・介護給付、訓練等給付、障がい児通所給付・日常生活用具

(1) 補装具の購入・修理等



- 【対象者】身体障がい者手帳を持っていて、神奈川県立総合療育相談センターで必要と認められた方、もしくは難病患者で必要と認められた方
- 【内容】身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業生活を容易にするために必要な用具（補装具）の購入・借受け・修理に係る費用を支給します。
- 【利用者負担】1割の負担が発生します。（非課税世帯の方は軽減措置があります。）
ただし、障がい者及びその配偶者のうち最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の方は、支給の対象となりません。
- 【対象品目】補装具の購入・借受け・修理については、事前にご相談ください。

障がい別	補装具の種目
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置修理に限る）
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状は日常生活用具へ）、重度障がい者意思伝達装置
同（18歳未満）	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※ 先に品物を購入した場合の助成はありません。

※ 介護保険対象者で、介護保険制度で貸与される福祉用具と重複する品目（車いす、電動車いす、歩行器）については、原則として介護保険制度が優先されます。

- 【必要書類】補装具費（購入・修理）支給申請書、見積書、相談記録票及び医学的判定（意見）書〔児童の場合は補装具購入（修理）意見書〕、処方箋、障がい者手帳等

※ 必要書類は、以下の【窓口】にあります。

※ 車いすの購入申請には、業者が作成するマスターカードが必要です。

※ 「相談記録票及び医学的判定（意見）書」及び「処方箋」を主治医が記入後、それらに基づく見積書を用意してください。

主治医は、身体障がい者法第15条指定医師、自立支援医療担当医師、義肢装具等適合判定研修会修了医師の方をお願いします。また、骨格構造義肢については、義肢装具等適合判定研修会修了医師に限ります。

※ 補聴器は、「相談記録票及び医学的判定（意見）書」への記載があれば、別途「処方箋」は不要です。

交付決定については、申請後神奈川県立総合療育相談センターの判定を受け、市から結果を通知します。

- 【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※ 18歳未満の方の窓口については、こども家庭センターとなります。

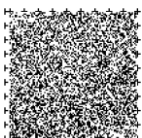
こども家庭センター 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

巡回更生相談を利用する場合（肢体不自由の方・同型再支給のみ）

転入等の理由で病院が遠く、主治医に記入してもらうのが難しい方は、総合療育相談センター（更生相談所）で月に1回程度行われる巡回更生相談（医師と義肢装具業者がいます）を利用することができます。

※ 希望される方は障がい者支援課までご連絡ください。視覚・聴覚・内部に障がいのある方、座位保持装置・電動車いすについては、実施していません。



(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

- 【対象者】身体障がい者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児で以下の要件を満たす方
- ・市内の在住の18歳未満の方
 - ・平均聴力レベルが両耳とも原則として30dB（デシベル）以上であって、聴覚障がいを事由とする身体障がい者手帳の交付対象とならない方
 - ・中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない方
 - ・補装具の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障がい者福祉法第15条第1項に規定する指定医に判断された方
 - ・労災等、他の制度では補聴器購入費の助成を受けられない方
- 【内容】軽度・中等度難聴児の言語習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費及び修理費に対する助成を行います。
※必ず事前にご相談ください。
- 【利用者負担】基準額内費用の1/3の費用負担が発生します。（ただし、生活保護世帯及び非課税世帯の場合は全額助成）
※先に購入や修理をした場合の助成はありません。
- 【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

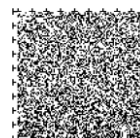
(3) 障がい者等生活改善相談

身 知 精

- 【対象者】市内在住の障がい者と介護者の方
- 【内容】理学療法士が日常生活の不便さを改善するための体の動かし方や福祉用具の使い方のアドバイス及び適する生活用具の紹介等を行います。
- 【実施日】月4回 要予約 ※詳しくはお問い合わせください。
- 【窓口】公益財団法人藤沢市保健医療財団保健事業課
〒251-0861 大庭 5527-1
- 【電話】88-6752（直通） 【FAX】86-6065（直通）

(4) 計画相談支援・障がい児相談支援

- 【対象者】介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、又は障がい児通所給付のサービスを利用される方
- 【内容】障がい福祉サービス等の支給決定の有効期間内で相談支援専門員がサービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成、サービスの調整等を行います。
- 【利用者負担】なし
- 【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822
※必ず事前にご相談ください。
※18歳未満の方の窓口については、こども家庭センターとなります。
こども家庭センター 【電話】50-3569 【FAX】50-8428



【5】介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、障がい児通所給付費の支給

身 知 精

※このサービスの利用には障がい支援区分認定、及び支給決定を受ける必要があります。

【対象者】身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方・更生相談所又は児童相談所で障がい福祉サービスの必要性を認められた方・精神保健福祉手帳をお持ちの方・自立支援医療を受給している方・その他、診断書等により、精神障がいや発達障がいについて確認できる方・難病患者等。

※介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

※区分不要のサービスもあります。

【内 容】

●住まいの場

介護給付	訓練等給付	地域相談支援給付
居宅介護（ホームヘルプサービス） ① 家事援助 ② 身体介護 ③ 通院等介助 ④ 通院等乗降介助 療養介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障がい者等包括支援 施設入所支援	共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助	地域移行支援 地域定着支援

●日中生活の場

介護給付	訓練等給付	障がい児通所給付
短期入所（ショートステイ） 生活介護	宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援 就労選択支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援

【利用者負担】原則として利用料の1割を負担していただきます。非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なしとなります。また、利用するサービスによっては、食材料費や光熱水費等の負担があります。なお、地域相談支援給付については、利用負担はありません。

【その他】各サービス提供事業所は、障がい福祉サービス総合情報サイト「障害福祉情報サービスかながわ」にて検索することができます。また、通所サービス事業所など、障がい者支援課にて個別に一覧表を作成しているものもありますので、お声がけください。

【アドレス】 <https://shougai.rakuraku.or.jp>

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

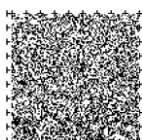
※18歳未満の方の窓口については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

※必ず事前にご相談ください。

■ 医療費控除について

【内 容】傷病により寝たきり等の状態にある方が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつその医師と適切な連携をとって次のサービスを利用した場合、利用者自己負担金が医療費控除の対象となる場合があります。



- ① 居宅介護（身体介護、通院介助（身体介護を伴う場合）及び乗降介助に限る。）
 - ② 重度訪問介護（①と同様のものに限る。）
 - ③ 短期入所（遷延性意識障がい者加算等に係る部分に限る。）
 - ④ 重度障がい者等包括支援（①から③と同様のものに限る。）
 - ⑤ 訪問入浴サービス 身体障がい者の居宅を訪問して行う入浴介護サービス
- 詳細は以下へお問い合わせください。

【問い合わせ】 藤沢税務署 〒251-8566 朝日町 1-11 【電 話】 0570-00-5901

【国税庁ホームページアドレス】 <https://www.nta.go.jp/>

(6) 藤沢市地域生活支援事業

身 知 精

■ 移動支援事業

【対 象 者】 ※児童を含む

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けており、視覚障がい 1～6 級で支援が必要な方
- ② 身体障がい者手帳の交付を受けており、肢体不自由 1・2 級の方
- ③ 3 級以上の身体障がい者手帳の交付を受けており、単身世帯又はそれに準じる方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方、又は判定機関で判定を受けた方
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 自立支援医療（精神通院）受給者
- ⑦ その他、診断書等により精神障がいや発達障がいについて確認できる方
- ⑧ 障がい者総合支援法の対象疾病に該当し、対象疾病に罹患していることが、特定医療費（指定難病）医療受給者証や診断書により確認できる方

【内 容】 ① 社会生活上必要不可欠な外出介護支援（本人同伴）

金融機関等での手続等、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭等による外出

② 余暇活動等社会参加のための外出介護支援

外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇等による外出

③ 日中活動への外出支援

通所・通学・短期入所への送迎

《注》 ・通院介助は、移動支援では使えません。

・介護保険対象者は同保険による給付が優先となります。

・通勤などの経済活動についてはご利用できません。

・開始終了時間、利用場所、各種費用の負担について要件がありますので、詳細は障がい者支援課までお問合せください。

【利用方法】 支給決定期間は原則 1 年間です。更新の手続きは 3 か月前からできます。ただし、世帯の状況が変わった場合は随時変更の手続きをしてください。

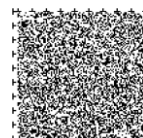
【利用者負担】 原則として、サービスにかかる料金の 5%を負担していただきます。（非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なしとなります）

【窓 口】 障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※18歳未満の方の窓口については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

※必ず事前にご相談ください。



■ 重度身体障がい者訪問入浴サービス

【対象者】 自宅での入浴が困難な 65 歳未満の在宅重度身体障がい者で次の条件のすべてに該当する方

- ① 自宅の浴槽での入浴が困難な方
- ② 介護保険の適用を受けない方
- ③ 医師から入浴可能と診断されている方

【内容】 自宅での入浴が困難な方に訪問入浴車を派遣し、居室内に簡易浴槽を設置して入浴サービスを実施します。(月 10 回を限度とします。)

【利用者負担】 無料

【必要書類】 申請書、健康診断書(所定様式)

【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※必ず事前にご相談ください。

■ 日中一時支援事業

【対象者】 65 歳未満で次のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方又は判定機関で判定を受けた方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者又は自立支援医療(精神)受給者
- ④ 診断書等により、精神障がいや発達障がいがあることを確認できる方
- ⑤ 障がい者総合支援法の対象疾病に該当し、対象疾病に罹患していることが、特定医療費(指定難病)医療受給者証や診断書により確認できる方

【内容】 障がい者等の日中活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の一時的な支援を目的としています。

【事業類型】 ① サービス併用型
② 放課後等デイサービス併用型
③ 通所型

※利用時間には制限があります。詳しくはお問い合わせください。

【利用方法】 支給決定期間は原則 1 年間です。更新の手続きは 3 か月前からできます。ただし、世帯の状況が変わった場合は随時変更の手続きをしてください。

【利用者負担】 原則として、サービスにかかる料金の 5%を負担していただきます。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なしとなります)

【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※必ず事前にご相談ください。

■ 日常生活用具の給付

【対象者】 在宅の障がい児・者の方(品目別に規定があります。)

【内容】 障がい児者の方、もしくは難病患者で必要と認められた方が容易に使用できるように制作された日常生活用具を給付します。

※必ず事前にご相談ください。

【利用者負担】 世帯の所得の状況に応じて自己負担(1割)があります。(補装具と同様 [→39 ページ](#)参照)

日常生活用具一覧表 [→44 ページ~49 ページ](#)を参考にしてください。

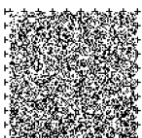
【必要書類】 日常生活用具給付申請書、見積書、障がい者手帳等

【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

地区福祉窓口 一覧: [→106 ページ](#)

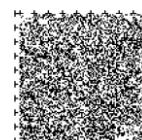
※18歳未満の方の窓口については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電話】 50-3569 【FAX】 50-8428

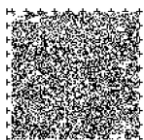


日常生活用具一覧表（藤沢市障がい者日常生活用具給付事業実施要領 別表）2026.4.1 改正

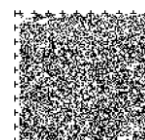
給付品目 基準額 耐用年数	利用できる方	性能・その他
特殊寝台 ¥154,000 8年 ※介護保険優先品目	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	腕、足等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。訓練用ベッドを含む。
特殊マット ¥19,600 5年 ※介護保険優先品目	知的障がい程度が最重度・重度の方 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊尿器 ¥67,000 5年 ※介護保険優先品目	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	尿が自動的に吸引されるもので障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
入浴担架 ¥82,400 5年	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方	スリングシートを含む 、障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
体位変換器 ¥15,000 5年 ※介護保険優先品目	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	介助者が障がい者の体位を変換させるにあたって、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
移動用リフト ¥159,000 4年 ※介護保険優先品目	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	介護者が障がい者を移動させるにあたって、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
訓練椅子（児童用） ¥33,100 5年	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
入浴補助用具 ¥90,000 8年 ※介護保険優先品目	下肢機能障がい6級以上又は体幹機能障がい3級以上の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	入浴時の移動、座位の保持及び浴槽への入水等を補助できるもの。
便器（手すり付き可） ¥9,850 便器のみ ¥4,450 手すり ¥5,400 8年 ※介護保険優先品目	下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの（手すりをつける事ができる）。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。



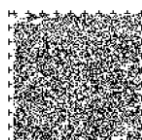
特殊便器 ¥151,200 8年	上肢機能障がい1・2級の方 知的障がい程度が最重度・重度の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽 ¥12,500 3年	障がい者手帳をお持ちの方で頻繁に転倒する方（施設入所の方も可）	転倒の衝撃から頭部を守るもの。 診断書は不要。
歩行補助杖 ¥3,150 3年	平衡機能、下肢機能又は体幹機能障がい者手帳をお持ちの方	前腕の固定部と支持部がない1本の脚による杖。 多点杖、松葉杖及びロフトランドクラッチ杖は支給対象外。（介護保険制度又は補装具費支給の対象。）
歩行支援用具（手すり、スロープ等） 移動、移乗支援用具 ¥60,000 8年 ※介護保険優先品目	視覚、平衡機能、下肢機能又は体幹機能障がい者手帳をお持ちの方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	おおむね次のような性能を有する用具。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有する転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具（手すり、スロープ等）。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 工事費を含まない。 イ 歩行、移動時の安全確保のための用具（歩行ナビゲーションシステム等）。
火災警報機 ¥15,500 8年	知的障がい程度が最重度・重度の方 又は身体障がい者手帳1・2級の方 又は精神障がい者保健福祉手帳1級の方 又は障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。 工事費は含まない。 価格内で世帯に2個まで支給可能。
自動消火器 ¥28,700 8年	知的障がい程度が最重度・重度の方 又は身体障がい者手帳1・2級の方 又は精神障がい者保健福祉手帳1級の方 又は難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）で、障がい者（難病患者）世帯、障がい者（難病患者）高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 工事費は含まない。 世帯に1台。
電磁調理器 ¥41,000 6年	視覚障がい1・2級の方又は知的障がい程度が最重度・重度の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 世帯に1台。
歩行時間延長信号機 用小型送信機 ¥7,000 10年	視覚障がい1・2級の方	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
障がい者用屋内信号装置 ¥87,400 10年	聴覚障がい2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。 世帯に1台。 世帯に聴覚障がい2級の方が複数人いる場合、腕時計型受信機は個別支給可。



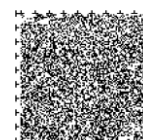
視覚障がい者用はかり 触読式 ¥4,000 音声式 ¥28,000 6年	視覚障がい1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 世帯に1台。
透析液加温器 ¥51,500 5年	じん臓機能障がい1・3級の方（自己連続携帯式腹膜灌流式（CAPD）による透析療法を行う方）	透析液を加温し、一定温度に保つもの。 診断書は不要。
ネブライザー（吸入器） ¥36,000 5年	呼吸器機能障がい1・3級又は下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級で必要と認められる方 音声機能障がい有し、咽頭又は喉頭を摘出している方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 診断書は不要。
電気式たん吸引器 ¥56,400 5年	呼吸器機能障がい1・3級又は下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級で必要と認められる方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。診断書は不要。 ネブライザーとたん吸引器両用は ¥92,400 までとする。
酸素ボンベ運搬車 ¥17,000 10年	医療保険における在宅酸素療法を行う方	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。診断書は不要。
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） ¥50,000 5年	呼吸器機能障がい1・3級又は心臓機能障がい1・3級の方 難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 診断書は不要。(2008.4.1～)
視覚障がい者用体温計（音声式） ¥9,000 5年	視覚障がい者1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。
視覚障がい者用体重計 ¥18,000 5年	視覚障がい者1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。
視覚障がい者用音声血圧計 ¥15,000 5年	視覚障がい者1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 世帯に1台。(2009.2.1～)
携帯用会話補助装置 ¥98,800 5年	音声言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障がい有する方 (申立書が必要な場合があります)	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。



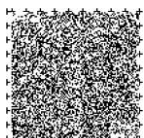
在宅人工呼吸器用非常用発電機 ¥120,000 10年	在宅で人工呼吸器を使用している方	ガソリン又はガスボンベ等の運搬可能な燃料で作動し、出力の波形が正弦波で、使用している人工呼吸器に適合する出力をもつもの。
在宅人工呼吸器用非常用蓄電器（ポータブル電源） ¥60,000 3年	在宅で人工呼吸器を使用している方	利用者または支援者が容易に運搬可能で、出力の波形が正弦波で、使用している人工呼吸器に適合する出力をもつもの。
人工鼻 ¥25,000（月額）	埋込型人工咽頭を常時使用している方。	特定保険医療材料（人工鼻標準型・人工鼻特殊型・整形外科用テープ・再使用可能な気管切開チューブ・気管食道用スピーチバルブ）は、対象外。 申請時には別途、納品計画書（見積書を依頼した業者が作成）が必要。
点字ディスプレイ ¥383,500 6年	学齢時以上の視覚障がい1・2級の方	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 年間10件まで。
点字器 ¥10,700 7年	視覚障がい者手帳をお持ちの方	点字を書く道具。視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
点字タイプライター（カナタイプライター含む） ¥63,100 5年	視覚障がい1・2級の方で、就学又は就労している方若しくは就労が見込まれる方	六つの点に応じたキーを押すことによって点字を書く道具。視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
視覚障がい者ポータブルレコーダー ¥85,000 録音再生 ¥35,000 再生のみ 6年 テープレコーダー ¥23,000 2年	視覚障がい1・2級の方	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
視覚障がい者用活字読み上げ装置 ¥99,800 6年	視覚障がい1・2級の方	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
視覚障がい者用読書器 ¥198,000 8年	視覚障がい者で、本装置により文字等を認識することが可能になる方。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。



視覚障がい者用時計 音声式 ¥13,300 触読式 ¥10,300 10年	視覚障がい者 1・2 級の方 音声式時計は原則、視覚障がい者 1、2 級の方で手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な方。	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
聴覚障がい者用通信装置（ファックス等） ¥30,000 5年	聴覚障がい者手帳をお持ちの方又は発声・発語に著しい障がい有する方。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 本体のみ。 テレビ電話を含む。 用紙、カートリッジ等は給付対象外。 世帯に 1 台。 診断書は不要。
聴覚障がい者用情報受信装置（アイ・ドラゴン付き） ¥50,000 7年	聴覚障がい者手帳をお持ちの方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に 1 台。
点字図書（翻訳料のみ） ¥100,000 1年	視覚障がい者手帳をお持ちの方で、かつ主に情報の入手を点字によっている方	年間 10 万円まで支給。本は自己負担。課税世帯でも自己負担なし。
人工喉頭 ¥72,200 5年	音声・言語機能障がい者手帳をお持ちの方で、かつ喉頭摘出者の方	障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。
ストーマ装具 ¥8,858（蓄便） ¥11,639（蓄尿） （いずれも月額）	ぼうこう又は直腸機能障がい者手帳又は小腸機能障がい者手帳をお持ちの方でストーマを造設している方	皮膚保護剤、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚皮膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下着着用蓄尿袋）、ナイトドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤と消臭シート等、潤滑剤、洗浄剤、凝固剤（シート、粉末等）、ガーゼ、洗腸用具を含む。 支給対象月は最大で申請書を提出した日が属する月、ぼうこう又は直腸機能障がい者手帳並びに小腸機能障がい者手帳の交付を受けた月又は本市への転入日が属する月から同年度 3 月までとする。 利用者が転出又は死亡等により用具の給付を受ける必要がなくなった場合、その異動日の属する月までの支給決定とする。 課税世帯でも自己負担なし。



<p>紙おむつ ¥12,000 (月額)</p>	<p>他の紙おむつ支給事業の対象外の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 身体障がい手帳をお持ちの方で先天性の神経障がいや脳性まひ等運動機能障がいにより紙おむつの利用が必要な3歳以上の方 (2) ぼうこう又は直腸機能障がいがあり、ストーマの変形等によりストーマ装具を装着できない3歳以上の方 (3) 障がい支援区分5・6又は知的障がい程度が最重度の方で常時紙おむつが必要な18歳以上の方</p>	<p>尿取りパッド、おしりふき、ガーゼ、脱脂綿を含む。 医師が作成するおむつ支給に関する意見書の提出が必要。(その者に係る初めての申請の場合に限る。) 支給対象月は最大で申請書を提出した日が属する月又は本市への転入日が属する月から同年度3月までとする。 利用者が転出又は死亡等により用具の給付を受ける必要がなくなった場合、その異動日の属する月までの支給決定とする。 課税世帯でも自己負担なし。</p>
<p>収尿器 男性用 ¥7,931 女性用 ¥8,755 1年</p>	<p>高度の排尿機能障がいの方</p>	
<p>居宅生活動作補助用具 ¥200,000 1回限り ※介護保険優先品目</p>	<p>下肢機能障がい3級以上若しくは体幹機能障がい3級以上の方又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)3級以上の方(ただし、特殊便器への取り替えをする場合には、上肢機能障がい1・2級の方) 難病患者の方(特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。)</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする動具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。室内の改修に限る。 工事費を含む。 障がい福祉制度の住宅設備等援護事業費と併用可能。</p>
<p>情報・通信支援用具 (障がい者情報バリアフリー化支援に要するパソコン及びスマートフォン周辺機器及びソフト等の購入) ¥100,000 5年</p>	<p>視覚障がい1・2級の方又は上肢機能障がい1・2級の方</p>	<p>音声変換ソフト インターネット読み上げソフト 視覚障がい者の日常生活を補助するアプリ・ソフト 特殊マウス・キーボード等入力装置 ※パソコンがバージョンアップしソフトが使用できなくなった場合は耐用年数以内であっても支給可能。 ※対象者からアプリストアに代金を支払いダウンロードするアプリは支給対象外。</p>



●地域活動支援センターⅠ型

- 【対象者】原則藤沢市に住民票のある方で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神通院）を受給している方、医師の診断書等により精神障がいや発達障がいについて確認できる方、市長が特に必要があると認める方
- 【内容】相談受付や地域交流（フリースペースの開放）、食事会等の生活支援、精神保健や関係機関に関する情報提供を行っています。
- 【窓口】藤沢市地域生活支援センターおあしす
- 【所在地】本町 1-12-17 藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設（F プレイス）1 階
- 【電話】55-1399 【FAX】55-1399

●地域活動支援センターⅢ型

- 【対象者】18歳以上65歳未満で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神通院）を受給している方、医師の診断書等により精神障がいや発達障がいについて確認できる方、市長が特に必要があると認める方
- 【内容】創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ることを目的とした施設利用支援を行います。日中活動の場として、1事業所を利用できます。ただし、他のセンターや通所施設との併用はできません。
- 【利用方法】支給決定期間は原則1年間です。更新の手続きは3か月前からできます。ただし、世帯の状況が変わった場合は随時変更の手続きをしてください。
- 【利用者負担】無料 ※食費や光熱水費等の必要な経費は実費となります。
- 【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

施設名	設置・経営主体	所在地	電話	FAX
朝日ねんどの会	(特非)あさひ	辻堂神台 2-2-51	33-4310	33-4310
ジョブサポートひまわり	(福)藤沢ひまわり	藤沢 4-5-12 湘南センコービル	47-8844	52-6162
善行ひばりの家	(特非)善行ひばりの家	善行坂 1-13-26	82-7233	82-7233
フリークラブ湘南	(特非)フリークラブ湘南	宮原 1442	48-6600	48-6600
フリースペース ステラ・ボラーレ	(一社)ピアチェーレ	大鋸 1-7-14	23-5780	23-5780

(7) 視覚障がい者への点訳・朗読サービスと点字指導

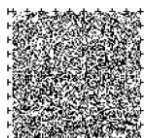


- 【対象者】市内在住・在勤・在学で身体障がい者手帳の視覚障がいの程度が1～6級の方
- 【内容】点訳、点字・録音図書の出借、拡大文字版製作、対面朗読等のサービスを行います。また点訳奉仕会に委託をして、点字の指導を行っています。
- 【窓口】藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台 7-18-2 総合市民図書館内
- 【電話】44-2662 【FAX】44-2388

(8) 視覚障がい者向け用具の販売



- 【内容】国の委託事業として視覚障がい者が低廉な価格で視覚障がい者向け用具を入手できるようあっせん販売しています。
- 【対象品目】白杖、点字器、点字用紙、点字タイプライター、音声体温計、音声体重計、音声血圧計、トランプ、時計、ものさし、糸通し
- 【委託先】社会福祉法人 日本点字図書館 用具事業課
〒169-8586 東京都新宿区高田馬場 1-23-4
【電話】03-3209-075【FAX】03-3200-413【E-mail】yougu@nittento.or.jp
- 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 用具購買所
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2
【電話】03-3200-6422 【FAX】03-3200-6428【E-mail】yogu-toi@jfb.jp



(9) 車いすの貸出し**身**

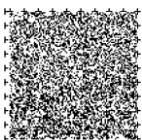
- 【対象者】市内在住の方で、一時的に車いすを必要とされる方
- 【内容】自分の車いすが故障して修理するまでの間や病気やけがで短期間車いすを必要とする方に無料で貸し出します。(3ヶ月以内)
- 【窓口】藤沢市社会福祉協議会 地域福祉活動センター
(藤沢市役所分庁舎1階)
- 【電話】50-3670 【FAX】50-3671
※各市民センターでも貸出しております。
ご利用の際は事前にお問い合わせ、ご相談ください。
地区福祉窓口 一覧：[→106 ページ](#)

(10) 一声ふれあい収集**身 知 精**

- 【対象者】生活ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で、家族等の協力が得られない次に該当する世帯
- ① 障がい者(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方)のみの世帯
 - ② 日常的に、介助又は介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)のみの世帯
 - ③ 上記①、②で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯
 - ④ その他、市長が特に必要であると認めた世帯
- 【内容】ごみ・資源を市職員が玄関先等から週1回安否確認の一声をかけながら収集します。
- 【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822
高齢者支援課 ※65歳以上の方
【電話】50-3571 【FAX】50-8412
生活援護課 ※生活保護利用中の方
【電話】50-3572 【FAX】50-8414
地区福祉窓口 一覧：[→106 ページ](#)

(11) 福祉大型ごみ収集**身 知 精**

- 【対象者】大型ごみ・特別大型ごみを自宅から持ち出すことが困難で、家族等の協力が得られない次に該当する世帯
- ① 障がい者(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方)のみの世帯
 - ② 日常的に、介助又は介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)のみの世帯
 - ③ 上記①、②で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯
 - ④ その他、市長が特に必要であると認めた世帯
- 【内容】大型ごみ・特別大型ごみを大型ごみ収集業者が自宅の中から収集します。
なお、大型ごみ手数料については、免除となりません。
- 【委託先】(株)藤沢市興業公社
- 【電話】23-5301 【FAX】25-7684
- 【受付時間】8:30~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日は休業)



6 住宅

(1) 住宅設備改良費の助成① 身

【内 容】住宅設備の改良に要する費用を助成します。ただし、所得等により助成額が異なります。

内 容	助成限度額	対象者（在宅で次に該当する方）
天井走行式移動リフトの設置 (18歳未満及び65歳以上の者が使用するものを除く)	100万円	①身体障がい者手帳1・2級の方 ②知能指数が35以下の方
環境制御装置（パソコン関連機器）の設置 (18歳未満の者が使用するものを除く)	60万円	③身体障がい者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方

※ この制度を一度利用された方はご利用できません。

【必 要 書 類】住宅設備改造助成申請書、生活同一者状況票、住宅設備改造計画、見積書（2者見積）、障がい者手帳、工事前後の写真（申請手続きには工事前の写真が必要です）、課税証明書等（申請者及び生計を同一にしている方が市外からの転入の場合）

※賃貸契約の場合、貸主の承諾書が必要になります。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※工事前に手続きが必要です。 ※事前にご相談ください。

地区福祉窓口（障がい者支援課窓口での事前相談を受け付けた申請のみ可）

一覧：[→106ページ](#)

(2) 住宅設備改良費の助成② 身 知

【内 容】障がい内容（身体障がい者手帳取得者については、手帳に記載されている障がい）に応じた既存住宅設備の改良に要する費用を助成します。ただし、世帯の市民税課税額により申請者の負担割合が異なります。

《表 1》

内 容	助成限度額	対象者（在宅で次に該当する方）
重度障がい者住宅設備改良費助成事業 浴室、便所、玄関、台所、廊下等の改良工事（改良工事は障がいの内容によって制限があります） （新築の場合は対象外です）	80万円 (1回限り)	① 身体障がい者手帳1・2級の方 ② 知能指数が35以下の方（児童を含む） ③ 身体障がい者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方

※この制度を一度利用された方はご利用できません。

【必 要 書 類】住宅設備改造助成申請書、生計同一者状況票兼同意書、住宅設備改造計画書、見積書（2者見積）、障がい者手帳、工事前後の写真（申請手続きには工事前の写真が必要です）、課税証明書等（申請者及び生計を同一にしている方が市外からの転入の場合）

※賃貸契約の場合、貸主の承諾書が必要になります。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※工事前に手続きが必要です。 ※事前にご相談ください。

地区福祉窓口（障がい者支援課窓口での事前相談を受け付けた申請のみ可）

一覧：[→106ページ](#)

【住宅設備改良徴収基準額】 (1) (2)

生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	市民税均等割世帯 市民税の所得割の額が 160,000円未満の世帯	市民税所得割の割合が 160,000円以上の世帯
自己負担なし	1/3自己負担	対象外



《表 2》

参考 (P43)	内 容	助成限度額	対象者 (在宅で次に該当する方)
日常生活用具 (住宅改修費関連 国制度)	比較的小規模な改修工事 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止等のための床材変更 ④ 引き戸等への扉の取り替え ⑤ 洋式便器等への便器取り替え ⑥ 他、上記の改修に付帯して必要となる住宅改修	20万円 (1回限り)	① 下肢・体幹機能障がい1～3級の方 ② 乳幼児期以前の前非進行性の脳病変による運動機能障がい1～3級(学齢児以上・移動機能障がいに限る) ③ 特殊便器取替えの場合は、上肢機能障がい2級以上の方 ④ 難病疾患の方(特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。)

参考 《表 3》

参 考	内 容	助成限度額	対象者 (在宅で次に該当する方)
介護保険制度 介護保険居宅 介護(介護予 防)住宅改修 費の支給	比較的小規模な改修工事 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取り替え ⑤ 洋式便器等への便器取り替え ⑥ その他、上記の改修に付帯して必要となる住宅改修	改修費用 20万円を 上限とした 7割、8 割、9割相 当額(介護 保険負担割 合証に記載 の負担割合 が適用され ます。)	要介護・要支援認定を受けている方 (工事をする前に藤沢市の窓口へ申請することが必要です) ※ 重度障がい者住宅設備改良費助成事業との併用 介護保険を優先し、その費用が20万円を超えており、《表 1》の対象となる方は、80万円を限度に超過分を助成できる場合があります。

〈注〉 ・《表 1》と《表 2》、《表 1》と《表 3》との併用可
・《表 2》と《表 3》は併用不可

(3) 市営住宅の入居優遇

身 知 精

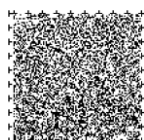
【対 象 者】市営住宅の入居申込資格があって、申込者本人又は入居しようとする家族が、次のいずれかに該当する障がい者の場合

- ① 身体障がい者手帳 1～4 級を持っている方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症の方と表ノ 3 の第 1 款症の障がいのある方
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳 A1・A2・B1 を持っている方
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級を持っている方
- ⑥ 精神に障がいのある方で、1・2 級の国民年金、又は厚生年金の障がい年金証書の交付を受けている方
- ⑦ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス受給者又は地域相談支援受給者証の交付を受けている方

【内 容】入居申込の際、一部の住宅については当選確率が通常申込の方よりも高く(2 倍)なります。

【手 続 き 方 法】申込み時に手帳を提示してください。

【窓 口】一般社団法人かながわ土地建物保全協会湘南サービスセンター
〒252-0804 藤沢市湘南台 4-5-10 大嶋ビル 1F
【電 話】43-7732 【FAX】43-7734



(4) 県営住宅の入居優遇

身 知 精

【対象者】県営住宅の入居申込資格があって、申込者又は申込者と同居しようとする親族のうちに、次のいずれかに該当する方がいること。

- ① 身体障がい者手帳 1～4 級を持っている方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症の方と表ノ 3 の第 1 款症の障がいのある方
- ③ A1～B1 の判定を受けた知的障がいのある方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級を持っている方
- ⑤ 精神に障がいがある方で 1～3 級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障がいがある方でこれと同等の証書を交付されている方

【内容】入居申込の際、当選率が通常申込の方よりも高く（新築 5 倍、あき家 3 倍）なります。対象となる住宅は一般世帯向住宅のみで、単身向住宅、身体障がい者世帯向住宅は該当しません。

【手続き方法】入居資格審査のときに障がい者手帳などのコピーを提出してください。

【窓口】一般社団法人かながわ土地建物保全協会

〒231-8613 横浜市中区日本大通 33 神奈川県住宅供給公社ビル 7 階

【電話】 045-201-9961（代表）

(5) 身体障がい者世帯向県営住宅

身

【対象者】① 県営住宅の入居申込資格があって、申込者又は申込者と同居しようとする親族のうちに、身体障がい者手帳 1～4 級を持っている方がいること。

- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症の方と表ノ 3 の第 1 款症の障がいのある方と同居する世帯。

【内容】車いす用住宅と車いすを使用しない住宅があります。

【窓口】一般社団法人かながわ土地建物保全協会

〒231-8613 横浜市中区日本大通 33 神奈川県住宅供給公社ビル 7 階

【電話】 045-201-9961（代表）

(6) 県営住宅家賃の減額

身 知 精

【対象者】県営住宅の入居者で、次のいずれかに該当する方は、世帯の収入に応じて家賃の減免申請が可能になります。

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級を持っている方（重度障がい者世帯）
- ② 身体障がい者手帳 3・4 級、療育手帳 B1 又は精神障がい者保健福祉手帳 2 級を持っている方（中度障がい者世帯）

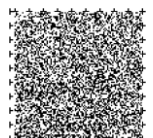
【内容】①で世帯の収入月額要件を満たす場合 基本家賃額の 3 割～5 割が減免されます。

②で世帯の収入月額要件を満たす場合 基本家賃額の 1 割～3 割が減免されます。

【窓口】株式会社東急コミュニティー 神奈川県営住宅本部

〒220-0004 横浜西区北幸 2-10-36 KDX 横浜西口ビル 7 階

【電話】 045-324-6577 【FAX】 045-324-6557



7 情報伝達支援

(1) 藤沢市公式ホームページの「音声読み上げ」と「文字サイズ・色合い変更」

- 【内 容】視力の弱い方や目の疲れやすい方、高齢の方などでも藤沢市のホームページを快適に閲覧できるように配慮しています。
ホームページ上部のメニュー内にある「音声読み上げ」をクリックすると、自動でそのページを音声で読み上げます。音声の種類や音量も調整することができます。
また、「文字サイズ・色合い変更」では、文字の拡大や、背景色と文字の色を変えることができますので、読みやすい色、大きさを閲覧できます。ぜひご活用ください。
- 【アドレス】 <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/> ()
- 【窓 口】 広報シティプロモーション課 【電 話】 50-3500 【FAX】 24-5929

(2) 点字・声の広報の発行



- 【対 象 者】 視覚障がいのある方（認定を受けていなくても見づらい方なら可）
- 【内 容】 広報ふじさわの点字版、録音版を毎月2回送付します。
- 【窓 口】 広報シティプロモーション課 【電 話】 50-3500 【FAX】 24-5929

(3) 点字・声の市議会だよりの発行



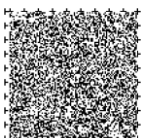
- 【対 象 者】 視覚障がいのある方など（認定を受けていなくても見づらい方なら可）
- 【内 容】 ふじさわ市議会だよりの点字版、録音版を年4回送付します。
- 【窓 口】 議会局議事課 【電 話】 50-3566 【FAX】 24-0123
- 【E-mail】 fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

(4) 市議会の傍聴における手話通訳・要約筆記

- 【対 象 者】 原則として、市内に在住、在勤又は在学の、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある方など
- 【内 容】 本会議、委員会その他公開している議会の会議において、手話通訳・要約筆記を傍聴席にて行います。要約筆記については、手書きによるノートテイクとなります。
傍聴希望日の5日前（閉庁日を除く）までにお申し込みください。
申込書は議会局窓口又は市議会ホームページにあります。
- 【アドレス】 <https://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp> ()
- 【窓 口】 議会局議事課 【電 話】 50-3566 【FAX】 24-0123
- 【E-mail】 fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

(5) 市議会の傍聴における難聴者用ヒアリンググループ専用受信機の貸出

- 【内 容】 藤沢市議会議場で行われる会議の傍聴において、音声をはっきり聞こえる装置（難聴者用ヒアリンググループ）を設置しています。議会局において、専用受信機の貸し出しを行っています。貸し出しをご希望の方は、会議当日に使用申出書を議会局へご提出ください。使用申出書は議会局窓口又は市議会ホームページにあります。なお、テレコイル付補聴器・人工内耳を装着されている方は、お使いの補聴器・人工内耳のスイッチを【T（テレコイル）】に切り替えることで、ご利用いただけます。
- 【アドレス】 <https://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp> ()
- 【窓 口】 議会局議事課 【電 話】 50-3566 【FAX】 24-0123
- 【E-mail】 fj-giji@city.fujisawa.lg.jp



(6) 軟骨伝導聴覚補助イヤホンの貸出

【内 容】福祉の窓口での相談や申請の際に、声が聞こえづらい方に軟骨伝導聴覚補助イヤホンの貸し出しを行っています。貸し出しをご希望の方は窓口でお申し出ください。

※軟骨伝導は、「気導（従来の聞こえ）」とも「骨伝導」とも異なる「第3の聴覚経路」と呼ばれており、耳の軟骨へ振動を与えることで音を伝えることができ、振動によって伝わるため音漏れの心配はなく、プライバシーも守られるという効果があります。また、軟骨伝導聴覚補助イヤホンは、外耳道閉鎖症や小耳症の方など一般的な補聴器の使用が難しい方に、身体への負担が少ない補聴器としても活用されます。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

(7) 点字・録音図書の製作と貸出

【対 象 者】市内在住・在勤・在学で身体障がい者手帳の視覚障がいの程度が1～6級の方

【内 容】点字図書や録音図書の製作と郵送による貸出を行っています。相互貸借により全国の点字図書・録音図書が利用できます。

【窓 口】藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台7-18-2 総合市民図書館内

【電 話】44-2662 【FAX】44-2388

(8) 手話・要約筆記者の設置・派遣

【対 象 者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内 容】① 手話通訳者の設置

障がい者支援課及び庁内関係各課の窓口において、障がい者の相談・手続き等の通訳を行っています。

設置日時 月曜日から金曜日（閉庁日を除く）、午前8時30分～午後5時

② 手話通訳者・要約筆記者の派遣（電子申請可）

次のような用務の場合に通訳者を派遣します。

派遣希望日の5日前（閉庁日を除く）までにご申請ください。

- ア 公的機関手続きに関すること
- イ 居住・財産手続きに関すること
- ウ 医療・介護手続きに関すること
- エ 教育・保育に関すること
- オ 地域・生涯学習活動・冠婚葬祭に関すること
- カ 就労に関すること
- キ その他市長が社会上必要と認めるもの

【電子申請二次元バーコード】



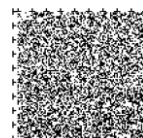
【必要書類】障がい者手帳、手話通訳者等派遣申請書

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

地区福祉窓口 一覧 [→106ページ](#)

※藤沢市が開催する事業に参加するために手話通訳者・要約筆記者の派遣が必要な場合は、各事業の担当課へご相談ください。

【アドレス】<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>



(9) 救急事案における手話通訳者の派遣

- 【対象者】原則として市内在住で、救急時に手話通訳を希望する方
- 【内容】救急車を要請する場合等の緊急時に、本人とその家族の情報伝達支援を図るため、手話通訳者を救急搬送先の医療機関に派遣します。
- 【利用方法】Net119 緊急通報システムなどの通報時に手話通訳者派遣を希望する旨を伝えてください。
(24 時間 365 日受け付けています。ただし、派遣要請に応じられない場合があります。)
※ Net119 緊急通報システムの利用は事前の登録が必要です。(58 ページ)
- 【問合せ先】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

(10) 盲ろう者通訳・介助員の派遣

- 【対象者】身体障がい者手帳の視覚障がい又は聴覚障がいの程度が 4 級以上で、視覚障がいと聴覚障がいとの重複による障がいの程度が 1・2 級の方
- 【内容】通院や官公庁での手続きを行う場合など、コミュニケーションの支援と外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。
- 【利用方法】窓口で事前に利用登録が必要です。派遣依頼の申請を行い、派遣決定を受けると、通訳・介助員が派遣されます。
- 【窓口】神奈川県聴覚障害者福祉センター 〒251-8533 藤沢 933-2
- 【電話】27-1911 【FAX】27-1225 【E-mail】haken@kanagawa-wad.jp

(11) FAX 119 番

- 【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方
- 【内容】FAX で 119 番通報することにより、救急車や消防車の要請ができます。
- 【利用方法】119 番をダイヤルし、救急車等の要請内容を FAX で送信します。
- 【問合せ先】消防局警防課情報指令センター（防災センター3 階）
- 【電話】22-8182 【FAX】22-8184

(12) Eメール 119 番通報システム

- 【対象者】市内に在住又は通勤・通学されている聴覚又は音声・言語に障がいのある方のうち、障がい者手帳の交付を受けている方。
- 【内容】携帯電話やパソコン等インターネット接続端末機から E メールを利用して、藤沢市内に限り救急車や消防車の要請ができます。
※このシステムは、他の手段により通報する事ができない場合に利用し、あくまで補助的手段として活用していただくものです。携帯電話等の回線が混み合っている場合などは、メールが遅れたり消失したりする可能性もあります。
- 【利用方法】① 利用希望者は、障がい者支援課に備えてある申込書に必要事項を記入して提出します。
② 申込み後、おおむね 1 週間以内に消防局で利用者登録を行い、利用者に E メール 119 番専用アドレスと登録番号を通知します。
③ 利用者は E メール 119 番専用アドレスを自分の携帯電話等に登録することで、緊急時の通報が可能となります。
- 【問合せ先】消防局警防課情報指令センター（防災センター3 階）
- 【電話】22-8182 【FAX】22-8184
- 【受付窓口】障がい者支援課



(13) Net 119緊急通報システム

【対象者】市内に在住又は通勤・通学されている聴覚又は音声・言語に障がいのある方、若しくはこれと同等の障がいのある方。

【内容】携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単な操作で119番通報を行うことができるシステムです。

【利用方法】① 利用方法は、書面申請とWEB申請があります。書面申請の場合、申請書を市ホームページからダウンロードするか、藤沢市防災センター3階の警防課情報指令センターで配布します。WEB申請の場合、「藤沢市Net119」と検索し、警防課Net119のホームページに記載のとおり申請してください。

② 迷惑メール設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合がありますので、迷惑メール設定の確認をしてください。ご不明な場合は、携帯電話・スマートフォンの購入店にお問い合わせください。この際『web119.infoのドメインを利用可能にしてほしい』と伝えてください。

【書面申請】① 申請書へ必要事項を記載の上、藤沢市防災センター3階の警防課情報指令センターへ提出してください。提出にあたり、手話通訳・要約筆記が必要な場合は、事前に警防課情報指令センターまでご連絡ください。

② 申請書に記載された情報を基に登録作業を行います。作業時間は30分程度を見込んでいますが、混雑の場合などは、お待たせする場合があります。

【持ち物】① 利用登録する携帯電話・スマートフォン

② 申請書（署名必須）

③ 委任状（代理人が提出する場合）

【WEB申請】藤沢市Net119緊急通報システム利用規約に同意の上、ホームページ記載のとおり進んでください。

【問合せ先】消防局警防課情報指令センター（防災センター3階）

【電話】22-8182 【FAX】22-8184

【アドレス】<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keibou/net119.html>

(14) 県警FAX110番

【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】警察への通報手段として、専用ファックスを設置しています。

【FAX】0120-110221（フリーダイヤル）
045-211-0110（有料）

【窓口】神奈川県警察本部地域部通信指令課

【電話】045-211-1212（有料）

(15) 110番アプリシステム

【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

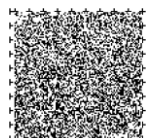
【内容】スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

【利用方法】文字対話方式

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードして通報する方法です。

【窓口】神奈川県警察本部地域部通信指令課

【電話】045-211-1212（有料）



(16) 電話リレーサービス

【対象者】聴覚や発話に困難のある方

【内容】聴覚や発話に困難のある方と、きこえる方との会話を通訳オペレータが「手話」又は「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

※聴覚や発話に困難のある方は事前に利用者登録をして、電話リレーサービス専用の電話番号を取得することが必要です。きこえる方の利用者登録は不要です。

【窓口】一般財団法人日本財団電話リレーサービス

【電話】03-6275-0910 【FAX】03-6275-0913 【E-mail】info@nftrs.or.jp

【アドレス】<https://nftrs.or.jp/>

(17) 通常はがき（青い鳥郵便はがき）の無償配付

【対象者】① 身体障がい者手帳1・2級を持っている方

② 療育手帳A1・A2を持っている方

【内容】① 通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り※）

② 通常郵便葉書・胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）

※ 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、郵便葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした郵便葉書です。

【配布枚数】お一人につき上記配付葉書の中からいずれか1種類を20枚

【配布期間】毎年4月から5月まで（年度により期間が変更になります）

【利用方法】障がい者手帳を持って対象者の最寄りの郵便局へ。

又は、「青い鳥郵便葉書配付申込書」と明記した用紙に、障がい者手帳の種類、手帳番号、級別又は程度、希望する葉書の種類、住所、氏名を記入し、障がい者手帳の写しとともに最寄りの郵便局へ郵送してください。

【窓口】藤沢郵便局 〒251-8799 藤沢115-2 【電話】26-1551 【FAX】24-1128

藤沢北郵便局 〒252-0899 高倉1220 【電話】43-1502 【FAX】44-7383

(18) 声の資源とごみの分け方・出し方（収集日程カレンダー含）の発行

【内容】藤沢市では、視覚障がいのある方向けに録音版のごみカレンダーを作成しています。毎年3月下旬に新年度の録音版を送付いたしますので、必要な方は環境事業センターまでご連絡ください。

※年度途中での登録、送付も可能です。

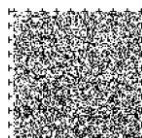
【窓口】環境事業センター 【電話】87-3912 【FAX】87-9779

【E-mail】fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

(19) 手話リンク

【対象者】耳の聞こえない人、聞こえにくい人など、会話に手話を必要とする方

【内容】藤沢市ホームページの専用ボタン等をクリックすることで、手話通訳オペレータを介し、本市へ手話によりお問い合わせが可能になります。



8 社会参加支援

8-1 外出の支援

(1) 身体障がい者補助犬の給付

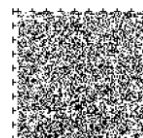
身

- 【対象者】 重度の視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいの方で、所定の訓練を経て、身体障がい者補助犬の使用が適当と認められる方
- 【内容】 補助犬の種類は、盲導犬、介助犬、聴導犬です。
給付数に限りがありますので、希望者が多い場合は給付が翌年度以降になることがあります。費用は無料ですが、訓練時の飲食費等は実費負担となります。
- 【窓口】 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
- 【電話】 045-210-4709 【FAX】 045-201-2051

(2) 福祉バス「ともしび号」の運行

身 知 精

- 【対象者】 障がい児者の利用者が3分の1以上の20名～50名までの団体（横浜市、川崎市、相模原市を除く）
- 【内容】 障がい者の方が、研修や社会見学、スポーツ、レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる、車いす用リフト付大型バスを1台運行しています。
利用申込みが多い日を中心に、一般の観光バスも増便運行します。
- ・ 利用できる日数 日帰り又は1泊2日。利用回数は1団体あたり1年度につき、日帰りの場合2回、1泊2日の場合1回まで。
 - ・ 利用料金 無料。ただし、有料道路通行料・カーフェリー料・駐車場利用料・乗務員（運転士、運転士助手の計2名）の宿泊料等（宿泊手配も含む）は利用団体の負担となります。
- 【利用申込】 利用希望日の3か月前の同日（土・日・休日・年末年始の場合は直後の平日）に、電話又はファックスで申込みます（利用者多数の場合は抽選となります）。
また、空きがある場合には、利用希望日の10日前まで先着順により申込みを受け付けています。
- ・ 受付時間 午前10時から正午まで
 - ・ 原則として申込当日の午後に、当選・落選が電話連絡されます。
- 【利用手続】 ① 当選の方は、「神奈川県福祉バス利用申込書」に必要事項を記入し、利用日の2か月前の月末までに下記申込先に郵送してください。
（行先、スケジュール等の資料がある場合は、一緒に送付願います）
- ② 「神奈川県福祉バス利用申込書」を審査し、利用日の1か月前の月末に「神奈川県福祉バス利用承認通知書」をお送りします。
- ③ 利用当日に「神奈川県福祉バス利用承認通知書」、「神奈川県福祉バス利用申込書（控え）」を持参してください。
- 【申込み・問い合わせ先】 神奈中観光株式会社 福祉バス係
- ・ 申込受付専用ダイヤル【電話】 042-706-4990 【FAX】 042-788-2651
 - ・ 申込書送付先 〒194-0004 東京都町田市鶴間7-6-22
 - ・ 緊急時連絡先（中止等）《24時間対応》
- 【電話】 0463-51-6901 【FAX】 0463-51-6902
- ・ その他は、神奈川県障害福祉課【電話】 045-210-4709 へ



8-2 公共交通機関等の割引・外出支援

(1) 鉄道等運賃の割引

身 知 精

■ 旅客鉄道株式会社（JR）線

対 象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。）

※ JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障がい者と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

【利用方法】① 障がい者手帳を提示のうえ、駅窓口で割引適用後の切符を購入します。ただし、第1種の方が、介護者とともに乗車する場合、券売機で小児用普通乗車券を購入し、改札係員に障がい者手帳を提示し利用します。

また、障がい者割引の適用条件を満たして、Suica や PASMO などの交通系 IC カードで乗車する場合は、自動改札機から入場し、出場駅の改札窓口にて障がい者手帳を提示して割引の適用を受けます。なお、出場時に自動改札を通過しますと、通常の運賃が適用されますのでご注意ください。

② 第1種の方で、障がい者と介護者が利用する場合は、乗車券類の種類、乗車区間及び有効期間が同一であり、同時購入が必要です。

※ 各鉄道会社線でも JR 線に準じた内容がありますが、鉄道会社により異なる場合があります。

【窓 口】各鉄道会社

(2) バス運賃の割引

身 知 精

【対象者】

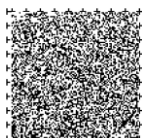
- ① 身体障がい者手帳及び療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている方
- ② 第1種の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている方の介護者
- ③ 第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている12歳未満の方の介護者

【内 容】（※1）

区分	障がい者本人	介護者
第1種	5割引 定期乗車券は3割引（※2）	5割引 定期乗車券は3割引（※2）
第2種	5割引 定期乗車券は3割引（※2）	適用になりません
第2種で障がい者本人が12歳未満	5割引 定期乗車券は3割引（※2）	5割引 定期乗車券は3割引（※2）

※1 【対象者】及び【内容】は、運行するバス会社、路線によって異なる場合があります。

※2 精神障がい者保健福祉手帳を除く。



【利用方法】運賃支払い時、障がい者手帳又は福祉事務所長が発行する「障がい者一般乗合自動車運賃割引証」を提示の上、割引後の運賃をお支払いください。

Suica や PASMO などの交通系 IC カードで乗車する場合は、運転士が割引運賃の設定を行った後に、タッチしてお支払ください。

第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている12歳未満の方が介護者とともに乗車する場合や、障がい者手帳の代用として利用できる「障がい者一般乗合自動車運賃割引証」を障がい者支援課及び地区福祉窓口で発行しています（精神障がい者保健福祉手帳所持者を除く）。

※障がい者一般乗合自動車運賃割引証は神奈川県域のバスで使用できます。県外のバスをご利用の場合は、障がい者手帳を提示してください。

※精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、障がい者一般乗合自動車運賃割引証ではなく、障がい者手帳を提示してバスをご利用ください。

【窓 口】各バス会社

「障がい者一般乗合自動車運賃割引証」の発行に関しては、障がい者支援課

【電 話】50-3528 【FAX】25-7822 地区福祉窓口 一覧：[→106 ページ](#)

※障がい者一般乗合自動車運賃割引証の発行には本人確認書類が必要です

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

(2) 国内航空運賃の割引 身 知 精

【対 象 者】次の①から③の障がい者手帳をお持ちの満3歳以上の方及びその方を介護する満12歳以上の方1名

- ① 身体障がい者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳

※顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る

【内 容】障がい者本人及び介護者1名について割引されます（割引率や、割引対象となる障がい者手帳、介護者の割引適用の有無については、航空運送事業者、路線によって異なります）。

【利用方法】航空券販売窓口で障がい者手帳を提示する。

【窓 口】国内の各航空会社

(3) フェリー等運賃の割引 身 知 精

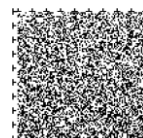
【対 象 者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方。

【内 容】障がい者手帳を持っている方及び介護者の運賃が割引されます。ただし、会社によって割引範囲（対象となる手帳の種類、介護者割引の有無等）が異なりますので、詳しくは、それぞれの会社にお問い合わせください。

(4) タクシー料金の割引 身 知 精

【対 象 者】身体障がい者手帳又は療育手帳を持っている方、精神障がい者保健福祉手帳を持っている方は、一部のタクシー会社を除き利用できます。

【内 容】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を、乗車時にタクシー運転手に提示してください。運賃が1割引されます。詳細は、ご利用のタクシー会社にお問い合わせください。



(5) 福祉タクシー利用助成

身 知 精

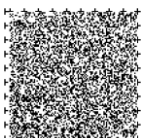
【対 象 者】市内に居住し、次のいずれかに該当する在宅の方。

- ① 身体障がい者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいのある方
ア 上肢又は内部障がい1級
イ 下肢又は体幹障がい1～3級
ウ 視覚障がい1・2級
 - ② 療育手帳 A1・A2の方（または知能指数35以下の方）
 - ③ 身体障がい者手帳2・3級かつ療育手帳B1の方（または知能指数50以下の方）
 - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
 - ⑤ 特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ※ 障がい者施設に入所している方のうち、藤沢市に住所がある方は帰宅訓練給付として通常の交付枚数の半分を支給します。

- 【内 容】
- ① 交付月から年度末まで一括交付します。年1回だけの発行となり、紛失等の場合でも再発行はいたしませんので、取り扱いにご注意ください。
 - ② 1月あたり400円券を6枚交付します。
時間制運賃用タクシー利用券は1月あたり2枚交付します。
※ じん臓機能障がいや人工透析による通院をされている方は1.5倍の割増交付をします。（生活保護を受給されている方は除く）
 - ③ 1回の乗車につき最大2,400円分まで使用できます。時間制運賃用タクシー利用券は1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額となります。
※ タクシーに乗車の際に障がい者手帳を提示するとタクシー料金が1割引になりますので、福祉タクシー利用券と併用してください（「(5) タクシー料金の割引」参照）。
 - ④ 藤沢市との間で契約を締結した事業者のタクシー（車輛）で利用できます。
 - ・ 社団法人神奈川県タクシー協会加盟タクシー
 - ・ 県央個人タクシー協同組合加盟タクシー
 - ・ 東日本介護タクシー協同組合に加盟している神奈川県内の介護タクシー※ 上記以外にも契約を締結している事業者がありますので、ご乗車前にタクシー会社や運転手にご確認ください。

【必要書類】障がい者手帳又は特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証、（残券がある方は）前年度のタクシー券のつづり

- 【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822
※18歳未満の方については、こども家庭センターとなります。
こども家庭センター 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428
地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)



(6) 有料道路通行料金の割引



- 【対象者】① 本人運転の場合 身体障がい者手帳を持っている方。
② 介護運転の場合 第1種の身体障がい者手帳又は第1種の療育手帳を持っている方を乗せてその介護者が運転する場合。

【内容】有料道路を通行する場合、通行料金が通常料金の半額となります。

※ETC利用の場合には、一定の要件を満たす自動車の事前登録が必要です。

- ① 障がい者1人につき事前登録できる車両は1台のみです。
② 本人又は親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等）が所有する自動車であること。ただし、介護運転が認められる場合で、親族等が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方が所有する自動車も含まれます。

※ ETC を利用しない場合、自動車の登録は原則不要ですが、割引を受けられる自動車の範囲が決められています。自動車の割引適用範囲等についてはNEXCO中日本のホームページをご参照ください。(https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/handicapped/)

【必要書類】① 障がい者手帳

② 運転免許証（本人運転の場合）

※ ETC 利用申請の場合は、①・②の他に③～⑤が必要です。

③ 自動車検証（原則コピー不可）（電子車検証の場合は、車検証閲覧アプリをICカード読取可能なスマートフォンにダウンロードもしくは、自動車検査証記録事項を自動車検査証と共にご持参ください。）

④ 障がい者本人名義のETCカード（20歳未満の重度障がい者の場合のみ親権者又は法定代理人も可）

⑤ ETC車載器セットアップ申込書もしくは証明書

【割引有効期間】新規及び変更の申請の場合は、申請をした日からその後の2回目の誕生日まで。更新申請の場合は、3回目の誕生日までとなります。

更新申請は、割引有効期限の2か月前から行うことができます。

※ETCをご利用の場合は、割引有効期間の約3週間前までには更新申請を行ってください。

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

※ETC利用申請をする場合、オンライン申請受付サイトでも申請可能です。

オンライン申請受付サイト (https://www.expressway-discount.jp)

【制度に関するお問い合わせ】NEXCO中日本 お客様センター

【電話】0120-922-229 【IP電話等】052-223-0333（有料）

■ETC利用の場合は以下もご参照ください。

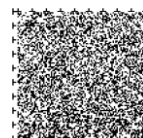
【登録対象自動車】乗用車等で自動車検査証に「自家用」と記載されているもの（事業用は除く）。

対象となる自動車は自動車検査証において以下の要件を満たしているものです。

用途欄等の記載	要件
乗用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象となります。）
貨物	後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの
特種	「車体の形状」欄に車いす移動車、患者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの
二輪自動車	総排気量が125ccを超えるもの

※ レンタカー、タクシー、借用自動車、車検・修理時の代車、福祉施設の所有する自動車等は事前登録できません。

※ 所有者が第三者（法人等）となっている自動車については、割賦購入（ローン）又は長期リースの場合を除いて事前登録できません。



(7) 公共自動車駐車場駐車料金の減免

身 知 精

【藤沢市】

施設名	奥田公園駐車場	湘南台駅地下自動車駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳A1～B2 級 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証 特定疾患医療受給者証及び介護保険法第 12 条第 3 項の被保険者証（要介護被保険者又は居宅要支援被保険者）	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証
割引内容	市民会館・南市民図書館・秩父宮記念体育館・藤沢市保健所、南保健センターを利用した場合のみ、駐車料金が無料	駐車料金の 60%減額 ※出庫時に駐車場係員に障がい者手帳を提示してください。
問い合わせ先	奥田公園駐車場管理事務所 〒251-0026 鵜沼東 5-3 【電話】27-6191	湘南台駅地下自動車駐車場管理事務所 〒252-0804 湘南台 1-4-13 B2F 【電話】43-9253 【FAX】43-9254

※駐車料金を精算するときに、精算機の呼び出しボタンで係員を呼び、手帳を提示してください。

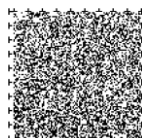
【神奈川県】※駐車場改修等により、利用ができない期間がある場合がございます。

施設名	湘南港臨港道路附属駐車場	江の島なぎさ駐車場	江の島かもめ駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級、療育手帳A1～B2、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級		
割引内容	駐車料金の 50%減額		
問い合わせ先	湘南港管理事務所 〒251-0036 江の島 1-11 【電話】22-2128	〒251-0036 江の島 1-2-1 【電話】29-6574	〒251-0036 江の島 1-11-1 【電話】55-2543

施設名	片瀬海岸地下駐車場	中部駐車場（中部バス駐車場）
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級、療育手帳A1～B2、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	〒251-0035 片瀬海岸 2-19 【電話】24-0425	〒251-0035 片瀬海岸 3-25-26 【電話】35-0036

施設名	西部駐車場	緑陰（りょくいん）広場駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級、療育手帳A1～B2、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	〒251-0037 鵜沼海岸 1-17-24 【電話】35-0031	公園管理事務所サーフビレッジ 〒251-0037 鵜沼海岸 1 丁目地内 【電話】34-9912

※その他辻堂海浜公園駐車場なども障がい者手帳の提示による割引制度があります。



(8) 市営有料自転車等駐車場利用料金の減免**身 知 精**

【藤沢市】

施設名	市営有料自転車等駐車場 〈指定管理者：(公財) 藤沢市まちづくり協会〉
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証
割引内容	利用料金の 50%減額
問い合わせ先	自転車等駐車場管理事務所 〒252-0804 湘南台 1-43-13 B2F 【電話】43-9269 【FAX】43-9268

8-3 自動車運転等に関する制度**(1) 安全運転相談****身 精**

【内 容】障がいのある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センターで運転適性等の検査・相談を受けることができます。必要に応じて、障がいのある方が運転訓練できるようアクセル・ブレーキ・ハンドル等を改造した教習車がある教習所の紹介を行っています。

- 相談日時 月～金曜日（休日・年末年始を除く）
午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時
第 3 日曜日（二輪実車に類するものを除く）
午前 8 時 30 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 3 時

- 相鉄線二俣川駅からバス約 5 分
車に同乗して来られる方のために、専用駐車施設があります。

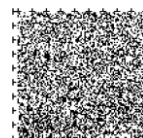
【窓 口】神奈川県警察運転免許センター 運転教育課 適性審査係
〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1
【電話】045-365-3111 【聴覚障がい者専用 FAX】045-363-7816

聴覚障がい者専用 FAX は、24 時間（自動受信）できますが、回答については、土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く平日に限らせていただきます。また、内容によっては、多少お時間をいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 駐車禁止除外指定車標章**身 知 精**

【対象者】次のいずれかの障がいのある方（該当しない場合がありますので、事前に警察署にご確認ください）

- ① 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
 - ア 視覚障がい 1～3 級、4 級の 1
 - イ 聴覚障がい 2・3 級
 - ウ 平衡機能障がい 3 級
 - エ 上肢不自由 1 級、2 級の 1、2 級の 2
 - オ 下肢不自由 1～4 級
 - カ 体幹機能障がい 1～3 級
 - キ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい 1・3 級
 - ク ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓の機能障がい 1～3 級



ケ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
上肢機能 1・2 級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
移動機能 1・2 級

- ② 療育手帳をお持ちで A1 又は A2 に該当する方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちで重度の障がいに該当する方
- ④ 精神保健福祉手帳 1 級の方で自立支援医療（精神通院）の受給者証をお持ちの方
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で色素性乾皮症の認定を受けている方

【内 容】上記の方本人に対し駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた本人が乗車している場合など現に使用中の車両が除外対象となります。

※駐車禁止除外指定を受けていても交差点付近など駐停車できない場所があります。

【窓 口】藤沢警察署交通課 〒251-0028 本鵜沼 4-1-8 【電 話】24-0110

藤沢北警察署交通課 〒252-0805 円行 2-5-1 【電 話】45-0110

※申請には、上記対象者の3か月以内に発行された住民票の写しまたは、運転免許証等が必要となります。その他、手続きに必要な書類は警察署にご確認ください。

(3) 障がい者等用駐車区画利用証

身 知 精

【対 象 者】次のいずれかの障がいのある方

- ① 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
 - ア 視覚障がい 1～4 級
 - イ 聴覚障がい 2・3 級
 - ウ 平衡機能障がい 3～5 級
 - エ 上肢不自由 1・2 級
 - オ 下肢不自由 1～6 級
 - カ 体幹機能障がい 1～5 級
 - キ 内部障がい（免疫機能障がいを含む） 1～4 級
 - ク 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
上肢機能 1・2 級
移動機能 1～6 級
- ② 療育手帳をお持ちで A1 又は A2 に該当する方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方

【内 容】障がいのある方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

上記の方本人に対し利用証が交付されます。

利用証は、対象者が車両から乗降する場合に限り使用できます。

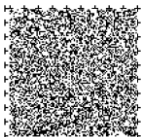
【申請方法】県への電子申請又は郵送申請 ※下記【窓口】での交付も可能

【必要書類】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳

【窓 口】福祉総務課 【電 話】50-8245 【FAX】50-8441

【問合せ先】神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

【電 話】045-210-4804 【FAX】045-210-8874



9 手当・年金・給付金

(1) 障がい児福祉手当

身 知 精

【対象者】 次のいずれかに該当する 20 歳未満の重度障がい児で、日常生活において常に介護を必要とする在宅の方

※別に定める基準がありますので必ず事前にお問い合わせください。

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級の一部の方
- ② 知能指数 20 以下の方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の一部の方、その他常時介護が必要と認められる方
ただし、次に該当する方は除く。
 - ア 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある方
 - イ 障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
 - ウ 障がい児入所施設とその他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに入所している方
 - エ 障がい児で補聴器の交付を受けている方、又は自動車免許を所持している方

【支給額】 月額 16,560 円（令和 8 年 4 月～）

※ 手当の額は、毎年 4 月・10 月に物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月（それぞれ前月分までの手当を支給）

【必要書類】 ① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

- ② 本人名義の普通預金通帳
- ③ 障がい児福祉手当認定診断書（診断書による判定の必要な方のみ）
- ④ 障がい児福祉手当認定請求書
- ⑤ 障がい児福祉手当所得状況届
- ⑥ 特別児童扶養手当証書（受給者のみ）
- ⑦ 遺族年金等の年金証書及び支払通知書（受給者のみ）
- ⑧ マイナンバーカード

※ 市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※ 18 歳未満の方については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電話】 50-3569 【FAX】 50-8428

(2) 特別障がい者手当

身 知 精

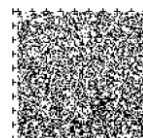
【対象者】 20 歳以上の障がい者で、国民年金の 1 級程度の障がいが重複するなど著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の方
ただし、次に該当する方は除く。

- ① 本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方
- ② 障がい者支援施設とその他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに入所している方
- ③ 3 か月以上医療機関に入院している方
なお、原爆被害者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

【支給額】 月額 30,450 円（令和 8 年 4 月～）

※ 手当の額は、毎年 4 月・10 月に物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月（それぞれ前月分までの手当を支給）



- 【必要書類】① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
 ② 本人名義の普通預金通帳
 ③ 年金証書及び支払通知書（受給者のみ）
 ④ 特別障がい者手当認定請求書
 ⑤ 特別障がい者手当所得状況届
 ⑥ 特別障がい者手当認定診断書
 ⑦ マイナンバーカード

※ 市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

(3) 神奈川県在宅重度障がい者等手当 身 知 精

【対 象 者】

次の1から3のすべてに該当する方が対象になります。

1（障がい要件）

次の①から⑤のいづれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳1・2級 + 療育手帳 A1～B1（又は知能指数50以下と判定された方）
- ② 身体障がい者手帳1・2級 + 精神障がい者保健福祉手帳1級
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級 + 療育手帳 A1・A2（又は知能指数35以下と判定された方）
- ④ 身体障がい者手帳3級 + 精神障がい者保健福祉手帳1級 + 療育手帳 B1（又は知能指数50以下と判定された方）
- ⑤ 特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給されている方

2（在住要件）

令和8年8月1日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方

3（年齢要件）

65歳より前において、次の①から④のうち、いづれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けたことがある方
- ② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方
- ③ 療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方
- ④ 特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給したことがある方

※ただし、次に該当する方は除きます。

- ・令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間に、継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）している方又はしていた方
- ・本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額以上である方
 （所得基準は特別障がい者手当又は障がい児福祉手当と同じになります）

【支 給 額】 年額 60,000 円

【支給時期】 1月

- 【必要書類】① 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のうち該当するもの
 ② 本人名義の普通預金通帳
 ③ 神奈川県在宅重度障がい者等手当認定申請書
 ④ 年金証書及び支払通知書（受給者のみ）
 ⑤ 特別児童扶養手当証書（受給者のみ）
 ⑥ マイナンバーカード

※市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

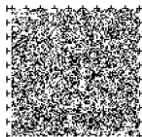
【申請期限】 8月1日から9月10日

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※18歳未満の方については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

※平成22年度から支給対象者の基準が変更になりました。



(4) 藤沢市障がい者福祉手当**身 知 精**

【対 象 者】市内に居住する 20 歳未満の方、あるいは個人市町村民税が課税されていない 20 歳以上 65 歳未満の方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障がい者手帳 1～3 級を持っている方
- ② 療育手帳 A1～B1（知能指数 50 以下）を持っている方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳の 1・2 級を持っている方

ただし、次に該当する方は支給停止となります。

- ア 障がい児福祉手当、特別障がい者手当又は福祉手当（経過措置）を受給している方
- イ 施設等（老人ホームを除く）に入所している方

【支 給 額】月額 4,000 円

【支給時期】2 月・8 月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】
- ① 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳
 - ② 本人名義の普通預金通帳
 - ③ 藤沢市障がい者福祉手当支給申請書兼同意書
 - ④ マイナンバーカードもしくは非課税証明書等（省略できる場合があります）

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106 ページ](#)

(5) 藤沢市外国籍等障がい者福祉給付金**身 知 精**

【対 象 者】昭和 61 年 3 月 31 日以前に日本に居住し、藤沢市に 1 年以上住民登録をしている方で、公的年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない「外国籍を有する方」、又は「海外から転入した方」で、次のいずれかに該当する方。

※初診日など追加で定める基準があります。

- ① 重度障がい者
 - ア 身体障がい者手帳 1・2 級を持っている方
 - イ 療育手帳 A1・A2 を持っている方
 - ウ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を持っている方
- ② 中度障がい者
 - ア 身体障がい者手帳 3 級を持っている方
 - イ 療育手帳 B1 を持っている方
 - ウ 精神障がい者保健福祉手帳 2 級を持っている方

ただし、次に該当する方は除く。

- (1) 本人の前年の所得額が一定額以上ある方
- (2) 障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
- (3) 生活保護を受けている方
- (4) 養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所している方
- (5) 重度又は中度の障がい者でなくなった方

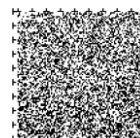
【支 給 額】① 重度障がい者 月額 38,000 円

② 中度障がい者 月額 26,000 円

【支給時期】3 月・9 月

- 【必要書類】
- ① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳
 - ② 本人名義の普通預金通帳
 - ③ 住民票

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822



(6) 藤沢市重度心身障がい者介護手当 身 知

【対象者】市内に居住している4歳以上65歳未満の障がい児者で、介護保険のサービスを利用していない方のうち、次のいずれかに該当する障がい児者を介護している方

- ① 6か月以上寝たきり又はこれと同様の状態にあり、常時他のものの介護によらなければならない1・2級の肢体不自由・内部障がい・視覚障がいの身体障がい者手帳を持っている方。（視覚障がいの場合は、未就学児に限る。）
- ② 療育手帳A1・A2で常時他の者の介護によらなければならない方

ただし、次の場合は除く。

- ア 障がい者（児）が施設に入所しているとき
- イ 障がい者（児）が医療機関に入院しているとき
- ウ 現に介護をしていないとき

【支給額】月額 7,000円

【支給時期】2月・8月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】
- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳
 - ② 介護者名義の普通預金通帳
 - ③ 重度心身障がい者介護手当支給申請書
 - ④ 重度心身障がい者介護状況届

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#) ※詳しくはお問い合わせください。

(7) 特別児童扶養手当 身 知 精

【対象者】精神、知的又は身体障がい（中程度以上）の状態にある20歳未満の児童を監護している父又は母、若しくは父母に代わって養育している方（所得制限があります）

ただし、次の場合は除く。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
 - ② 児童が障がいを理由とする公的年金を受給することができるとき
- 障がいの範囲については、直接子育て給付課までお問い合わせください。

【支給額】1級 月額58,450円 2級 月額38,930円

※ 手当の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給時期】4月・8月・11月

【窓口】子育て給付課 【電話】50-3580 【FAX】50-8416

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#) ※詳しくはお問い合わせください。

(8) 児童扶養手当 身 知 精

【対象者】児童を監護している父又は母が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態にある場合、その配偶者。ただし、手当は障がいのある父又は母が受給している障がい年金の児童加算分を除く。（所得制限があります）

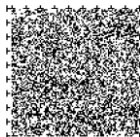
■児童とは、次のいずれかに該当する者を言います。

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ② 20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者

【支給額】① 対象児童1人の場合 月額48,050円（所得によっては48,040～11,340円）

- ② 対象児童2人目から1人につき 月額11,350円を加算（所得によっては11,340～5,680円）

※手当の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。



【支給時期】 1月・3月・5月・7月・9月・11月

【窓 口】 子育て給付課 【電 話】 50-3580 【FAX】 50-8416

(9) 障がい厚生年金・障がい共済年金 **身 知 精**

【内 容】 厚生年金や共済組合の加入中に初診日のある病気やケガで、障がい認定日又は 65 歳までに一定の障がいが生じたときに受け取ることができる年金です。

法令で定める障がいの程度により等級 1～3 級があり、1 級と 2 級は障がい基礎年金と併せての受給となります。

【年金の額】 等級及び本人の給与水準や厚生年金等の被保険者期間の長さに応じて個別に計算されます。

※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

【窓 口】 障がい厚生年金：日本年金機構 藤沢年金事務所 お客様相談室 ※要事前予約

【電 話】 50-1151

障がい共済年金：各共済組合

(10) 障がい基礎年金 **身 知 精**

【内 容】 国民年金加入中又は 20 歳前や 60～64 歳で年金制度に加入していない期間に初診日がある病気やケガにより、障がい認定日において国民年金法で定める一定の障がいが生じたときに受け取ることができる年金です。

【年金の額】 ① 令和 8 年度の金額 ※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

1 級 年額 1,059,125 円

2 級 年額 847,300 円

② 加算額

障がい基礎年金受給者によって生計を維持されている子（18 歳到達年度の末日までにある子又は障がい等級 1 級、2 級の状態にある 20 歳未満の子）があるとき加算額がつかます。

なお、障がい基礎年金の加算額よりも児童扶養手当の額が高い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できます。

ア 1 人、2 人目の子 1 人につき・・・243,800 円

イ 3 人目以降 1 人につき・・・81,300 円

※年金給付額は物価変動等により改定される場合があります。

※年金の支払いは原則偶数月の 15 日に振り込まれます。

【支給要件】 次の 3 つの要件を満たしている場合に支給されます。

① 初診日（障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること。

・20 歳未満の期間（厚生年金加入中を除く）

・国民年金加入期間

・国民年金に加入していた方で、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の期間

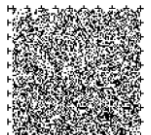
※65 歳以降に初診日のある障がいは対象となりませんのでご注意ください。

② 初診日の前々月までの被保険期間のうち 2/3 以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、学生納付特例期間、納付猶予期間も含む）があること。

※令和 18 年 3 月 31 日までに初診日がある場合は特例として初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

③ 障がい認定日において、障がいの程度が障がい等級表に定める 1 級又は 2 級に該当すること。又は、障がい認定日に該当しなかった人が 65 歳の前々日までに該当するようになったとき。（等級は障がい者手帳の等級とは異なります。）

※ 20 歳前の病気やけがにより障がいが残った場合は、20 歳に達したとき（障がい認定日が 20 歳以後の場合は、その障がい認定日）に、③の要件を満たしていれば障がい基礎年金は受けられますが、本人の前年の所得により支給制限があります。



20歳前に障がいとなった場合の所得制限（令和7年10月から）

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
半額停止	3,761,001円～ 4,794,000円	4,141,001円～ 5,174,000円	左記にプラス 380,000円
全額停止	4,794,001円～	5,174,001円～	

（注）老人扶養等がある時は、別の基準になります。

【窓 口】 保険年金課国民年金担当 【電話】 50-3521 【FAX】 50-8413

※等級認定の審査、支払事務等は日本年金機構で行います。

※第3号被保険者中に初診日のある方は日本年金機構（藤沢年金事務所）が窓口です。

(11) 特別障がい給付金

身 知 精

【内 容】 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障がい基礎年金等を受給できない障がいのある方を対象とした福祉的措置として、平成17年度に創設されました。

【対 象 者】 初診日が次のいずれかの期間中にあり、現在障がい基礎年金の1級、2級相当の状態にある方。ただし、65歳の前々日までに請求する必要があります。

① 平成3年3月以前に、学生で任意加入していなかった期間

② 昭和61年3月以前に、厚生年金、共済組合の加入者の配偶者で、任意加入していなかった期間

【給付金の額】 令和8年度の金額 ※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

1級 月額 58,650円

2級 月額 46,920円

① 給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、遡って受給できません。

② 給付金の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

③ 所得により支給が制限される場合があります。

④ 老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。

【窓 口】 保険年金課国民年金担当 【電話】 50-3521 【FAX】 50-8413

※等級認定の審査、支払事務等は日本年金機構で行います。

【ことばの説明】

初 診 日：障がいの原因となる傷病で初めて医師等の診療を受けた日。いくつかの医療機関受診の場合は初めて医療機関で診療を受けた日です。

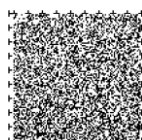
障がい認定日：初診日から原則1年6か月を経過した日。傷病によっては1年6か月经過前でも症状固定と見なされた日が障がい認定日となる特例があります。

障がい等級：国民年金・厚生年金・共済組合の各法令で定められた等級です。障がい者手帳の等級とは一致しません。

1級：他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができないような程度。

2級：必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度。

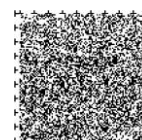
詳細は以下の障がい等級表を参照されるか、主治医にご相談ください。



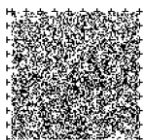
【障がい等級表】

1級	1	次に掲げる視覚障がい ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障がいを有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	次に掲げる視覚障がい ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの イ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障がいを有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
	8	1上肢の機能に著しい障がいを有するもの
	9	1上肢の全ての指を欠くもの
	10	1上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。(国民年金法施行令別表より)



↓ここからは障がい厚生・共済年金のみ	3級	1	次に掲げる視覚障がい ア 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの イ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ウ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下に減じたもの
		2	両耳の聴力が、40センチメートル以上であれば通常の話声を解することができない程度に減じたもの
		3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
		4	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
		5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
		8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
		9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
		10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
		11	両下肢の10趾の用を廃したもの
		12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
		13	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
		14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいをも有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	障がい手当金	1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
		2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
		3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4	両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
		5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障がいを残すもの
		6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することが出来ない程度に減じたもの
		7	そしゃく又は言語の機能に障がいを残すもの
		8	鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの
9		脊柱の機能に障がいを残すもの	
10		1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの	
11		1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの	
12		1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
13		長管状骨に著しい転位変形を残すもの	
14		1上肢の2指以上を失ったもの	
15		1上肢のひとさし指を失ったもの	
16		1上肢の3指以上の用を廃したもの	
17		ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの	
18		1上肢のおや指の用を廃したもの	
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの		
20	1下肢の5趾の用を廃したもの		
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの		
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの		



(12) 神奈川県心身障がい者扶養共済制度**身 知 精**

【対 象 者】 将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1～3級）、その他精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している方で、次の要件を満たす方

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- ② 加入時、市内に住んでいること
- ③ 特別な疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

【内 容】 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入時、2口目の付加時の年度の 4月1日時点での年齢	掛金月額 (1口目、2口目共通)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※納付方法は、加入後納付書が送付されますので、これにより納付してください。

※掛金の免除・減免制度があります。

※掛金の全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。

- 【必要書類】 ア 加入等申込書
 イ 住民票（保護者・障がい者）
 ウ 申込者（被保険者）告知書
 エ 障がいの種類及び程度を証明する書類（身体障がい者手帳・療育手帳及び年金証書等）
 オ 年金管理者指定届（障がい者が年金を管理することが困難なとき）

【給 付 金】 ① 加入者が死亡又は著しい障がいを有する状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。

② 障がい者が加入者の生存中に死亡したときは、弔慰金が支給されます。

① 年 金	加入者が死亡又は 重度障がい状態に なった場合	1口につき毎月 20,000円	
② 弔 慰 金	加入者より先に障 がい者が死亡した 場合	加入（付加）期間が継続して 1年以上5年未満のとき	1口につき 50,000 円
		加入（付加）期間が継続して 5年以上20年未満のとき	1口につき 125,000円
		加入（付加）期間が継続して 20年以上のとき	1口につき 250,000円

※障がいのある方が受け取られる年金については所得税及び地方税がかかりません。

また、生活保護を受給される場合にもこの年金は収入認定されません。

【窓 口】 障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※変更手続きのみ地区福祉窓口でも受け付けています。 一覧：[→106ページ](#)

※18歳未満の方については、こども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

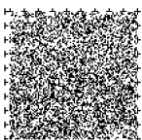


(13) ニュー福祉定期貯金**身 知 精**

- 【対 象 者】 障がい基礎年金や遺族基礎年金等をお受け取りの方
対象の年金等の種類は担当窓口へお問い合わせください。
- 【内 容】 預入期間 1 年、利率は 1 年定期貯金に 0.10%を上乗せした比率の定期貯金です。
預入限度額は 1 人につき 300 万円です。
- 【必要書類】 印鑑、年金証書、手当証明書又は受給者証明書、マイナンバーカード、本人確認書類、お持ちの貯金通帳
※詳しくは、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご確認ください。
- 【窓 口】 ゆうちょ銀行、郵便局

(14) 生活保護の障がい者加算**身 精**

- 【対 象 者】 生活保護をご利用の方で、次のいずれかに該当する方
- ① 身体障がい者手帳 1～3 級
 - ② 障がい年金 1・2 級
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級。ただし、障がい者手帳の交付日が初診日から 1 年半経過している場合、又は障がい者手帳を更新している場合。
- 【内 容】 保護費に加算されます。
- 【窓 口】 生活援護課 【電 話】 50-3572 【FAX】 50-8414



10 公共料金等の割引

(1) 下水道使用料の減額

身 知 精

【電子申請二次元コード】



【対象者】 次の障がい者手帳を持っている方がいる世帯

- ① 身体障がい者手帳 1～3 級
- ② 療育手帳 A1・A2・B1
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級

【内容】 ① 障がい者が使用者本人の場合 75%の減額
② 障がい者が使用者の同居家族の場合 50%の減額

【適用開始】 申請された月の翌月以降の検針分から

※ 上下水道の使用者や住所及び減免理由（対象者、要件等）に変更があった場合は、改めて申請が必要ですので、すみやかにお手続きください。

※ 対象者が2か月以上の入院や施設入所中、又は予定している場合は、減免申請ができません。退院や退所後にお手続きください。

※ 対象者が週の4日以上を障がい者手帳記載の住所と異なる場所（病院、施設やグループホーム等）で生活している場合は、減免申請ができません。手帳記載の住所での在宅生活になった後にお手続きください。

【申請方法】 障がい者手帳をお持ちになって、電子申請又は下記窓口にてお手続きください。

【窓口】 下水道計画業務課 【電話】 50-8246 【FAX】 50-8388
神奈川県企業庁藤沢水道営業所 〒251-0025 鶴沼石上 2-6-1
【電話】 27-1211 【FAX】 25-2079

(2) 水道料金の減額

身 知 精

【電子申請二次元コード】



【対象者】 次の手帳又は、証書を持っている方がいる世帯

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級
- ② 療育手帳 A1・A2
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級
- ④ 身体障がい者手帳 3 級、療育手帳 B1 又は B2、精神障がい者保健福祉手帳 2 級のうち 2 つ以上に該当
- ⑤ 特別児童扶養手当証書

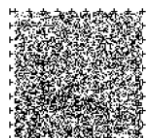
【内容】 基本料金と 1 か月あたり使用水量 8 m³ までの料金が減額されます。

【適用開始】 申請された月の翌月以降の検針分から

※ 上下水道の使用者や住所及び減免理由（対象者、要件等）に変更があった場合は、改めて申請が必要ですので、すみやかにお手続きください。

【申請方法】 障がい者手帳・証書をお持ちになって、電子申請又は下記窓口にてお手続きください。

【窓口】 下水道計画業務課 【電話】 50-8246 【FAX】 50-8388
神奈川県企業庁藤沢水道営業所 〒251-0025 鶴沼石上 2-6-1
【電話】 27-1211 【FAX】 25-2079
神奈川県営水道お客さまコールセンター ※お問い合わせのみ
【電話】 0570-005959 【FAX】 0570-014032



(3) NHK受信料の免除**身 知 精**

【対象者】【内容】

全額免除	身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	療育手帳又は判定書をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主で契約者の場合
	身体障がい者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1・2級）の方が、世帯主で契約者の場合
	療育手帳をお持ちで、障がい等級が重度（A1・A2）の方が、世帯主で契約者の場合
	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が、世帯主で契約者の場合

【申請方法】障がい者支援課又は地区福祉窓口で、交付された免除申請書を、NHK横浜放送局経営管理企画センターに送付します。NHKで免除申請書を受理した後、受理通知書が届きます。

【必要書類】手帳、印鑑（認印可、スタンプ印不可）

※全額免除申請の際、当該年度の1月1日に藤沢市に住所がない場合は、1月1日に住民登録があった市区町村で発行する市区町村民税額証明書等が必要です。

※証明に必要な情報を市の公簿で確認できない場合は、申請できない場合があります。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口がこども家庭センターとなります。

こども家庭センター 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

【制度に関するお問い合わせ】

NHK 横浜放送局 経営管理企画センター

〒231-8324 横浜市中区山下町281番地

【電 話】0120-151515 【FAX】044-822-0005

【受 付】平日10:00~17:00

(4) 点字郵便物郵便料金の免除**身**

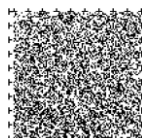
【対 象 者】次の郵便物を出される方

- ① 視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物
- ② 視覚障がい用の録音テープ等の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物（指定を受けている点字図書館、点字出版施設あてに差し出す場合、又はそこから差し出される場合のみ）

【内 容】郵送料が無料になります。（3kg以内）

郵便物の表に「Items for the blind」と記載が必要です。外から点字郵便物と判断がつかない場合は、郵便物の一部を開封することがあります。

【窓 口】各郵便局



(5) NTT東日本電話番号案内料の免除（ふれあい案内）

身 知 精

- 【対 象 者】① 身体障がい者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方
- ア 視覚障がい1～6級
 - イ 肢体不自由1・2級
上肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
 - ウ 聴覚障がい2・3・4・6級
 - エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3・4級
- ② 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方
- ア 視覚障がい 特別項症～第6項症
 - イ 肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症
 - ウ 聴覚障がい 第2・4項症
 - エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1・2・4項症
- ③ 療育手帳をお持ちの方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

【内 容】あらかじめ申請することにより、NTTの電話番号案内を無料で利用できます。
利用する際の受付電話番号は、0120-104565です。

【窓 口】ふれあい案内事務局 【受 付】9：00～17：00（年中無休）

【電 話】0120-104174 【FAX】0120-104134

(6) 携帯電話基本使用料等の割引

身 知 精

- 【対 象 者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方
- 【内 容】携帯電話基本使用料や通信料等が割引になります。サービスの内容は各社により異なります。
- 【必要書類】契約状況に応じて必要なものが異なりますので、取扱店でご確認ください。
- 【問 合 せ】

会社名	サービス名	携帯・PHS用番号	一般電話用番号
NTTdocomo	ハートィ割引	151	0120-800-000
au	スマイルハート割引	157	0120-977-033
SoftBank	ハートフレンド割引	157	0800-919-0157



11 税金の控除

(1) 所得税、市・県民税、相続税の障害者控除及び市・県民税非課税基準

身 知 精

【対象者】① 所得税、市・県民税

次の表に該当する障がい者（児）が所得税、市・県民税の納税義務者本人、又は納税義務者の同一生計配偶者、又は扶養親族である場合

② 相続税

次の表に該当する障がい者が相続又は遺贈により財産を取得する場合

【控除額】

	障害者控除	障害者控除（特別障がい）
対 象 者	①身体障がい者手帳 3～6 級を持っている方 ②療育手帳（B1・B2）を持っている方 ③精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級を持っている方など	① 身体障がい者手帳 1・2 級を持っている方 ② 療育手帳（A1・A2）を持っている方 ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を持っている方
所 得 税	所得金額から 27 万円が控除されます。	所得金額から 40 万円が控除されます。 同一生計となる配偶者や扶養親族が、同居特別障がい者の場合は、75 万円が控除されます。
市・県民税	所得金額から 26 万円が控除されます。	所得金額から 30 万円が控除されます。 同一生計となる配偶者や扶養親族が、同居特別障がい者の場合は、53 万円が控除されます。
相 続 税	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

※対象者について、詳細は国税庁ホームページのタックスアンサーNo.1160「障害者控除の対象となる人の範囲」をご覧ください。

※所得税については、原則手帳の交付を受けた年の年分から、市・県民税については、原則手帳の交付を受けた年の翌年度から控除の対象となります。毎年申告もしくは年末調整が必要です。

【市・県民税非課税基準】

市・県民税の納税義務者本人が ①身体障がい者手帳 1～6 級 ②療育手帳（A1・A2、B1・B2）③精神障がい者保健福祉手帳（1～3 級）のいずれかを持っており、合計所得金額 1 3 5 万円以下を満たす場合は市・県民税の非課税措置が適用されます。

【窓 口】市・県民税：市民税課 【電 話】50-3510 【FAX】50-8405

所得税・相続税：藤沢税務署 〒251-8566 朝日町 1-11 【電話】0570-00-5901

所得税・相続税に関するご質問がありましたら国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

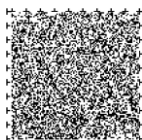
※ ただし、所得税、市・県民税を給与から源泉徴収、特別徴収されている場合は、勤務先の給与担当。

(2) 贈与税の非課税

身 知 精

日本国内に住所を有する特定障がい者（特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいのある方）が、特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障がい者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して、特定障がい者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額のうち、6,000 万円（特別障がい者以外の特定障がい者の方については 3,000 万円）までが非課税となります。国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

【窓 口】藤沢税務署 〒251-8566 藤沢市朝日町 1-11 【電 話】0570-00-5901



(3) 個人事業税の非課税・減免 身

【対象者】①両眼の視力を喪失した方、又は両眼の視力が0.06以下の方が、
あん摩、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合
②1～4級の身体障がい者手帳を持っている方が事業を行う場合

【内容】①の場合 非課税

②の場合 納期限までに申請書の提出があった時は、事業税額から5,000円を限度として減免されます。

【窓口】藤沢県税事務所 〒251-8534 鶴沼石上2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎

【電話】26-2111 【FAX】25-6289

(4) 預貯金等の利子非課税制度 身 知 精

【対象者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方等

【内容】元金350万円までの預貯金の利子及び額面の合計額350万円までの国債・地方債の利子が非課税となります。

【窓口】金融機関・証券会社

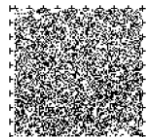
(5) 普通自動車の自動車税の減免

(5)-1 障がい者減免 身 知 精

【対象者】次の表に該当する障がい者手帳をお持ちの方で、自動車の所有（取得）や使用状況が

【内容】欄に該当する方

手帳の種類	障がいの区分		障がいの等級
身体障がい者手帳	視覚障がい		1～3級、4級の1（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下（3級の2に該当するものを除く。））
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3・5級
	音声又は言語機能障がい		3級（そしゃく機能障がいは対象外）
	上肢機能障がい		1・2級
	下肢機能障がい		1～7級
	体幹機能障がい		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（一上肢のみ運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能	1～7級
	心臓機能障がい		1・3・4級
	じん臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		
	小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
療育手帳			A1・A2
精神障がい者保健福祉手帳			1級



【内 容】申請期限までに申請された場合、次の自動車に係る自動車税が減免されます。減免の限度額は45,400円（年税額）です。

申請期限後に申請された場合は、申請月の翌月から月割りで減免となります。

対象自動車	自動車を所有（取得）する方	自動車をもっぱら運転する方
自家用車 （リース車を除き、日常生活において、障がい者がもっぱら使用する自動車）	障がい者	障がい者
		障がい者と生計を一にする方
	障がい者と生計を一にする方	障がい者
		障がい者と生計を一にする方
身体障がい者等のみで構成される世帯の障がい者	障がい者を常時介護する方	

【申請方法】 県税事務所又は自動車税管理事務所の窓口での申請、電子申請

※お電話で必要書類等をご確認の上、窓口申請は事前に来所日のご予約をお願いします。

【申請期限】 ① 3月31日時点で既に自動車を所有している方は、5月31日

※その後も随時受け付けますが、この場合の減免額は、申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額となります。

② 4月1日以降に新たに自動車を取得した方は、自動車を登録した日から1か月以内

【必要書類】 ① 障がい者本人又は障がい者の方と同居している方が自動車を所有（取得）し運転する場合
減免申請書、申請内容確認書、障がい者手帳、運転免許証、車検証

② 上記以外の場合

障がいのある方と所有者又は運転者が同居でない場合や、身体障がい者等のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する場合などは、県税事務所又は自動車税管理事務所にお問い合わせください。

【窓 口】 藤沢県税事務所

〒251-8534 鵜沼石上 2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎

【電 話】 26-2111 【FAX】 25-6289

自動車税管理事務所

〒232-8602 横浜市南区弘明寺町 31

【電 話】 045-716-2111 【FAX】 045-716-3199

自動車税管理事務所湘南駐在事務所 〒254-0082 平塚市東豊田 369-12

【電 話】 0463-54-2011 【FAX】 0463-53-2888

※ 令和8年3月31日をもって廃止された自動車税（軽自動車税）環境性能割については、自動車の登録日から1か月以内に申請されると減免（限度額9万円（税率3%の場合））となる可能性があります。詳しくは、県税事務所等にお問い合わせください。

(5)-2 帰宅用自動車の自動車税障がい者減免 身 知 精

【対 象 者】 (5)-1の障がい者減免の対象となる障がい者のうち、障がい福祉施設に入所している方を養護する方又はその方と生計を一にする方（障がい福祉施設が作成する個別支援計画に基づく障がい者の一時帰宅のために、年間24日以上使用していることが証明されたものに限りです）

【申請期限】・【窓口】 (5)-1の障がい者減免と同じ。

【内 容】 申請期限までに申請された場合、障がい福祉施設に入所している障がい者を養護する方又はその方と生計を一にする方が所有する自動車に係る自動車税が減免されます。

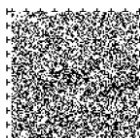
減免額は、①又は②のいずれか少ない額となります。

①税額の2分の1に相当する額

②22,700円（年税額）

申請期限後に申請された場合は、申請月の翌月から月割りで減免となります。

【必要書類】 県税事務所又は自動車税管理事務所にお問い合わせください。



(6) 軽自動車税の減免**身 知 精**

【対象者】下の一覧表を参照。ただし、精神障がいのある方については、自立支援医療受給者番号（精神通院）を受けていることが、その条件となります。

手帳の種類	障がいの区分		障がいの等級
身体障がい者手帳	視覚障がい		1～3級、4級の1（視力の良い方の目の視力が0.08以上0.1以下（3級の2に該当するものを除く。））
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3・5級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい		3級
	上肢機能障がい		1・2級
	下肢機能障がい		1～7級
	体幹機能障がい		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（－上肢のみ運動機能障がいがある場合を除く。）
		移動機能	1～7級
	心臓機能障がい		1・3・4級
	じん臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸機能障がい			
肝臓機能障がい		1～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
療育手帳			A1・A2
精神障がい者保健福祉手帳			1級（「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限る。）

【内容】障がいのある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方（身体障がい者に限る）が運転するもの又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転するものの軽自動車税を免除します。

障がいのある方1人につき1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

ただし、普通車の自動車税を減免されている方は対象になりません。

【申請方法】電子申請、郵送申請、窓口申請

【申請期限】納税通知書が届いた日から納期限（令和8年度は6月1日）まで（当日消印有効）。

【必要書類】軽自動車税減免申請書、障がい者手帳のコピー、運転者の運転免許証のコピー、自立支援医療受給者証のコピー（精神障がいのある方）。

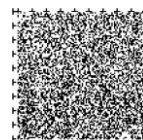
なお、軽自動車税減免申請書は申請期間中、ホームページ・納税課の窓口で取得できます。

電子申請の申請方法も申請期間中にホームページでご案内します。

詳しくは、事前にお問い合わせください。

【窓口】納税課 【電話】50-3570 【FAX】50-8405

※ 令和8年3月31日をもって廃止された軽自動車税環境性能割については、自動車の登録日から1か月以内に申請されると、減免（限度額9万円（税率3%の場合）となる可能性があります。詳しくは県税事務所等（83ページを参照）にお問い合わせください。



12 教 育

(1) 学校教育相談

身 知 精

【対 象 者】 教育的支援を必要とする児童生徒とその保護者

【内 容】 教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活に関する相談を行っています。

【窓 口】 藤沢市学校教育相談センター 【電 話】 50-3550 【FAX】 50-8423

(2) 就学相談

身 知 精

【対 象 者】 特別な教育的支援を必要とする次年度入学児及び児童生徒とその保護者等

【内 容】 特別な教育的支援を必要とする次年度入学児及び児童生徒が適切な教育を受けられるよう、就学・転学籍についての相談を行っています。

【窓 口】 藤沢市学校教育相談センター 【電 話】 50-3550 【FAX】 50-8423

(3) 教育相談

身 知 精

【対 象 者】 教育的支援を必要とするおおよそ3歳から18歳くらいまでの子どもとその保護者及び教育関係者

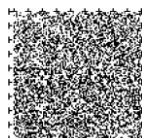
【内 容】 不登校やいじめなどの学校生活に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒に関する相談を行っています。

【窓 口】 神奈川県立総合教育センター教育相談課 〒251-0871 善行 7-1-1

【電 話】 81-8521

【電話による相談】 総合教育相談 81-0185 発達教育相談 84-2210

24時間子どもSOSダイヤル 0120-078-310



13 就労・雇用

(1) 藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）

身 知 精

【内 容】障がい者の就労支援について、専門の担当者が職業相談、紹介を行っています。また、支援機関と連携したチーム支援による就職から職場定着までを行っています。

【所 在 地】〒251-0054 朝日町 5-12 【電 話】 23-8609（47#） 【FAX】 25-4714

(2) 神奈川障害者職業センター

身 知 精

【内 容】就職を希望する障がい者や、障がい者を雇用しようとする事業主等に対して、次のような支援を行っています。

- ① 職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画策定
- ② 職業準備支援
- ③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
- ④ 職場復帰（リワーク）支援
- ⑤ 事業主に対する障がい者雇用についての助言
- ⑥ 関係機関（就労支援機関）への助言

【所 在 地】〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【電 話】 042-745-3131 【FAX】 042-742-5789

(3) 障害者雇用促進センター

身 知 精

【内 容】「障がい者雇用を検討している企業」と「障がい者就労支援機関」の皆様の相談・支援を行っています。

【所 在 地】〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 5 階

【電 話】 045-633-6110 【FAX】 045-633-5405

(4) 湘南地域就労援助センター（湘南障害者就業・生活支援センター）

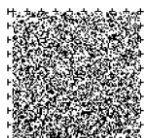
身 知 精

【対 象 者】藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町在住の方で障がい者手帳をお持ちの方、又は診断を受けた方

【内 容】一人ひとりの就労準備状況に合わせた職場を一緒に考え、必要な準備や訓練の提案、就労後の定着支援、就労に関わる生活面での支援を地域にある様々な関係機関と連携しながら進めるなど、自立・安定した就業生活を目指した支援を行います。

【所 在 地】〒251-0041 辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階

【電 話】 30-1077 【FAX】 34-5411



(5) 神奈川障害者職業能力開発校**身 知 精**

- 【対 象 者】①職業に必要な知識、技術・技能を習得して、職業に就こうという強い意思がある方
 ②集団での訓練に適應できる方
 ③障がいに伴う症状が安定しており、継続的な訓練の受講が可能な方

【内 容】障がいのある方の自立と就職を支援する公共職業能力開発施設で、国が設置し神奈川県が運営しています。

様々な障がいの状況に配慮しながら仕事の現場で必要なスキルを基礎から実践的な段階まで身につけ、活躍できる人材になれるよう丁寧な指導と就職のためのサポートを行っています。

コース名	訓練期間	入校時期・定員	対象
総合CAD	1年	4月 10名、	身体・精神
(※)総合CAD短期(仮称)	6か月	10月 10名	身体・精神
ITチャレンジ	1年	4月 10名、10月 10名	身体・精神
Web・DTP制作	1年	4月 20名	身体・精神
ビジネスサポート	1年	4月 5名	身体(視覚)
ビジネスキャリア	1年	4月 20名	知的・身体
ビジネス実務	6か月	4月 10名、10月 10名	精神
サービス実務	6か月	4月 10名、10月 10名	精神
総合実務	1年	4月 25名	知的

(※)総合CAD短期(仮称)コースは、令和8年10月に新設予定です。

【所在地】〒252-0315 相模原市南区桜台13-1

【電 話】042-744-1243 【FAX】042-740-1497

(6) 神奈川能力開発センター**知**

【対 象 者】義務教育修了以上で、満25歳未満までの知的障がい者

【内 容】知的障がい者で、新しく職業に就こうとする方や職業を転換しようとしている方に、その能力に応じた基礎的な技能を習得させるとともに、基本的な生活習慣や労働習慣を体得させて、雇用労働者として就労できるよう養成しています。

訓練期間は2年間で、定員は30名です。

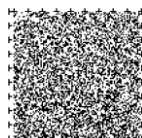
年次	科	訓練内容
1年次	職業基礎科	手工具及び機械操作の基本的要素作業や応用技能作業並びにパソコン、清掃、物流、サービス実務作業等の基礎的スキルを習得します。
2年次	総合加工技術コース 施設管理技術コース 物流販売技術コース	本人の希望と適性により3コースに分かれ、それぞれの専門的知識・技能及びパソコン等就職に必要な知識・技能を習得します。

【所在地】〒259-1101 伊勢原市日向496

【窓 口】神奈川能力開発センター 【電 話】0463-96-4555 【FAX】0463-96-4593

藤沢公共職業安定所 【電 話】0466-23-8609

[→86ページ](#)



14 スポーツ・文化・レクリエーション

(1) 藤沢ふれあいフェスタ 身 知 精

【内 容】障がいのある方もない方も、ともにふれあい、楽しめるイベントを行います。
 【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822
 藤沢市社会福祉協議会 「ふじさわボランティアセンター」
 〒251-8601 朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎 2階
 【電 話】26-9863 【FAX】50-3671

(2) ふじさわパラスポーツフェスタ 身 知 精

【内 容】さまざまなパラスポーツを体験できるイベントを毎年開催しています。
 【窓 口】藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会（（公財）藤沢市みらい創造財団 スポーツ事業課内）
 〒251-0026 鵜沼東 8-2
 【電 話】22-5633 【FAX】28-5749
 障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

(3) 神奈川県障害者スポーツ大会 身 知 精

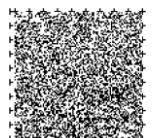
【対 象 者】県内（横浜市・川崎市を除く）に居住もしくは入所・通所・通学している方で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は医療受給者証のいずれかを持っている4月1日時点で13歳以上の方。ただし、医師に運動（競技会）に参加することを禁止されている方は除く。
 【内 容】実施時期や募集締切については、（公財）神奈川県身体障害者連合会のホームページ（<http://kanagawa-kenshinren.or.jp/>）でご確認ください。

種 目	障がい種別		
	身体	知的	精神
ボウリング	—	○	—
アーチェリー	○	—	—
フライングディスク（FD）	○	○	—
陸上競技	○	○	—
卓球	○	○	○
サウンドテーブルテニス（STT）	○	—	—
水泳	○	○	—
ボッチャ	○	—	—

【問い合わせ先】（公財）神奈川県身体障害者連合会 【電話】045-311-8736

(4) 神奈川県ゆうあいピック大会 知

【対 象 者】4月1日時点で12歳以上の知的障がい児者（団体）
 【内 容】次の種目の大会が行われます。
 バスケットボール（団体）、サッカー（団体）、バレーボール（団体）、ソフトボール（団体）
 【窓 口】一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会
 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2 県立スポーツセンター グリーンハウス内
 【電 話】0466-83-0033 【FAX】0466-83-0034



(5) 太陽の家体育館 身 知 精

【対象者】心身障がい者とその関係団体。ただし、支障がない場合は、その他の団体の利用もできます。

【内容】スポーツ活動等を通して心身障がい者の健康の維持、増進を図り、障がい者スポーツの普及と各種サークルの育成を促進し、地域住民とのふれあい、交流を図ることを目的にした施設で自主事業として障がい者スポーツの体験会も行っています。

■主な種目

障がい者卓球、フライングディスク、サウンドテーブルテニス、ローリングバレーボール、フロアバレーボール、ダーツ、ボッチャ、シャフルボード、バドミントン

【利用時間】午前9時～午後8時30分

【休館日】月曜日（休日の場合は開館）、休日の翌日、年末・年始（12月28日～1月4日）

【窓口】太陽の家 〒251-0037 鶴沼海岸6-6-12

【電話】33-1411 【FAX】34-4342

(6) 神奈川県立スポーツセンター 身 知 精

【内容】県内のスポーツ推進の拠点として障がい者のスポーツに配慮した設備を備えた施設で、トレーニング室、プール、陸上競技場は障がいのある方も個人利用が可能です。

パラスポーツ教室の開催のほか、パラスポーツ用具の貸出しなどを行っています。

【窓口】神奈川県立スポーツセンター健康・パラスポーツ課

〒251-0871 藤沢市善行7-1-2

【電話】81-2803 【FAX】83-4622

(7) 神奈川県障害者文化・芸術祭 身 知 精

【内容】障がい当事者の制作した作品（写真、書道、手芸、絵画など）の展示及び舞台発表（ダンス、コーラスなど）を行っています。

【窓口】神奈川県障害者社会参加推進センター 【電話】(045) 311-8736

【FAX】(045) 316-6860

(8) 図書館宅配サービス

【対象者】市内在住の障がいのある方又は高齢（65歳以上）の方で、ひとりで図書館・図書室に来館又は来室することが困難な方

【内容】図書館ボランティアが、図書館資料（本、雑誌、CD、カセット・ビデオテープ・DVD）をお届けし、回収します。

【窓口】総合市民図書館 〒252-0804 湘南台7-18-2

【電話】43-1111 【FAX】46-1130

南市民図書館 〒251-8570 南藤沢21-1 ODAKYU 湘南 GATE6 階

【電話】27-1044 【FAX】27-1045

辻堂市民図書館 〒251-0047 辻堂2-15-8

【電話】35-0028 【FAX】36-5186

湘南大庭市民図書館 〒251-0861 大庭5406-4

【電話】86-1666 【FAX】86-1441



(9) 障がい児の夏季レクリエーション活動費助成事業

- 【対象者】県内在住の障がい児（2名以上）を主体とした障がい児団体や親の会等の団体
【内容】助成対象経費の2分の1以内（限度額5万円）を補助します。1団体あたり年3回まで。
【必要書類】活動費助成申請書、事業計画書、収支予算書、助成金振込依頼書
【窓口】神奈川県 障害福祉課内 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
申請は（公財）神奈川県心身障害児福祉基金財団【電話】045-663-7028へ直接。

(10) 点字図書館 教養講座・IT講習会・バスハイクなど

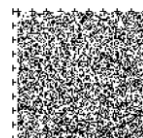
- 【対象者】市内在住・在勤・在学で身体障がい者手帳の視覚障がいの程度が1～6級の方
【内容】教養講座、料理教室、パソコン・デジタイズ図書読書機などのIT講習会、バスハイク、点字勉強会、字幕・副音声付映画体験会、手で触れて見る彫刻展等を開催しています。
【窓口】藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台7-18-2 総合市民図書館内
【電話】44-2662 【FAX】44-2388

(11) 市民農園貸付料の減額

- 【対象者】市内在住で、身体障がい者手帳、療育手帳あるいは精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
【内容】市民農園の貸付料が3割減額されます。利用開始時に申請が必要です。貸付料等市民農園の詳細に関することや利用をご希望の場合は公園課までお問い合わせください。
（※市民農園ごとに空き区画の状況や利用期間等が異なります。）
【必要書類】①市民農園貸付料減額申請書
②身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し
【窓口】公園課 【電話】50-3535 【FAX】50-8439

(12) 市営スポーツ施設団体登録

- 【登録条件】構成メンバーに障がいのある方が1人でもいる場合、5人以上の構成メンバーで、代表者は18歳以上の藤沢市内、及び湘南ライフタウン堤地区在住の方。
【内容】市営スポーツ施設の団体登録をする場合、10人以上の構成メンバー等の要件がありますが、構成メンバーに障がいのある方が1人でもいる場合は上記の要件となります。詳細はスポーツ推進課までお問い合わせください。
【対象施設】体育館（秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館）、野球場（八部公園、天神スポーツ広場、女坂スポーツ広場、葛原スポーツ広場、桐原公園、辻堂南部公園）、球技場（秋葉台公園、引地川親水公園）、学校屋外運動場夜間照明（長後中学校、御所見中学校、明治小学校、大清水中学校）
【手続き】オンラインにて団体登録。代表者の方は運転免許証などの本人確認書類、障がいのある方は「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特定疾患医療受給者証」「介護保険の被保険者証（要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当するとして記載がある者）」のいずれかを提出する必要があります。
【窓口】スポーツ推進課 【電話】0466-50-8243 【FAX】0466-50-8433



(13)文化施設等の割引

料金や割引率が変わる場合や、臨時休館の場合がありますので、ご利用の際お問い合わせください。

※掲載以外の施設でも、障がい者手帳の提示により割引が受けられる場合があります。

① 藤沢市の施設

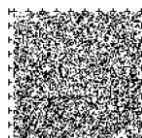
施設名	料金等	連絡先
ハヶ岳野外体験教室（宿泊使用料）	介護者1名も無料（一般：本館1,800円、宿泊棟1,300円）	電話 0267-98-5156 FAX 0267-98-5158
市営プール・駐車場（秋葉台・石名坂・八部）	介護者1名も無料（一般：秋葉台・八部400円、石名坂300円）	秩父宮記念体育館 22-5335 FAX28-5749 秋葉台文化体育館
市営トレーニングルーム・駐車場（秩父宮・秋葉台・八部）	介護者1名も無料（一般：秩父宮500円、秋葉台・八部300円）	88-1111 FAX88-8687 秋葉台公園プール
市営サウナルーム・駐車場（秋葉台・八部）	介護者1名も無料（一般500円）	88-1811 FAX88-0081 石名坂温水プール
市営体育館の個人使用・駐車場（秩父宮・秋葉台）	介護者1名も無料（一般200円）	82-5131 FAX82-5132 八部公園プール
湘南台文化センターこども館（展示ホール）	介護者1名も無料（一般300円）	36-1607 FAX36-1754 ※各施設の受付窓口に障がい者手帳又は障がい者手帳アプリを提示してください。
湘南台文化センターこども館（宇宙劇場）	介護者1名も無料（一般500円）	湘南台文化センターこども館 45-1500 FAX 45-1503 ※受付窓口に障がい者手帳又は障がい者手帳アプリを提示してください。 ※駐車場利用も無料となります。
江の島岩屋	介護者1名も無料（一般500円）	22-4141（藤沢市観光センター）
江の島サムエル・コッキング苑	介護者1名も無料（一般500円（夜間イベント開催時午後5時以降出苑の場合））	23-2444

② 藤沢市内の施設

新江ノ島水族館	同伴者1名も5割引（一般2,800円）	29-9960
江の島シーキャンドル（展望灯台）（江の島サムエル・コッキング苑内）	介護者1名も5割引（一般800円）	23-2444
県立辻堂海浜公園内有料施設（プール・交通展示館・スカイサイクル）	介護者1名も無料	34-0011 （辻堂海浜公園管理事務所） 35-7347 （ジャンポプール） 34-3743 （交通公園管理事務所）
江の島エスカー	介護者1名も5割引	23-2444

③ 横浜市内の施設

西 区	そごう美術館	介護者1名も無料	045-465-5515
	帆船日本丸・横浜みなと博物館	介護者1名も無料	045-221-0280
	横浜ランドマークタワー展望フロア	介護者1名も5割引	045-222-5030
	三菱みなとみらい技術館	介護者1名も無料	045-200-7351
	横浜美術館	介護者1名も無料	045-221-0300



中 区	日本郵船歴史博物館・日本郵船氷川丸	介護者 1 名も無料	045 - 211 - 1923
	馬の博物館	無料（介助者 1 名は 5 割引）	045 - 662 - 7581
	横浜開港資料館	介護者 1 名も無料	045 - 201 - 2100
	シルク博物館	介護者 1 名も無料	045 - 641 - 0841
	横浜人形の家	介護者 1 名も無料（特別展示を除く）	045 - 671 - 9361
	大佛次郎記念館	介護者 1 名も無料	045 - 622 - 5002
	神奈川近代文学館（展示観覧のみ）	介護者 1 名も無料	045 - 622 - 6666
	ブリキのおもちゃ博物館	介護者含めて 50 円引	045 - 621 - 8710
磯子区	はまぎんこども宇宙科学館	介護者 1 名（車いす利用の場合は 2 名）も入館料のみ無料	045 - 832 - 1166
	横浜市電保存館	介護者 1 名も無料	045 - 754 - 8505
金沢区	金沢動物園	介護者 2 名も無料	045 - 783 - 9100
	八景島シーパラダイス （アクアリゾートパスのみ）	18 歳以上の介護者 1 名も 5 割引	045 - 788 - 8888
都筑区	横浜市歴史博物館	介護者 1 名も無料	045 - 912 - 7777
	研修保養センター横浜あゆみ荘	休憩 600 円、宿泊 2,200 円（子供：休憩 500 円、宿泊 1700 円）※障がい者 1 名につき介護者 2 名まで同料金	045 - 941 - 8383
港北区	横浜ラポール	障がい者のみボーリング 1 ゲーム 200 円（利用者カード登録後、本人、同伴者 2 名まで施設利用無料）	045 - 475 - 2001
旭 区	よこはま動物園ズーラシア	介護者 2 名も無料	045 - 959 - 1000

④ 川崎市内の施設

高津区	川崎市民プラザ	障がい者手帳提示で、体育館、プール、トレーニングルーム、浴室が介護者 1 名も無料	044 - 888 - 3131
-----	---------	---	------------------

⑤ 相模原市の施設

中央区	相模原市立相模川ふれあい科学館	介護者 1 名も無料	042 - 762 - 2110
	相模原市立博物館	プラネタリウム、全天周映画観覧料が介護者も無料	042 - 750 - 8030
南区	相模原麻溝公園 ふれあい動物広場 『ポニーの乗馬』	無料（2 歳以上小学生以下）	042 - 778 - 3900

⑥ 鎌倉市内の施設

大船フラワーセンター		入場料・駐車場使用料について介護者 1 名も無料	0467 - 46 - 2188
県立近代美術館	葉山	介護者 1 名も無料	046 - 875 - 2800
	鎌倉別館		0467 - 22 - 5000

⑦ 東京都内の施設

東京都葛西臨海水族園	介護者 1 名も無料	03 - 3869 - 5152
東京都夢の島熱帯植物園	介護者 1 名も無料	03 - 3522 - 0281
江戸東京博物館	介護者 2 名も無料	03 - 3626 - 9974
しながわ水族館	介護者 1 名も 5 割引	03 - 3762 - 3433



15 その他の制度

(1) 成年後見制度利用支援

知 精

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産管理や契約手続きなどが困難な方に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の意思を尊重し、本人の心身状態や生活状況に配慮しながら財産管理や契約締結などを行うことにより、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度です。申立ての受付や審判は、家庭裁判所が行います。

【内 容】 経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合、市が申立ての費用と後見人等の報酬を助成します。助成を受けるには収入や資産など、一定の条件を満たしている必要があります。また、成年後見制度の利用に向けて、本人又は家族による申立てが難しい場合には、市長が申立てを行うことができます。

【窓 口】 福祉総合相談支援センター→12ページ 【電 話】 50-3533 【FAX】 50-8415
ふじさわあんしんセンター（藤沢市社会福祉協議会内）→17ページ
【電 話】 50-3055 【FAX】 55-3066

(2) 生活福祉資金の貸付け

身 知 精

【内 容】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方及び現に障がい者総合支援法によるサービスを利用している方、それと同程度と認められる方に対し、他の機関等から借入が困難な場合、自動車の購入や住宅の増改築及び補修、あるいは技能を習得するために必要とする資金等を貸し付けます。

※ 貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人がいない場合は、年1.5%（据置期間経過後）。延滞利率は年3.0%です。

※ 貸付けには神奈川県社会福祉協議会の審査があります。審査の結果により貸付けできない場合もあります。

【窓 口】 藤沢市社会福祉協議会→17ページ 【電話】 50-3525 【FAX】 26-6978

(3) 郵便等投票制度

身

【対 象 者】 身体障がい者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいのある方

※ 「身体障害者等級表による級別」ではなく、「障害名」の欄をご確認ください。

① 両下肢・体幹・移動機能の障がい1・2級

② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい1・3級

③ 免疫・肝臓の障がい1～3級

なお、上記の要件に該当し、かつ自ら文字の記載ができない方で、「身体障がい者手帳」に上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方は、代理記載による投票ができます。

【内 容】 衆・参議院議員や県議会議員、県知事、市議会議員、市長の選挙の際、自宅等で記載し、郵便による投票をすることができます。

【手 続 き】 ① 郵便等投票証明書の交付手続き

身体障がい者手帳（原本）を添えて交付申請書を提出します。交付には数日（場合によっては1か月程度）かかりますので選挙に関わらずお早めに手続きをすませてください。この証明書は7年間有効です。

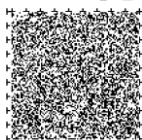
② 投票用紙等の請求手続き

各選挙の投票日の4日前までに郵便等投票証明書（原本）を添えて投票用紙等請求書を提出します。

【そ の 他】 戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証（要介護状態区分が『要介護5』）を持っている方も郵便等投票制度の対象者となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

【窓 口】 選挙管理委員会事務局 〒251-0054 朝日町1-1 市役所分庁舎2階

【電 話】 50-3564 【FAX】 50-8425



(4) 障がい者週間

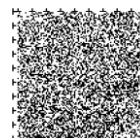
1993年（平成5年）12月3日に、障がい者施策に関する基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めること等によって、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的に、「心身障がい者対策基本法」を改正・改題する「障がい者基本法」が公布され、12月9日を「障がい者の日」と決めました。

その障がい者基本法が2004年（平成16年）**年**6月に改正され、障がいを理由とする差別禁止の理念を法律に明記するとともに、12月9日の「障がい者の日」が、同法公布日である12月3日から国連で「障がい者の権利宣言」が採択された日の9日までの1週間を「障がい者週間」として拡大されました。

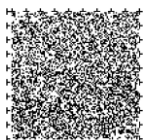
この障がい者週間を中心に、「障がい者週間の集い」をはじめとして、障がい者自らの自立と社会参加への意欲と、国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための各種の普及啓発活動が行われており、藤沢市では、障がい者週間のある12月にふれあいフェスタを実施しています。

(5) 障がいに関するマーク

 <p>身体障がい者標識 (身体障がい者マーク)</p>	<p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>【問合せ先】 藤沢市交通安全協会 電話：26-0100 藤沢北交通安全協会 電話：45-8110</p>
 <p>聴覚障がい者標識 (聴覚障がい者マーク)</p>	<p>聴覚に障がいがあることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>【問合せ先】 藤沢市交通安全協会 電話：26-0100 藤沢北交通安全協会 電話：45-8110</p>
 <p>国際シンボルマーク (車いすマーク)</p>	<p>障がいのある方が利用しやすい建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。</p> <p>※カー用品店・ホームセンターなどで販売しています。 ※このマークを表示しても道路交通法上の規制を免れるなどの証明にはなりませんので、ご注意ください。</p> <p>【問合せ先】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>



 <p>オストメイト用設備/オストメイト</p>	<p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）のための設備があること及びオストメイトであることを示すマークです。</p> <p>【問合せ先】 公益社団法人日本オストミー協会 電話：03-5670-7681 FAX：03-5670-7682</p>
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障がい者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）と補助犬ユーザーを社会の仲間として受け入れることを示すマークです。</p> <p>【問合せ先】 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 社会参加推進グループ 電話：045-210-4709 FAX：045-201-2051</p>
 <p>ヘルプマーク</p>	<p>障がいがある方や難病の方、妊娠中の方などが周囲に援助や配慮が必要なことを示すマークです。 ※障がい者支援課・保健予防課・こども家庭センター・地区福祉窓口で配布しています。</p> <p>【問合せ先】 障がい者支援課 電話：50-3528 FAX：25-7822</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<p>身体内部に障がいがあることを示し、周囲に理解と協力を求めるマークです。 ※障がい者支援課で名刺サイズに印刷したカードを配布しています。</p> <p>【問合せ先】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>



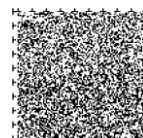
 <p>耳マーク</p>	<p>聴覚に障がいがあることを示すマークです。また、窓口などに表示し、聴覚に障がいがある方への配慮を示すマークとしても使われています。</p> <p>【問合せ先】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
 <p>ヒアリングループマーク</p>	<p>補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表すマークです。</p> <p>【問合せ先】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
<p>盲人のための</p>  <p>国際シンボルマーク</p>	<p>視覚に障がいがある方のために考慮された建物などに付けられている世界共通のマークです。</p> <p>【問合せ先】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886</p>

(6) ミライロID

ミライロIDは、株式会社ミライロが提供する障がいのある方に向けたスマートフォンアプリで、障がいのある方やその支援者が、ご自身の障がいの特性や配慮の必要な内容をスマートフォンで簡単に提示できるデジタルIDです。ミライロIDを提示いただくと、対象施設の障がい者割引や減免等をスムーズに受けられます。

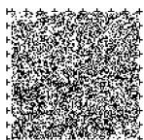
【問合せ先】ミライロID公式サイト

【アドレス】<https://mirairo-id.jp/>



1 身体障がい者障がい程度等級表（表の太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す）

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又は咀嚼機能の障がい	肢 体	
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢
一級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものを用い、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢大腿の2分の1以上で欠くもの
二級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I/4指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
三級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障がい	1. 両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及び人さし指の機能の全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの
四級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障がい	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及び人さし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したものの 6. おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
五級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及び人さし指の機能の著しい障がい 6. おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
六級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 人さし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
七級					1. 一上肢の機能の軽度の障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障がい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2. 一下肢の機能の軽度の障がい 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障がいと特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、七級に該当する障がい二以上重複する場合は、六級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものとす。					

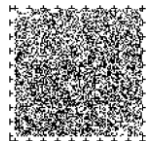


(身体障がい者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号より抜粋)

※7級は手帳の交付はありません。

不自由		内 部 障 が い							級 別	
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい	
	上肢機能	移動機能								
体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動、失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	一級
1. 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障がいにより立ち上がる事が困難なもの	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの						ヒト免疫不全の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なものに極度に制限されるもの	二級
体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動、失調等により使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会で日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会で日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	三級
	不随意運動、失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	四級
体幹機能の著しい障がい	不随意運動、失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								五級
	不随意運動、失調等により上肢の機能のおとるもの	不随意運動、失調等により移動機能のおとるもの								六級
	上肢に不随意運動、失調等を有するもの	下肢に不随意運動、失調等を有するもの								七級

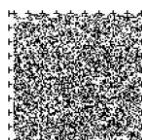
5. 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。
 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。



2 精神障がい者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の判定は、(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患（機能障がい）の状態の確認、(3) 能力障がいの状態の確認、(4) 精神障がいの程度の総合判定という順を追って行われます。障がいの状態の判定に当たっての障がい等級の判定基準は下表のとおりです。

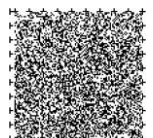
障がい等級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
1級 （精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6. 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7. 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7. 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）
2級 （精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7. 発達障がいによるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6. 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）



<p>3級 (精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分(感情)障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7. 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4. 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいええず不安定である。 6. 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
---	--	---

※精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の判定基準について

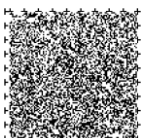
[平成28年3月31日神奈川県精神障がい者保健福祉手帳障がい等級判定基準について(通知)]より



3 療育手帳判定基準

(手帳交付自治体により、基準は異なります。)

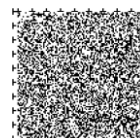
障がい程度		判定の基準
最 重 度	A 1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下、「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。 2. 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障がい者福祉法に基づく障がい等級（以下、「障がい等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重 度	A 2	1. 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 2. 指数がおおむね36以上50以下のもので、障がい等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中 度	B 1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽 度	B 2	1. 指数がおおむね51以上75以下のもの。 2. 指数が境界線級であって、かつ、精神科医による自閉症の診断書があり、県内の児童相談所（横浜市、川崎市、相模原市を除く。）又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。



4 福祉関係団体

【藤沢市障がい児者団体】 ※連絡先については障がい者支援課へお問い合わせください。

名 称	概 要
藤沢市身体障害者連合会	<p>【目的・内容】</p> <p>藤沢市身体障害者連合会は肢体障害者協会、聴覚障害者協会、視覚障害者福祉協会で組織し、身体障害者の社会的自立に必要な取り組みや福祉の増進を図るとともに、加盟団体の会員の親睦を図ることを目的に活動しています。</p>
藤沢市肢体障害者協会	<p>【目 的】</p> <p>会員相互の親睦と社会的自立に必要な活動や福祉の増進を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <p>スポーツや社会見学等を通じた仲間作り 学習会や歩行訓練等を実施し、知識・機能の向上を図る</p>
藤沢市視覚障害者福祉協会	<p>【目 的】</p> <p>視覚障がい者の福祉の向上をはかると共に、会員相互の親睦をはかる。</p> <p>【主な事業】</p> <p>福祉の向上をはかる活動として、藤沢市・神奈川県・厚生労働省などに対し、各種制度改善や新規制度の提案などの要望活動を進めています。また、親睦や福祉に関する基礎知識を深めるための日帰りバス研修旅行、各種学習会や落語・カラオケ交流会を開催しています。その他、市内の関係機関・団体と連携し、スポーツ・娯楽活動など幅広い活動を進めています。</p>
NPO 法人藤沢市聴覚障害者協会	<p>【目 的】</p> <p>会員相互の親睦と福祉の向上を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <p>文化・手話講習会、レクレーション事業の実施、手話サークル等、他団体との連携。</p>
藤沢市肢体不自由児者父母の会	<p>【目 的】</p> <p>市内在住の肢体不自由児者の育成と福祉を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般市民の理解を深める運動（機関誌「飛鳥」の発行） 2. 肢体不自由児者に対する施策の推進（手足の不自由な子供を育てる運動への協力） 3. 関係官庁並びに関係団体との連絡調整 （講演会や学習会の開催、各種施策委員会への参加） 4. 会員相互の親睦と啓発（宿泊研修旅行、クリスマス会）
藤沢市手をつなぐ育成会 （全国手をつなぐ育成会連合会 藤沢支部）	<p>【目 的】</p> <p>知的障がいのある本人・家族が、それぞれの意思のもと、自分らしく地域の中で生活できるように活動する。</p> <p>【主な事業】</p> <p>研修会・勉強会の開催、 行政への要望提出、 関係諸団体との連携・協力 会報発行と諸行事による会員交流</p>

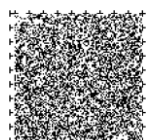


<p>藤沢市自閉症協会 (自閉症児・者親の会 自閉症児・者本人支援部会)</p>	<p>【目 的】 自閉症スペクトラムの人たちの社会参加の実現のために、専門家のほか広く市民全般へ、障がい特性や支援の理解啓発活動を行う。本人活動の中で支援の有効性に気づくことで、健やかな成長と自律的な社会参加を促す。</p> <p>【主な事業】 ・『世界自閉症啓発デー』における「自閉症啓発展」「江の島シーキャンドルBLUE ライトアップイベント」の実施 ・特性理解と支援の勉強会『自閉症スペクトラムを知ろう』 ・藤沢市発達障がい相談支援事業所リート家族教室アドバイザー ・本人支援活動（バスハイク等） ・広報発行や官公庁への要望書提出など。</p>
<p>藤沢ひまわり会</p>	<p>【目 的】 精神障がい者の回復に向けた活動と、家族や支援者が健やかな心を求めて、障がいを乗り越え、励まし合い、力強く生きてゆくための活動をする。</p> <p>【主な事業】 精神保健福祉対策を充実発展させる事業 精神障がい者とその家族の相互扶助と親睦を図る 精神保健福祉の普及啓発のためのセミナー・講演会等の実施</p>
<p>藤沢市オストメイトの会</p>	<p>【目 的】 オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が生活の質の向上と安心して暮らせる社会を目指す。</p> <p>【主な事業】 公益社団法人日本オストミー協会神奈川支部の下部組織であり、講演会、相談会を実施。電話での相談も受け付ける。</p>
<p>藤沢市腎友会</p>	<p>【目 的】 会員の親睦をはかり、腎臓病患者の社会的、経済的向上を図ることを目指す。</p> <p>【主な事業】 福祉制度の充実、臓器移植の推進、機関誌の発行、医療講演会の開催</p>
<p>藤沢言語友の会</p>	<p>【目 的】 会員相互の親睦を図り、お互い励まし合いながら、快方に向かうよう努力する。</p> <p>【主な事業】 月1回の定例会の開催、失語症に関する啓蒙活動、会報発行等</p>



【ボランティア団体・ボランティアサークル団体】

名 称	問合せ先
藤沢市手話サークル連絡協議会	障がい者支援課 50-3528
筆記通訳サークルふじさわ	障がい者支援課 50-3528
藤沢市点訳奉仕会	点字図書館 44-2662
藤沢市録音奉仕会	点字図書館 44-2662
藤沢市誘導奉仕会サンウォーク	点字図書館 44-2662



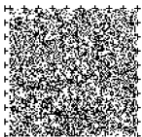
5 関係機関一覧

【市・市関係機関①《市役所本庁舎各課 〒251-8601 朝日町1-1/(代)25-1111》】

名 称	電 話	FAX	庁 内 所 在 地
保険年金課	50 - 3520	50 - 8413	本庁舎1階
保険年金課 国民年金担当	50 - 3521	50 - 8413	本庁舎1階
保険年金課 後期高齢担当	50 - 3575	50 - 8413	本庁舎1階
障がい者支援課	50 - 3528	25 - 7822	本庁舎2階
高齢者支援課	50 - 3571	50 - 8412	本庁舎2階
地域福祉推進課	50 - 3544	50 - 8415	本庁舎2階
バックアップふじさわ	50 - 3533	50 - 8415	本庁舎2階
福祉総合相談支援センター	50 - 3544	50 - 8415	本庁舎2階
福祉総務課	50 - 8245	50 - 8441	本庁舎2階
介護保険課	50 - 8276	50 - 8443	本庁舎2階
生活援護課	50 - 3572	50 - 8414	本庁舎2階
子育て給付課	50 - 3580	50 - 8416	本庁舎3階
こども家庭センター	50 - 3569	50 - 8428	本庁舎3階
教育指導課	50 - 3559	50 - 8424	本庁舎3階
藤沢市学校教育相談センター	50 - 3550	50 - 8423	本庁舎3階
市民税課	50 - 3510	50 - 8405	本庁舎4階
納税課	50 - 3570	50 - 8405	本庁舎4階
市民相談情報課	50 - 3568	50 - 8409	本庁舎4階
広報シティプロモーション課	50 - 3500	24 - 5929	本庁舎6階
観光課	50 - 3531	50 - 8255	本庁舎8階
議会局	50 - 3566	24 - 0123	本庁舎9階
住まい暮らし政策課	50 - 3541	50 - 8223	分庁舎3階
下水道計画業務課	50 - 8246	50 - 8388	分庁舎5階
道路下水道総務課	50 - 3545	50 - 8422	分庁舎4階
公園課	50 - 3535	50 - 8439	分庁舎6階
消防局警防課情報指令センター	22 - 8182	22 - 8184	防災センター3階

【市・市関係機関②《市関係機関、市役所本庁舎以外の課等》】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
選挙管理委員会事務局	50 - 3564	50 - 8425	分庁舎2階
太陽の家体育館	33 - 1411	34 - 4342	251-0037 鵜沼海岸6-6-12
藤沢市点字図書館	44 - 2662	44 - 2388	252-0804 湘南台7-18-2 総合市民図書館内
環境事業センター	87 - 3912	87 - 9779	252-0816 遠藤2023-17
秩父宮記念体育館	22 - 5335	28 - 5749	251-0026 鵜沼東8-2
秋葉台文化体育館	88 - 1111	88 - 8687	252-0816
秋葉台公園プール	88 - 1811	88 - 0081	遠藤2000-1
八部公園プール	36 - 1607	36 - 1754	251-0037 鵜沼海岸6-12-1
石名坂温水プール	82 - 5131	82 - 5132	251-0875 本藤沢1-10-1
湘南台文化センターこども館	45 - 1500	45 - 1503	252-0804 湘南台1-8
総合市民図書館	43 - 1111	46 - 1130	252-0804 湘南台7-18-2
南市民図書館	27 - 1044	27 - 1045	251-8570 南藤沢21-1 ODAKYU湘南GATE 6階
辻堂市民図書館	35 - 0028	36 - 5186	251-0047 辻堂2-15-8
湘南大庭市民図書館	86 - 1666	86 - 1441	251-0861 大庭5406-4
藤沢市南部歯科診療所（藤沢市口腔保健センター内）	26 - 3310	24 - 5325	251-0025 鵜沼石上2-10-6
藤沢市北部歯科診療所（藤沢市保健医療センター内）	88 - 7315	88 - 7318	251-0861 大庭5527-1
藤沢市保健医療センター	88 - 7300	88 - 7353	
ふじさわあんしんセンター	55 - 3055	55 - 3066	分庁舎1階
バックアップふじさわ社協	47 - 8131	26 - 6978	分庁舎1階
藤沢市社会福祉協議会	50 - 3525	26 - 6978	分庁舎1階
地域福祉活動センター （ふじさわボランティアセンター）	26 - 9863	50 - 3671	分庁舎2階
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	46 - 7788	46 - 2233	252-0805 円行2-3-17
藤沢市保健所・地域保健課	50 - 3592	28 - 2020	
地域医療推進課	21 - 9993	28 - 2020	251-0022 鵜沼2131-1
藤沢市保健所・保健予防課	50 - 3593	28 - 2121	藤沢市保健所・南保健センター
健康づくり課	21 - 7344	28 - 2280	



【市・市関係機関③《市民センター・公民館 ☆地区福祉窓口》】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
六会市民センター ☆地区福祉窓口	81 - 6677	83 - 2298	252-0813 亀井野4-8-1
片瀬市民センター ☆地区福祉窓口	27 - 2711	25 - 8907	251-0032 片瀬3-9-6
明治市民センター ☆地区福祉窓口	34 - 3444	33 - 5727	251-0042 辻堂新町1-11-23
御所見市民センター ☆地区福祉窓口	48 - 1002	48 - 5807	252-0824 打戻1760-1
遠藤市民センター ☆地区福祉窓口	87 - 3009	87 - 3008	252-0816 遠藤2984-3
長後市民センター ☆地区福祉窓口	44 - 1622	46 - 7034	252-0801 長後513
辻堂市民センター ☆地区福祉窓口	34 - 8661	34 - 4187	251-0046 辻堂西海岸2-1-17
善行市民センター ☆地区福祉窓口	81 - 4431	81 - 4441	251-0871 善行1-2-3
湘南大庭市民センター ☆地区福祉窓口	87 - 1111	87 - 1110	251-0861 大庭5406-1
湘南台市民センター ☆地区福祉窓口	45 - 1600	45 - 1604	252-0804 湘南台1-8
鵠沼市民センター ☆地区福祉窓口	33 - 2001	33 - 2203	251-0037 鵠沼海岸2-10-34
六会市民センター石川分館 ☆地区福祉窓口	88 - 5600	88 - 5700	252-0815 石川1-1-22
村岡市民センター ☆地区福祉窓口	23 - 0634	23 - 0641	251-0012 村岡東1-5-17
藤沢市民センター ☆地区福祉窓口(5月開設予定)	22 - 0019	22 - 0293	251-0053 本町1-12-17

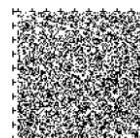
【県・県関係機関】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
神奈川県藤沢県税事務所	26 - 2111	25 - 6289	251-8534 鵠沼石上2-7-1
神奈川県立総合療育相談センター	84 - 5700	80 - 1901	252-0813 亀井野3119
神奈川県中央児童相談所	84 - 1600	84 - 2970	
神奈川県聴覚障害者福祉センター	27 - 1911	27 - 1225	251-8533 藤沢933-2
藤沢警察署	24 - 0110		251-0028 本鵠沼4-1-8
藤沢北警察署	45 - 0110		252-0805 円行2-5-1
藤沢市交通安全協会	26 - 0100		251-0028 本鵠沼4-1-8
藤沢北交通安全協会	45 - 8110		252-0805 円行2-5-2
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	27 - 1211	25 - 2079	251-0025 鵠沼石上2-6-1
神奈川県立総合教育センター	81 - 0188		251-0871 善行7-1-1
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045 - 210 - 4703	045 - 201 - 2051	231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ	045 - 210 - 5871	045 - 210 - 8873	
神奈川県警察本部地域部通信指令課	045 - 211 - 1212		231-8403 横浜市中区海岸通2-4
神奈川県警察運転免許センター 運転教育課 適性審査係	045 - 365 - 3111	045 - 363 - 7816	241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1
自動車税管理事務所湘南駐在事務所	0463 - 54 - 2011	0463 - 53 - 2888	254-0082 平塚市東豊田369-12
かながわ成年後見推進センター	045 - 534 - 6045	045 - 314 - 3472	221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川社会福祉センター内
かながわともしびセンター／かながわポ ランティアセンター	045 - 312 - 4813 045 - 312 - 4815	045 - 312 - 6307	221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
小児療育相談センター	045 - 321 - 1721	045 - 321 - 3037	221-0822 横浜市神奈川区西神奈川1-9-1
神奈川県ライトセンター	045 - 364 - 0023	045 - 364 - 0027	241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2
神奈川県精神保健福祉センター	045 - 821 - 8822	045 - 821 - 1711	233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2
一般社団法人かながわ土地建物保全協会	045 - 201 - 9961		231-8613 横浜市中区日本大通33

【国の機関・その他】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
藤沢税務署	22 - 2141	-	251-8566 朝日町1-11
藤沢年金事務所	50 - 1151	50 - 1242	251-8586 藤沢1018
ハローワーク藤沢	23 - 8609	25 - 4714	251-0054 朝日町5-12
藤沢郵便局	0570 - 200 - 170	-	251-8799 藤沢115-2
藤沢北郵便局	0570 - 033 - 781	-	252-0899 高倉1220
NHK横浜放送局	045 - 212 - 2822	044 - 822 - 0005 (受信料について)	231-8324 横浜市中区山下町281

※所在地・電話番号等、変更がある可能性がありますのであらかじめご了承ください。



6 藤沢バリアフリーマップ

藤沢市では藤沢市内の駅、公共施設、商業施設、観光施設等のトイレや移動に関するバリアフリーの情報をまとめた「藤沢バリアフリーマップ」を作成しています。

藤沢バリアフリーマップ

[English](#)

藤沢バリアフリーマップ
Fujisawa City

施設分類から検索

設備から検索（一覧）

設備から検索（地図）

全ての設備

トイレ

- 車いす対応トイレ
- オストメイト対応トイレ
- ベビーベッド・ベビーチェア対応トイレ
- 大人用大型ベッド対応トイレ

施設内

- 手話のできるスタッフが
- 車いすの貸出
- トイレ以外の授乳、オムツ替えスペース
- ベビーカーの貸出

ATM

- 車いす対応ATM
- 視覚障がい者用ATM

駐車場

- 障がい者用駐車スペース

市域全体の表示 [藤沢駅周辺](#) [辻堂駅周辺](#) [湘南台駅周辺](#) [バリアフリーマップの見方](#)

地図 航空写真

行政界(市)のON/OFF

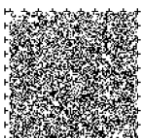
☆藤沢市のホームページでご覧いただけます。

※検索サイトから

藤沢バリアフリーマップ と検索してください。



藤沢バリアフリーマップ



障がい者差別解消法を知っていますか？

こんなことで困ったことはありませんか？

- 障がいがあることを理由に入会を断られた。
- 本人を無視して、付き添いの人だけにしか話をしてくれなかった。
- 盲導犬を同伴していることを理由に、入場を断られた。
- 聴覚に障がいがあることを伝えたのに、電話での申込方法しか案内がなかった。
- 視覚に障がいがあることを伝えたのに、書面の読み上げをせず、文書を渡された。

障がい者差別解消法では、行政機関や会社・お店などの事業者に対して「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮の提供」の義務を定めています。合理的配慮の提供について、これまで努力義務とされていた、会社やお店などの民間事業者も、2024年（令和6年）4月から、行政機関と同様、合理的配慮の提供が法的に義務化されています。

◎「不当な差別的取扱い」とは？

国・都道府県・市町村などの行政機関や会社・お店などの事業者が、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを「不当な差別的取扱い」といい、禁止されています。

◎「合理的配慮の提供」とは？

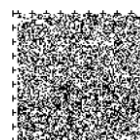
障がいのある人（家族や支援者を含む）から申し出があったときに、負担が重すぎない範囲で、状況に合わせた配慮を行うことが定められています。

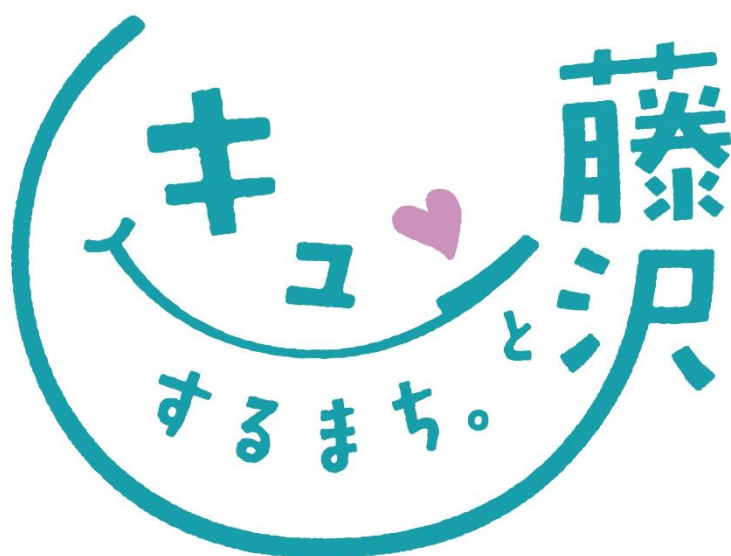
※ この法律が禁止しているのは、行政機関や会社・お店などによる差別です。この法律は、一人ひとりの考えを罰することはありません。



問い合わせ

障がい者支援課 電話：50-3528 FAX：25-7822





「障がい」について

藤沢市では、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、「害」という漢字がもつ否定的なイメージを考慮し、一部を除き「障がい者」「障がい」と表現しております。

発行者

藤沢市 福祉部 障がい者支援課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466-50-3528

FAX：0466-25-7822

E-mail: fj-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

発行年月日 第1版：2026年（令和8年）4月1日

